

文化財の保護に関する行政評価・監視

結 果 報 告 書

平成 16 年 11 月

総務省行政評価局

前 書 き

文化財は、我が国の歴史における様々な時代背景の中で、日常生活とのかかわりにおいて生み出され、現在まで守り伝えられてきた国民の貴重な財産であり、魅力ある地域づくりと将来の文化の向上・発展との基礎をなすものである。このため、文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資すること等を目的に、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「保護法」という。）が制定され、政府及び地方公共団体は、保護法において、文化財の保存が適切に行われるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならないとされている。

文部科学省は、保護法により、文化財のうち重要なもの等について、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財、史跡、名勝及び天然記念物に指定するとともに、所有者等に対し、管理について必要な規制等を行っているほか、建造物等の保存状況等の調査や重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡、名勝及び天然記念物の保存修理・防災施設整備等に必要な経費の一部を補助（平成15年度決算額：約337億円）するなど、文化財の保護に努めている。

しかし、最近では、国宝に指定されている奈良県明日香村の高松塚古墳壁画や特別史跡に指定されているキトラ古墳の壁画の劣化等に伴う保存対策の充実強化が求められていることなどから、重要文化財等の適切な保護が課題となっている。

この行政評価・監視は、重要文化財等の保護を推進する観点から、重要文化財等の指定又は指定の解除や管理の実施状況を調査し、関係行政の改善に資するため、実施したものである。

目 次

第 1	行政評価・監視の目的等	1
第 2	行政評価・監視結果	
1	重要文化財等の指定等の適切化	2
2	重要文化財等の管理の適切化.....	1 2 2

目 次

1 重要文化財等の指定等の適切化

図 1	文化財保護法の体系	8
表 1 -	重要文化財等の指定等の状況（平成 16 年 3 月 1 日現在）	9
表 1 -	重要文化財等の指定（文化審議会への諮問対象の選考）に関する担当課、関連する主な学会及び調査対象道府県における文化財に関する調査の実施状況	10
表 1 -	重要文化財等の新規指定、追加指定、指定解除の状況（平成 11 年 5 月～16 年 1 月）	11
表 1 -	重要文化財等別の指定基準と新規指定又は追加指定の理由の種類の対比	12
表 1 -	重要文化財等別の新規指定又は追加指定の理由及び理由の要点の一覧	29
事例 1 -	重要文化財（建造物）の新規指定又は追加指定の理由の類型に相当する可能性があると考えられる文化財の例	112
事例 1 -	史跡の新規指定又は追加指定の理由の類型に相当する可能性があると考えられる文化財の例	114
表 1 -	史跡名勝天然記念物の指定解除の理由の類型	116
表 1 -	史跡名勝天然記念物の指定解除の理由及び理由の要点の一覧	117
事例 1 -	史跡名勝天然記念物の指定解除の理由の類型に該当すると考えられる史跡名勝天然記念物の例	118

2 重要文化財等の管理の適切化

図 2	重要文化財等の管理に関する文化庁長官、都道府県教育委員会、市教育委員会と所有者等との主な関係	124
表 2 -	重要文化財等の管理に関する保護法の主な規定内容の概要	125
表 2 -	文化財保護指導委員の設置状況	132
表 2 -	重要文化財等の所有者等の変更届出等が必要な主な事項	133
表 2 -	調査対象道府県における重要文化財、重要有形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物の件数（平成 15 年 4 月 1 日現在）	133
事例 2 -	無許可の現状変更等が行われたため毀損、破損している史跡の例	134
事例 2 -	毀損、破損には至っていないものの無許可の現状変更等が行われている史跡、名勝の例	135
事例 2 -	所有者等による維持管理が不適切なため毀損、破損している重要文化財、史跡名勝天然記念物の例	136
事例 2 -	標識、境界標等が未設置の史跡名勝天然記念物の例	138
事例 2 -	消防用設備が未設置の重要文化財の例	139
事例 2 -	所有者等の変更届出等が提出されておらず所在が不明となっている重要文化財の例	140

第1 行政評価・監視の目的等

1 目的

この行政評価・監視は、重要文化財等の保護を推進する観点から、重要文化財等の指定又は指定の解除や管理の実施状況を調査し、関係行政の改善に資するため、実施したものである。

2 対象機関

(1) 行政評価・監視対象機関

文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省

(2) 関連調査等対象機関

道府県（12）、道府県教育委員会、市町村、市町村教育委員会、関係団体等

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 全局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

行政評価事務所 4事務所（神奈川、新潟、京都、鹿児島）

4 実施時期

平成15年4月～16年11月

第2 行政評価・監視結果

1 重要文化財等の指定等の適切化

通 知 事 項	説明図表番号
<p>文化財は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「保護法」という。）に基づき、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物及び伝統的建造物群に類型化されている。文部科学大臣は、保護法において、有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物のうち重要なもの等について、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財、史跡、名勝又は天然記念物（以下、史跡、名勝又は天然記念物を「史跡名勝天然記念物」という。）として指定することができることとされており、さらに、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いものでたくい国民の宝たるものを国宝、史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物として指定することができることとされている。</p> <p>また、文部科学大臣は、保護法において、伝統的建造物群のうち、市町村が定めた伝統的建造物群保存地区であって、市町村の申出に基づき、我が国にとって価値が特に高いものを重要伝統的建造物群保存地区として選定することができることとされている。</p> <p>これらの指定又は選定の件数は、平成 16 年 3 月 1 日現在、重要文化財が 1 万 2,370 件（うち、国宝 1,064 件）、重要無形文化財が 110 件、重要有形民俗文化財が 201 件、重要無形民俗文化財が 229 件、史跡が 1,495 件（うち、特別史跡 60 件）、名勝が 289 件（うち、特別名勝 29 件）、天然記念物が 927 件（うち、特別天然記念物 72 件）及び重要伝統的建造物群保存地区が 62 地区となっている。</p> <p>一方、文部科学大臣は、保護法において、文化財が重要文化財や史跡名勝天然記念物等としての価値を失った場合その他特殊の事由のあるときは、その指定又は選定を解除することができることとされている。</p> <p>なお、文部科学大臣は、保護法において、文化財の指定又は選定若しくは指定又は選定の解除については、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならないとされている。</p> <p>今回、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物（以下「重要文化財等」という。）の指定に当たり文部科学大臣が文化審議会に行う諮問の対象文化財の選考の状況、重要文化財等の指定又は指定の解除の理由、重要文化財等の指定又は指定の解除に係る状況等について、12 道府県において調査した結果は、次のとおりである。</p>	<p>図 1</p> <p>表 1 -</p> <p>表 1 -</p>

通 知 事 項	説明図表番号
<p>(1) 重要文化財等の指定の適切化</p> <p>重要文化財等の指定に当たっての諮問対象文化財の選考は、社団法人日本建築学会、社団法人土木学会、美術史学会、日本民俗学会、史学会等の学会の研究成果、地方公共団体が実施した近代化遺産(建造物等)総合調査、近代和風建築総合調査、民俗文化財調査、天然記念物緊急調査等により把握した情報に基づき、文化庁が担当調査官を派遣して現地調査を行い、指定する価値があると認められるものの中から行われている。</p> <p>この諮問対象の選考と文化審議会における審議は、「国宝及び重要文化財指定基準」(昭和 26 年文化財保護委員会告示第 2 号)、「特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準」(昭和 26 年文化財保護委員会告示第 2 号)、「重要有形民俗文化財指定基準」(昭和 29 年文化財保護委員会告示第 58 号)等に定められている指定の基準(以下「指定基準」という。)に基づき行われている。</p> <p>指定基準の内容は、</p> <p>(a) 重要文化財(建造物)では、建築物、土木構造物及びその他の工作物のうち、意匠的に優秀なもの、技術的に優秀なもの、歴史的価値の高いもの、学術的価値の高いもの、流派的又は地方的特色において顕著なものいずれかに該当し、かつ、各時代又は類型の典型となるもの</p> <p>(b) 史跡では、貝塚、集落跡、古墳、その他この類の遺跡、都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡、社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡、学校、研究施設、文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡、医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡、交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡、墳墓及び碑、旧宅、園池その他特に由緒のある地域の類、外国及び外国人に関する遺跡のうち、我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構(注) 出土遺物等において、学術上価値のあるもの</p> <p>など抽象的なものとなっている。</p> <p>(注) 古代の建築物の様式や配置などを知る残存物として、土地に残された基壇や柱穴など。</p> <p>しかし、平成 11 年 5 月から 16 年 1 月までに、文化審議会の答申を受けて重要文化財等に新規指定された 242 件及び追加指定された 95 件について、その指定の理由をみると、上記の指定基準に比べ、より具体的な内容になっており、これを整理し類型化して例示すると、次のとおりである。</p>	<p>表 1 -</p> <p>表 1 -</p> <p>表 1 -</p>

通 知 事 項	説明図表番号
<p>ア 重要文化財（建造物）</p> <p>（ア）新規指定</p> <p> a 住宅</p> <p> (a) 特定の地方における「最古の町家建築」_レ「古民家」_レ「地方特有の町屋建築」又は「最大規模の主屋」であって、かつ、「数少ないもの」_レ「同地方の町家の歴史を考える上で貴重なもの」_レ「建築様式に特定の時代の特徴を示すもの」又は「建築様式に特定の時代の民家の到達点を示すもの」であること。</p> <p> (b) 「外観構成や内部空間など意匠的に優れている建物」であって、かつ、「質の高い邸宅建築」_レ「特定の地方を代表する建物で建築当初の姿がよく残るもの」_レ「特定の建築資材を用いた最初期の建築でその構法や技術を伝えるもの」又は「特定の時代の建築の全体が完存しており、特定の建築様式の一典型を示すもの」であること。</p> <p> b その他建造物</p> <p> 特定の地方における「特定分野の遺構」_レ「唯一の特定芸能の遺構」_レ「屈指の芸能関係の建造物」又は「例の少ない建物」であって、かつ、「特定分野の変遷を知る上で重要なもの」_レ「築造年代が明らかな初期のもの」_レ「由緒ある古寺の芸能の場として貴重な遺構」_レ「地方における芸能文化の展開を理解する上で貴重なもの」又は「同建築に新たな様式が導入された時期のもの」であること。</p> <p>（イ）追加指定</p> <p> 「既指定の建築の周辺にある建物」であって、かつ、「特定の地方における建築様式の変遷を示すもの」_レ「類例の少ない建築様式で特定の時代の造形技術が発揮されたもの」_レ「既指定の建物と一体をなすもの」又は「特定の地方の民家の屋敷構成を知る上で重要なもの」であること。</p> <p>イ 史跡</p> <p>（ア）新規指定</p> <p> a 城跡等</p> <p> 「保存状況が良好」であって、かつ、「我が国を代表する城跡で出土品が多いもの」_レ「特定の城の歴史的考察を行う上で重要なもの」_レ「歴史的に著名な城跡」_レ「特定の地方の特定の時代の抗争史を考察する上で重要な城跡」_レ「有力大名の城跡」_レ「有力大名の高度な築城技術を示す城跡」又は「全体の構造が把握できる国府跡」であること。</p>	

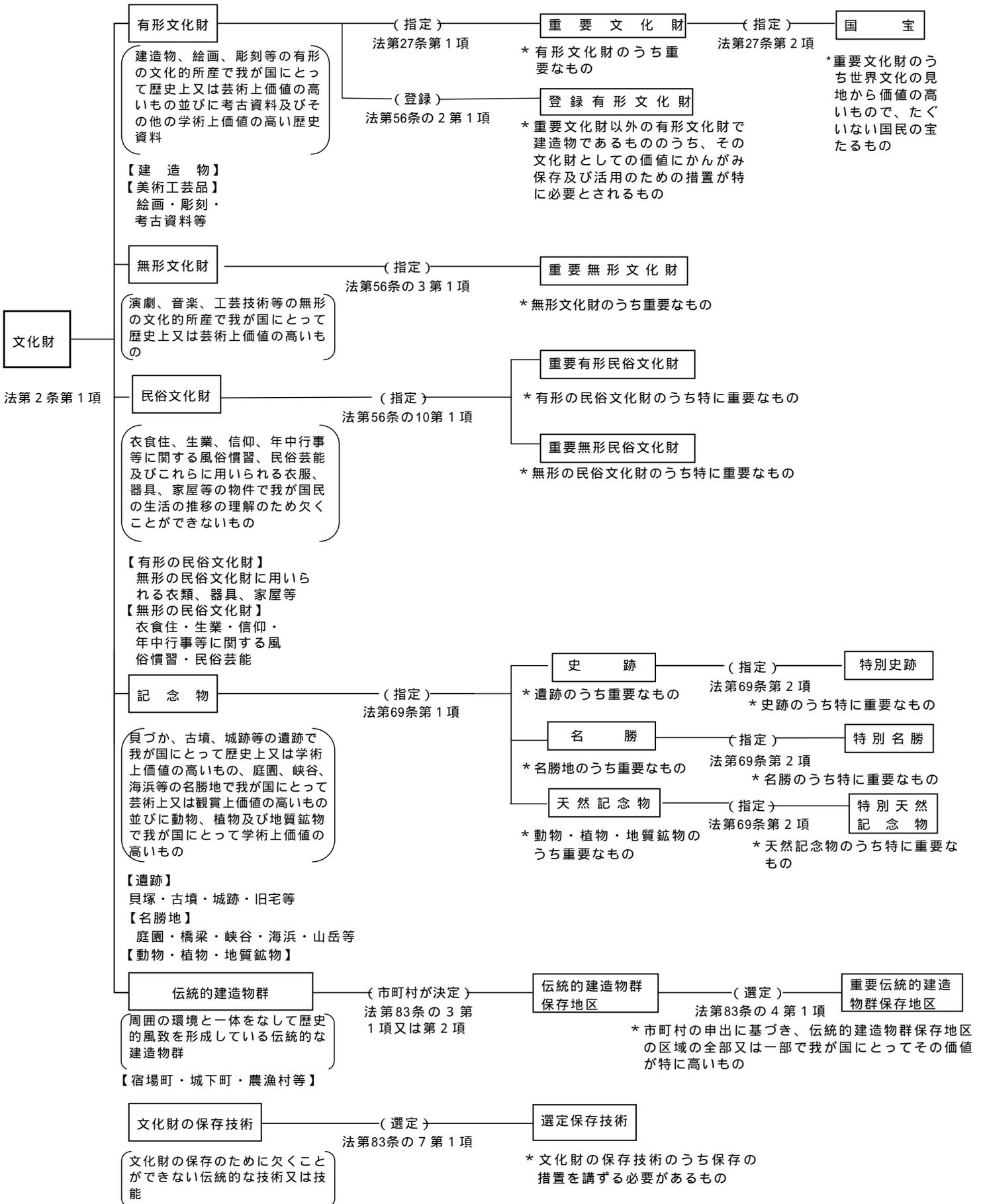
通 知 事 項	説明図表番号
<p>b その他史跡</p> <p>特定の時代における「特定の技術の基礎をなす遺跡」、「現存する貴重な遺跡で保存状態が良好なもの」、「特定の産業の技術等の実態を示す遺跡」、「巨大な遺跡」、「標識遺跡」又は「台場跡」であって、かつ、「特定の時代の社会・経済を知る上で重要なもの」、「特定分野の歴史を考察する上で重要なもの」、「特定の産業の最古の遺跡」、「特定の時代の海防体制を考察する上で重要」又は「特定の地方の代表的なもの」であること。</p> <p>(イ) 追加指定</p> <p>a 城跡等</p> <p>既指定部に「隣接する」又は「連続する」遺跡であって、かつ、「既指定部と密接な関連を有するもの」又は「既指定部に比べ古い時期に建築されたもの」であること。</p> <p>b 古墳</p> <p>「既指定部の周辺部で新たに確認されたもの」であって、かつ「既指定部と一体をなすもの」であること。</p> <p>ウ 天然記念物</p> <p>(ア) 新規指定</p> <p>植物</p> <p>「特異な遺伝形質をもった樹木の群落が残存しているもの」であること。</p> <p>(イ) 追加指定</p> <p>「既指定地区と隣接した地区を指定し、既指定地区の保全を図る必要があるもの」であること。</p> <p>一方、重要文化財等の指定に係る状況について 12 道府県において調査した結果、重要文化財等に指定されていない文化財の中には、既に指定されている重要文化財等の指定の理由と同様な評価が当該地域で行われており、上記の理由の類型に相当する可能性があると考えられるものが、次のように 7 件みられる。これら 7 件については、都道府県教育委員会（以下「都道府県教委」という。）又は市町村教育委員会（以下「市町村教委」という。）から指定の要望が行われている。</p> <p>）ア - (ア) - a - (a) (特定の地方における「地方特有の町屋建築」であって、かつ、「建築様式に特定の時代の特徴を示すもの」であること) に相当：1 件</p> <p>）ア - (ア) - a - (b) 「外観構成や内部空間など意匠的に優れている建</p>	<p>事例 1 - 事例 1 -</p>

通 知 事 項	説明図表番号
<p>物」であって、かつ、「特定の地方を代表する建物で建築当初の姿がよく残るもの」であること)に相当：1件</p> <p>)ア-(ア)-b(特定の地方における「特定分野の遺構」であって、かつ、「特定分野の変遷を知る上で重要なもの」であること)に相当：1件</p> <p>)イ-(ア)-a(「保存状況が良好」であって、かつ、「有力大名の城跡」であること)に相当：1件</p> <p>)イ-(ア)-b(特定の時代における「現存する貴重な遺跡で保存状態が良好なもの」であって、かつ、「特定分野の歴史を考察する上で重要なもの」であること)に相当：1件</p> <p>)イ-(イ)-a(「既指定部に隣接する遺跡」であって、かつ、「既指定部と密接な関連を有するもの」であること)に相当：1件</p> <p>)イ-(イ)-b(「既指定部の周辺部で新たに確認されたもの」であって、かつ、「既指定部と一体をなすもの」であること)に相当：1件</p>	
<p>(2) 重要文化財等の指定の解除の適切化</p> <p>文部科学大臣が行う重要文化財等の指定の解除については、具体的な基準は、定められていない。しかし、平成11年5月から16年1月までに、文化審議会の答申を受けて史跡名勝天然記念物から指定の解除又は指定の一部解除がされた5件について、その指定の解除の理由をみると、次のとおりである。</p> <p>ア「史跡名勝天然記念物が滅失しているもの」であること。</p> <p>イ「史跡名勝天然記念物の一部が原状回復困難な程度に毀損、破損しているもの」であること。</p> <p>一方、重要文化財等の指定の解除に係る状況について12道府県において調査した結果、史跡名勝天然記念物の中には指定の解除又は指定の一部解除に至っていないが、既に指定の解除又は指定の一部解除がされているものの解除の理由と同様の状況にあり、上記の理由に該当すると考えられるものが、次のように7件みられる。</p> <p>なお、このうち、4件については、都道府県教委又は市町村教委から指定の解除の要望が行われている。</p> <p>)ア(「史跡名勝天然記念物が滅失しているもの」であること)に該当：1件</p> <p>)イ(「史跡名勝天然記念物の一部が原状回復困難な程度に毀損、破損しているもの」であること)に該当：6件</p>	<p>表1 - 表1 -</p> <p>事例1 -</p>

通 知 事 項	説明図表番号
<p>このような状況にあつて、重要文化財等の指定に係る文化審議会への諮問対象の選考は、文化庁の調査官が収集した学会の研究成果、国庫補助を受けて地方公共団体が実施する文化財に関する調査結果等の情報により行われているものの、独自に地方公共団体から指定又は指定の解除の候補に係る情報を提供できる仕組みとなっていない。</p> <p>また、地方公共団体が、文化庁に対し指定又は指定の解除の候補に係る情報の提供を円滑に行う上で、重要文化財等の指定又は指定の解除の理由を整理し類型化することにより、指定又は指定の解除の候補に係る情報の提供に関する指針を策定し、これを地方公共団体に示すことが有効であると考えられるが、その指針が策定されていない。</p> <p>さらに、都道府県及び市町村の教育委員会は、保護法第 104 条に基づき、当該都道府県又は市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用に関し、文部科学大臣又は文化庁長官に対して意見を具申することができること（以下「意見具申制度」という。）とされているが、重要文化財等の指定又は指定の解除の候補に係る情報の提供に関しては、同制度の活用が図られていない。</p> <p>したがつて、文部科学省は、重要文化財等の指定又は指定の解除において、透明性、公正性を確保し、その一層の適切化を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>重要文化財等の指定又は指定の解除の理由を整理し類型化することにより、各々の文化財の特性に対応した重要文化財等の指定又は指定の解除についての文化審議会への諮問対象候補に係る情報の提供に関する指針を策定し、これを関係者に周知徹底すること。</p> <p>地方公共団体から文化庁に対する意見具申制度の枠組みの中に、この指針による指定又は指定の解除の候補に係る情報を提供できる仕組みを設け、これを関係者に周知徹底すること。</p>	

図 1

文化財保護法の体系



(注) 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

表1 -

重要文化財等の指定等の状況(平成16年3月1日現在)

【指 定】

1 重要文化財

種類	区分	重要文化財	
			うち、国宝
美術工芸品		10,120件	853件
建造物		2,250件(3,844棟)	211件(255棟)
合計		12,370件	1,064件

2 重要無形文化財

芸能関係	50件
工芸技術関係	60件
計	110件

3 重要有形民俗文化財 201件

4 重要無形民俗文化財 229件

5 史跡名勝天然記念物

史跡	1,495件
うち、特別史跡	60件
名勝	289件
うち、特別名勝	29件
天然記念物	927件
うち、特別天然記念物	72件

【選 定】

1 重要伝統的建造物群保存地区 62地区

2 選定保存技術 62件

【登 録】

登録有形文化財 3,727件

(注) 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

表1 - 重要文化財等の指定（文化審議会への諮問対象の選考）に関する担当課、関連する主な学会及び調査対象道府県における文化財に関する調査の実施状況

重要文化財等の種類	担当課（担当調査官数）	関連する主な学会	調査対象道府県における文化財に関する調査（国庫補助事業）の実施状況（平成10～14年度）
重要文化財（建造物）	建造物課（11人）	社団法人日本建築学会 社団法人土木学会	近代化遺産（建造物等）総合調査・・・4件 〔宮城県、愛知県、京都府、鹿児島県〕 近代和風建築総合調査・・・2件 〔神奈川県、大阪府〕
重要文化財（美術工艺品）	美術学芸課（17人）	美術史学会 東洋陶磁学会 日本漆工史学会 日本古文書学会 地方史研究協議会 木簡学会 日本考古学協会	史料調査・・・10件 〔北海道江差町、北海道上ノ国町、愛知県瀬戸市、京都府、京都府八幡市、奈良県、奈良県吉野町、福岡県（2件）、福岡県柳川市〕
重要無形文化財 重要有形民俗文化財 重要無形民俗文化財	伝統文化課（9人）	日本演劇学会 芸能史研究会 日本民俗学会	民俗文化財調査・・・12件 〔北海道（2件）、宮城県、埼玉県川越市、埼玉県東松山市、愛知県、愛知県犬山市、愛知県半田市、京都府、京都府福知山市、福岡県星野村、鹿児島県加治木町〕
史跡	記念物課（3人）	史学会	歴史の道整備活用事業・・・4件 〔埼玉県、奈良県、福岡県、鹿児島県〕
名勝	記念物課（2人）	日本造園学会	—
天然記念物	記念物課（4人）	日本生態学会 日本植物学会 日本動物学会 日本地質学会 日本地理学会	天然記念物緊急調査・・・1件 〔埼玉県〕

（注）1 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

2 「担当課（担当調査官数）」欄の担当調査官数は、平成16年1月1日現在の人数である。

表1 - 重要文化財等の新規指定、追加指定、指定解除の状況
(平成11年5月~16年1月)

(単位:件)

重要文化財等の種類 \ 区分	新規指定	追加指定	指定解除(一部解除を含む。)
重要文化財 (建造物)	73	5	0
重要無形文化財	26	0	0
重要有形民俗文化財	6	2	0
重要無形民俗文化財	25	0	0
史跡	81	80	2
名勝	22	4	0
天然記念物	9	4	5
計	242	95	7

(注)1 当省の調査結果による。

2 本表は、平成11年5月から16年1月までの間に、文化審議会の答申が行われ重要文化財等に新規指定、追加指定及び指定解除された文化財の件数である。

重要文化財等の種類	重要文化財等の指定基準	新規指定又は追加指定の理由の類型
		<p>でき貴重なもの」、「特定の時代の庶民文化を知るうえで貴重なもの」又は「特定の官庁営繕組織の作風を知る上で重要なもの」であること。</p> <p>(理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 重要文化財(建造物) - 【新規指定】 - 住宅の、23、25 計3件参照)</p> <p>著名な建築家の「代表作」又は「現存唯一の建物」であって、かつ、「特定の時代の住宅として数少ない例」、「外観及び内部も意匠的に優れているもの」、かつ、「敷地のほぼ全体が旧状のまま残っていること」又は「特定の地方の歴史、特定の者の生活状況を知る上で重要であるもの」であること。</p> <p>(理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 重要文化財(建造物) - 【新規指定】 - 住宅の、計2件参照)</p> <p>「建物のほぼ全容が残る」、かつ、「特定の地方に残る数少ない大規模住宅」又は「特定の地方で発達した建築様式からなる住宅」であって、かつ、「特定の地方の民家及び産業の歴史」又は「我が国における洋風建築史」を知る上でも重要なものであること。</p> <p>(理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 重要文化財(建造物) - 【新規指定】 - 住宅の、21 計2件参照)</p> <p>[神社・寺院]</p> <p>特定の地方、時代における「最古例と考えられる建物」、「代表的な建物」、「数少ない例」、「建物群がよく残っているもの」又は「流布した先駆の建物」であって、かつ、「洗練された意匠の建築」、「特定の時代の仏具が残存していること」、「特定の地方の建築文化の成熟を示すもの」、「地方における正統的なもの」又は「特定の地方の歴史、文化を考える上で重要なもの」であること。</p> <p>(理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 重要文化財(建造物) - 【新規指定】 - 神社・寺院の、、、、、計5件参照)</p> <p>類例が「ほとんどない建築様式」又は「少ない建築様式」であって、かつ、「特定の時代における創意と工夫が顕現された建物」、「特定の地方に唯一残された建物」又は「特定の時代における大建築」であること。</p> <p>(理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 重要文化財(建造物) - 【新規指定】 - 神社・寺院の、、計3件参照)</p> <p>類例が「ない建築様式」又は「少ない建築様式」であつ</p>

重要文化財等の種類	重要文化財等の指定基準	新規指定又は追加指定の理由の類型
		<p>て、かつ、特定の時代における「意匠的に価値が高い建物」又は「建築手法を備えた建物」で、かつ、特定の地方における「数少ないもの」又は「建築様式の発展を知る上で重要なもの」であること。</p> <p>(理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 重要文化財(建造物) - 【新規指定】 - 神社・寺院の、計2件参照)</p> <p>「特定の時代において数少ない建物」で、かつ、特定の地方の「核となる建物」又は「唯一の例」であって、かつ、建築様式の「伝播、普及」又は「発展過程」を知る上で重要なものであること。</p> <p>(理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 重要文化財(建造物) - 【新規指定】 - 神社・寺院の、計2件参照)</p> <p>特定の時代における「特定の建築様式として価値が高い建築」又は「特定の建築を知る上で貴重な建築」であること。</p> <p>(理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 重要文化財(建造物) - 【新規指定】 - 神社・寺院の、計2件参照)</p> <p>特定の地方における特定の時代の「特定の建築技法を知る上で重要な建物」又は「意匠を伝える建物」であること。</p> <p>(理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 重要文化財(建造物) - 【新規指定】 - 神社・寺院の、計2件参照)</p> <p>[文化、商業施設]</p> <p>特定の時代における「特定の建築の到達点を示す作品」、「特定産業に関連した建築」、「特定の建築の技法を伝える遺構」又は「特定建築の設計技術の習得度を測る上で重要な遺構」であって、かつ、「建設当時の最新の技術水準が示されているもの」、「洋風意匠を取り入れた現存最古のもの」、「数少ない建築様式のもの」又は「我が国の特定産業に関連する数少ないもの」であること。</p> <p>(理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 重要文化財(建造物) - 【新規指定】 - 文化、商業施設の、計4件参照)</p> <p>我が国における「様式建築の習熟の過程を示す建築」、「特定の建築の最初期の数少ないもの」又は「特定の建築様式を代表する建物」であって、かつ、「煉瓦を主体とした建築の到達点を示しているもの」、「地方における西洋建築の技術的変遷を示すもの」又は「各部の意匠も優れ、様式建築の習熟を示すもの」であること。</p>

重要文化財等の種類	重要文化財等の指定基準	新規指定又は追加指定の理由の類型
		<p>(理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 重要文化財(建造物) - 【新規指定】 - 文化、商業施設の、計3件参照)</p> <p>特定の官庁官繕組織の「確立期の建築」又は「建築意匠の展開を示す建築」であって、かつ、「保存状態も良好で、特定の地方における特定建築様式の普及を知る上でも重要なもの」又は「特定の建築様式を基調とした意匠で特定の地方に現存する歴史的施設の代表的なもの」であること。</p> <p>(理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 重要文化財(建造物) - 【新規指定】 - 文化、商業施設の、計2件参照)</p> <p>[近代化遺産]</p> <p>我が国における特定分野の「先駆の遺構」、「最大規模の遺構」、「最初期の遺構」又は「現存最古の遺構」であって、かつ、「特定分野の規範を示すもの」、「特定分野の到達点を示すもの」、「構造形式、築造技術からみて、日本近代の土木関係近代化遺産史上貴重なもの」、「大規模土木構造物として、土木技術史上重要なもの」、「特定分野の技術的発展を考えるうえで重要なもの」又は「特定分野のシステムの構成を知る上で重要なもの」であること。</p> <p>(理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 重要文化財(建造物) - 【新規指定】 - 近代化遺産の、計6件参照)</p> <p>[その他建造物]</p> <p>特定の地方における「特定分野の遺構」、「唯一の特定芸能の遺構」、「屈指の芸能関係の建造物」又は「例の少ない建物」であって、かつ、「特定分野の変遷を知る上で重要なもの」、「築造年代が明らかな初期のもの」、「由緒ある古寺の芸能の場として貴重な遺構」、「地方における芸能文化の展開を理解する上で貴重なもの」又は「同建築に新たな様式が導入された時期のもの」であること。</p> <p>(理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 重要文化財(建造物) - 【新規指定】 - その他建造物の、計5件参照)</p> <p>我が国の「現存する特定分野の最大長の遺構」、「特定分野を代表する遺構」、「現存する最古の近代橋梁で同建設史上価値が高いもの」、「交通網の起点となる施設で首都を象徴する建築」、「現存する最古の特定技術に基づく橋梁」又は「特定分野の歴史を知る上で重要な遺構」であって、かつ、「特定の時代を代表するもの」、「近代の特定分野の技術的到達点を示すもの」、「特定の時代を代表</p>

重要文化財等の種類	重要文化財等の指定基準	新規指定又は追加指定の理由の類型
		<p>する吊橋」、「著名な建築家の集大成の建築物」、「特定分野の技術の確立を表徴する遺構」又は「建物のほぼ全容が残り、全国的にも類例が少ないもの」であること。</p> <p>(理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 重要文化財(建築物) - 【新規指定】 - その他建造物の、 、 、 、 、 計6件参照)</p> <p>特定の時代、地方における「他に例をみない特定分野の遺構」、「特定分野の代表的な遺構」、「石造建築物」「著名な建築デザイナーの作品」又は「特定分野の先駆の遺構」であって、かつ、「我が国の特定の時代における西欧建築技術受容を知るうえで重要なもの」、「土木技術の時代的特色をよく示すもの」、「石造建造物の原点に位置づけられるもの」、「特定建築の特質を代表するもの」又は「特定分野の規範を示すもの」であること。</p> <p>(理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 重要文化財(建築物) - 【新規指定】 - その他建造物の、 、 、 、 、 計5件参照)</p> <p>「外観構成や内部空間など意匠的に優れている建物」であって、かつ、「宗教関係建築の基本である建築様式が形成された初例のもの」又は「特定の地方で建設された特定の建築様式の最晩期のもの」であること。</p> <p>(理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 重要文化財(建築物) - 【新規指定】 - その他建造物の、 計2件参照)</p> <p>【追加指定】</p> <p>「既指定の建築の周辺にある建物」であって、かつ、「特定の地方における建築様式の変遷を示すもの」、「類例の少ない建築様式で特定の時代の造形技術が発揮されたもの」、「既指定の建物と一体をなすもの」又は「特定の地方の民家の屋敷構成を知る上で重要なもの」であること。</p> <p>(理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 重要文化財(建築物) - 【追加指定】の、 、 、 計4件参照)</p> <p>「土蔵群などの附属施設」又は「周辺環境」と一体となっているものであって、かつ、「屋敷の構えを伝えているもの」又は「良好な風致を形成しているもの」であること。</p> <p>(理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 重要文化財(建築物) - 【追加指定】の、 計2件参照)</p>
重要無形文化財	[芸能関係] 一 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち次の各号の一に該当	<p>【新規指定】</p> <p>[芸能] 「高度な技法により演じられるもの」、「我が国の代表的</p>

重要文化財等の種類	重要文化財等の指定基準	新規指定又は追加指定の理由の類型
	<p>するもの</p> <p>(一) 芸術上特に価値の高いもの</p> <p>(二) 芸能史上特に重要な地位を占めるもの</p> <p>(三) 芸術上価値が高く、又は芸能史上重要な地位を占め、かつ、地方的又は流派的特色が顕著なもの</p> <p>二(略)</p> <p>[工芸技術関係]</p> <p>陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次の各号の一に該当するもの</p> <p>(一) 芸術上特に価値の高いもの</p> <p>(二) 工芸史上特に重要な地位を占めるもの</p> <p>(三) 芸術上価値が高く、又は工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的特色が顕著なもの</p> <p>(以下略)</p>	<p>な伝統音楽の一つ」、「上品で重厚、温雅な音楽的表現を行う芸能」、「複雑な節回しで感情豊かに語り出すもの」、「語り手の調子や声の高さを離れて繊細で微妙に演奏されるもの」又は「高度な技術により演奏されるもの」であって、かつ、「芸能史上重要で、芸術上価値が高いもの」であること。</p> <p>(理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 重要無形文化財 - 【新規指定】 - 芸能の 、 、 、 、 、 計6件参照)</p> <p>「歴史上の出来事に関連して成立するなど芸能史上特に重要な地位を占めるもの」又は「伝統舞踊に欠くことができない古典音楽」あつて、かつ、「芸術上特に価値が高く、地方的特色が顕著なもの」であること。</p> <p>(理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 重要無形文化財 - 【新規指定】 - 芸能の 、 計2件参照)</p> <p>我が国の「代表的な話芸」又は「音楽史上において重要な地位を占める技法」であつて、かつ、「芸術上特に価値が高く、芸能史上も特に重要な地位を占めるもの」又は「他の同種芸能の母体となったもの」であること。</p> <p>(理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 重要無形文化財 - 【新規指定】 - 芸能の 、 計2件参照)</p> <p>[工芸技術]</p> <p>「高度な技法の」、「高い技量の」、「特色ある染織の」、「成果物が全国的評価の高い」、「特定技法の最高級の」又は「意匠に工夫が凝らされた」制作技術であつて、かつ、「芸術上価値が高く、工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的特色が顕著なもの」であること。</p> <p>(理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 重要無形文化財 - 【新規指定】 - 工芸技術の 、 、 、 、 、 計7件参照)</p> <p>「高度な技術」、「優れた造形感覚と技量」又は「高度な技量と集中力」を要する制作技術であつて、かつ、「芸術上特に価値が高く、工芸史上特に重要な地位を占めるもの」であること。</p> <p>(理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 重要無形文化財 - 【新規指定】 - 工芸技術の 、 、 、 計4件参照)</p> <p>我が国の「染織史上きわめて重要な工芸技術」又は「工芸史上重要な地位を占めるもの」であつて、かつ、「我が国の織物美の原点であるもの」又は「芸術上価値の高い、</p>

重要文化財等の種類	重要文化財等の指定基準	新規指定又は追加指定の理由の類型
		<p>主要な漆芸技法」であること。 (理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 重要無形文化財 - 【新規指定】 - 工芸技術の、計2件参照) 「特定の地方で発達した技法」であって、かつ、「芸術上価値が高く、工芸史上重要な地位を占めるもの」であること。 (理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 重要無形文化財 - 【新規指定】 - 工芸技術の 参照) 「古来の形態を伝える伝統的な技法が確実に伝承」されており、かつ、「工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的特色が顕著なもの」であること。 (理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 重要無形文化財 - 【新規指定】 - 工芸技術の 参照) 「陶芸技法の中でもきわめて難しい技法」であって、かつ、「高度な芸術的表現を可能にする陶芸技法」であること。 (理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 重要無形文化財 - 【新規指定】 - 工芸技術の 参照)</p>
重要有形民俗文化財	<p>一 次に掲げる有形の民俗文化財のうちその形様、制作技法、用法等において我が国民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの</p> <p>(一) 衣食住に用いられるもの 例えば、衣服、装身具、飲食用具、光熱用具、家具調度、住居等</p> <p>(二) 生産、生業に用いられるもの 例えば、農具、漁猟具、工匠用具、紡織用具、作業場等、</p> <p>(三) 交通、運輸、通信に用いられるもの 例えば、運搬具、舟車、飛脚用具、関所等</p> <p>(四)～(七)(略)</p> <p>(八) 民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの 例えば、衣装、道具、楽器、面、人形、玩具、舞台等</p> <p>(以下略)</p>	<p>【新規指定】</p> <p>「体系的、網羅的に収集、整理された資料」であって、かつ、「地域的な特色を示す用具のコレクション」、「特定の地域の産業の実態、文化を理解する上で貴重」、「特定の時代における女子教育とその指導者養成を示す資料」又は「特定の地域の生活文化の実態とその変遷を示す用具のコレクション」であること。 (理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 重要有形民俗文化財 - 【新規指定】の、、、、計5件参照) 「特定の地域の人形師の製作・修理技術と営業の実態を示す資料」であること。 (理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 重要有形民俗文化財 - 【新規指定】の 参照)</p> <p>【追加指定】</p> <p>「特定の地方の特定の産業の変遷過程を考察する上で重要」であって、かつ、「今後、収集の可能性の少ないもの」であること。 (理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 重要有形民俗文化財 - 【追加指定】の 参照) 「既指定の生産用具に出荷・販売等関係用具を指定するもの」であって、かつ、「既指定の資料の価値を高めるもの」であること。</p>

重要文化財等の種類	重要文化財等の指定基準	新規指定又は追加指定の理由の類型
		(理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 重要有形民俗文化財 - 【追加指定】の 参照)
重要無形民俗文化財	<p>一 風俗慣習のうち次の各号の一に該当し、特に重要なもの</p> <p>(一) 由来、内容等において我が国民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの</p> <p>(二) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの</p> <p>二 民俗芸能のうち次の各号の一に該当し、特に重要なもの</p> <p>(一) 芸能の発生又は成立を示すもの</p> <p>(二) 芸能の変遷の過程を示すもの</p> <p>(三) 地域的特色を示すもの</p>	<p>【新規指定】</p> <p>[風俗慣習]</p> <p>「特定の地域を代表する行事」であって、かつ、「全国的に類例の少ないもの」、「地域の祭への関与や伝承に特色がみられるもの」、「現在も盛んに行われているもの」、「参加者が異装をして行うもの」又は「祭祀組織に特色がみられるもの」であること。</p> <p>(理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 重要無形民俗文化財 - 【新規指定】 - 風俗慣習の 、 、 、 計5件参照)</p> <p>「地域的特色を示す行事」であって、かつ、「日本海側における同種行事の南限であるもの」、「特定の地域の御船行事の典型例」又は「特定の地方の伝統的な小正月行事の典型的なもの」であること。</p> <p>(理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 重要無形民俗文化財 - 【新規指定】 - 風俗慣習の 、 、 計3参照)</p> <p>「地域的特色が豊富な行事」であって、かつ、「特定の地域において類例が少ないもの」又は「古い形式を残すもの」であること。</p> <p>(理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 重要無形民俗文化財 - 【新規指定】 - 風俗慣習の 、 計2件参照)</p> <p>「日本人の神観念や民間信仰を理解する上で重要な行事」であって、かつ、「他に類例がほとんどみられないもので、かつ、「地域的特色が豊富なもの」であること。</p> <p>(理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 重要無形民俗文化財 - 【新規指定】 - 風俗慣習の 参照)</p> <p>「神輿の渡御を中心とする祭りに仮装の行列や作り物が加わった類例の少ない行事」であること。</p> <p>(理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 重要無形民俗文化財 - 【新規指定】 - 風俗慣習の 参照)</p> <p>「全国的に類例の少ない行事」であって、かつ、「特定の集団によって伝承されているもの」であること。</p> <p>(理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 重要無形民俗文化財 - 【新規指定】 - 風俗慣習の 参照)</p> <p>「我が国の基盤的な生活文化の特色を有する行事」であ</p>

重要文化財等の種類	重要文化財等の指定基準	新規指定又は追加指定の理由の類型
		<p>って、かつ、「我が国の漁撈民俗を考えるうえで貴重なもの」であること。 (理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 重要無形民俗文化財 - 【新規指定】 - 風俗慣習の参照)</p> <p>「特定の地域に残る唯一の行事」であること。 (理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 重要無形民俗文化財 - 【新規指定】 - 風俗慣習の参照)</p> <p>「地縁集団等役割分担して行う行事」であって、かつ、「特定の地域で類例のない宮座的組織によって行われるもの」であること。 (理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 重要無形民俗文化財 - 【新規指定】 - 風俗慣習の参照)</p> <p>[民俗芸能]</p> <p>「芸能の変遷過程や地域的特色を示すもの」であって、かつ、「特定の信仰を背景とするもの」、「道具、伴奏などに特色があるもの」、「昔の姿を残すもの」、「豊富な芸能内容を持っているもの」、「地域に定着する中で独自の展開を見せているもの」又は「特定の芸能をうかがわせる演じ方」であること。 (理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 重要無形民俗文化財 - 【新規指定】 - 民俗芸能の、 、 、 、 、 計8件参照)</p> <p>「特定の地方の代表的人形浄瑠璃で他の地域にも大きな影響を与えたもの」であって、かつ、「我が国の芸能の変遷過程を示すもの」であること。 (理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 重要無形民俗文化財 - 【新規指定】 - 民俗芸能の参照)</p>
史跡	<p>次に掲げるもののうち我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において、学術上価値あるもの</p> <p>一 貝塚、集落跡、古墳その他この類の遺跡</p> <p>二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡</p> <p>三 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡</p>	<p>【新規指定】</p> <p>[城跡等]</p> <p>「保存状況が良好」であって、かつ、「我が国を代表する城跡で出土品が多いもの」、「特定の城の歴史的考察を行う上で重要なもの」、「歴史的に著名な城跡」、「特定の地方の特定の時代の抗争史を考察する上で重要な城跡」、「有力大名の城跡」、「有力大名の高度な築城技術を示す城跡」又は「全体の構造が把握できる国府跡」であること。 (理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 史跡 - 【新規指定】 - 城跡等の、 、 、 、 計8件参照)</p>

重要文化財等の種類	重要文化財等の指定基準	新規指定又は追加指定の理由の類型
	四 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡 五 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡 六 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡 七 墳墓及び碑 八 旧宅、園池その他特に由緒のある地域の類 九 外国及び外国人に関する遺跡	<p>特定の地方における「統治構造の状況を知る上で重要な城跡」、「抗争史を考察する上で重要な城跡」、「中心的な役割を果たした大名の城跡等」又は「最大規模の城跡」であって、かつ、「歴史上重要な発見が行われたもの」、「地方を代表する大規模なもの」、「特定の時代の館の典型例」、又は「築城の歴史的考察を行う上で重要なもの」であること。</p> <p>(理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 史跡 - 【新規指定】 - 城跡等の 、 、 、 計4件参照)</p> <p>「特定の時代の方形館跡」であって、かつ、「有力大名の抗争の舞台として重要」であること。</p> <p>(理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 史跡 - 【新規指定】 - 城跡等の 参照)</p> <p>「特定の時代の大名の経済基盤の歴史的考察を行う上で重要な城跡」であること。</p> <p>(理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 史跡 - 【新規指定】 - 城跡等の 参照)</p> <p>[寺跡]</p> <p>特定の時代、地方における「著名な寺跡」、「他の地方の特徴を持つ寺跡」、「代表的な寺跡」、「政治状況を示す寺跡」、「代表する大寺院」、「古代寺院跡」、「豪族武士団が創建した氏寺跡」又は「城塞都市」であって、かつ、「複数の遺跡が関連を持ち接近して所在するもの」、「歴史的な出来事を考察する上で重要なもの」、「特定文化を考察する上で重要なもの」、「特定の時代の仏教文化を代表するもの」、「建築様式が特異であり建築史上重要なもの」、「園池跡が考古学的、庭園史的に重要」、「出土品が多く学術的に貴重」又は「歴史上重要な事件に関連した者に関するもの」であること。</p> <p>(理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 史跡 - 【新規指定】 - 寺跡の 、 、 、 、 、 、 、 計8参照)</p> <p>「保存状況が良好」であって、かつ、「特定の時代の特色ある地方寺院跡」であること。</p> <p>(理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 史跡 - 【新規指定】 - 寺跡の 参照)</p> <p>「特定の時代の寺院では隔絶した巨大規模の遺跡」であること。</p> <p>(理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 史跡 - 【新規指定】 - 寺跡の 参照)</p>

重要文化財等の種類	重要文化財等の指定基準	新規指定又は追加指定の理由の類型
		<p>[古墳]</p> <p>特定の地方における「傑出した規模の古墳」、「代表する古墳」、「最古の古墳」、「最大の前方後方墳」又は「最大の古墳」であって、かつ、「政治等の動向を知る上で重要なもの」、「同種の古墳の歴史的考察を行う上で重要なもの」、「保存状態が良好なもの」、「特定の地方の特定時代の政治・社会を考察する上で重要」又は「出土品が珍品なもの」であること。</p> <p>(理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 史跡 - 【新規指定】 - 古墳の 、 、 、 、 計6件参照)</p> <p>「特定の地方の埋葬儀礼や政治情勢」、「特定の時代の政治状況や文化交流の状況」又は「当時の政治状況」について、歴史的考察を行う上で重要であって、かつ、「歴史上の重要な人物に関連していると推定される古墳」、「古墳の埋葬施設等の変遷史上重要」又は「保存状況が良好」であること。</p> <p>(理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 史跡 - 【新規指定】 - 古墳の 、 、 計3件参照)</p> <p>「多数の副葬品が出土している古墳」であって、かつ、「日本の古代史を考察する上で重要なもの」、「特定の時代の社会を考察する上で重要」又は「特定の地方の歴史的考察を行う上で重要なもの」であること。</p> <p>(理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 史跡 - 【新規指定】 - 古墳の 、 、 計3件参照)</p> <p>「特定分野の東アジア最古の資料があり、かつ、東アジアの装飾技術の影響を受けた数少ない古墳」であること。</p> <p>(理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 史跡 - 【新規指定】 - 古墳の 参照)</p> <p>[古墳群等]</p> <p>特定の地方における「代表的な古墳群」、「最大級の古墳群」、「最古の古墳群」又は「特定の種類の古墳では最大級のものがそろっている古墳群」であって、かつ、「当該地方と中央との関係を示す重要なもの」、「副葬品が豊富に出土しているもの」、「同種の古墳の歴史的考察を行う上で重要なもの」又は「同種の古墳の中で典型的かつ代表的なもの」であること。</p> <p>(理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 史跡 - 【新規指定】 - 古墳群等の 、 、 、 計4件参照)</p> <p>「大規模で保存状況も良好な古墳群」又は「交通の要衝にある古墳群」であって、かつ、「特定の地方の交通の状</p>

重要文化財等の種類	重要文化財等の指定基準	新規指定又は追加指定の理由の類型
		<p>況等の歴史的考察を行う上で重要なもの」であること。</p> <p>(理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 史跡 - 【新規指定】 - 古墳群等の 、 計2件参照)</p> <p>特定の時代における「墓地遺跡」又は「大規模な古墳群」であって、かつ、「特定の時代の文化の成立状況及び当時の社会を知る上で重要なもの」又は「特定の集団の動向を見る上で重要なもの」であること。</p> <p>(理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 史跡 - 【新規指定】 - 古墳群等の 、 計2件参照)</p> <p>「我が国を代表する大規模な積石塚群」であること。</p> <p>(理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 史跡 - 【新規指定】 - 古墳群等の 参照)</p> <p>[遺跡]</p> <p>特定の時代、地方における「例のない規模の遺跡」、「特定の遺跡の初期の例」、「最大規模の遺跡」、「大規模な遺跡」、「例のない構造の遺跡」、「希少な遺構で学術的価値が高いもの」、「数少ない遺跡」、「環濠集落跡」、「堀立柱建物跡群」又は「代表する遺跡」であって、かつ、「当時の政治状況や社会を知る上で重要なもの」、「当時の社会構造を考察する上で重要で出土品に特徴があるもの」、「出土品が多数なもの」、「当時の社会状況等を考察する上で重要なもの」、「同種の遺跡を代表し、特定の地域の社会情勢を示すもの」、「典型的な集団祭祀を示すものとして貴重」又は「特定の時代の大規模集落」であること。</p> <p>(理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 史跡 - 【新規指定】 - 遺跡の 、 、 、 、 、 、 、 、 、 計11件参照)</p> <p>「保存状況が良好」であって、かつ、「地方官衙のあり方を示す遺跡」、「特定の時代の政治、文化及び我が国の庭園の発展を知る上で重要なもの」、「複数の遺跡に関連する技術史上、重要な遺跡」又は「出土品が多数で、特定の地方の生産の様相を考察する上で重要な遺跡」であること。</p> <p>(理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 史跡 - 【新規指定】 - 遺跡の 、 、 、 計4件参照)</p> <p>「出土品が多数」あって、かつ、「特定の時代の有力者の居館のあり方」又は「特定の時代の政治動向や社会等」を知る上で重要な遺跡であること。</p> <p>(理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 史跡 - 【新規指定】 - 遺跡の 、 計2件参照)</p> <p>「特定の地方の特定の時代の有力者の居館跡」であって、</p>

重要文化財等の種類	重要文化財等の指定基準	新規指定又は追加指定の理由の類型
		<p>かつ、「特定の地方の特定の時代の様相を知る上で重要なもの」であること。</p> <p>(理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 史跡 - 【新規指定】 - 遺跡の 、 計2件参照)</p> <p>[その他史跡]</p> <p>特定の時代における「特定の技術の基礎をなす遺跡」、「現存する貴重な遺跡で保存状態が良好なもの」、「特定の産業の技術等の実態を示す遺跡」、「巨大な遺跡」、「標識遺跡」又は「台場跡」であって、かつ、「特定の時代の社会・経済を知る上で重要なもの」、「特定分野の歴史を考察する上で重要なもの」、「特定の産業の最古の遺跡」、「特定の時代の海防体制を考察する上で重要」又は「特定の地方の代表的なもの」であること。</p> <p>(理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 史跡 - 【新規指定】 - その他史跡の 、 、 、 、 計6件参照)</p> <p>「保存状況が良好な遺跡」であって、かつ、「特定の産業、技術の歴史を知る上で重要なもの」、「特定の地方の標識遺跡として学史上著名なもの」、「特定の宗教の遺構として貴重なもの」又は「特異な墓所として重要なもの」であること。</p> <p>(理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 史跡 - 【新規指定】 - その他史跡の 、 、 、 計5件参照)</p> <p>「特定の宗教の歴史考察上重要な遺跡」であること。</p> <p>(理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 史跡 - 【新規指定】 - その他史跡の 、 、 計3件参照)</p> <p>「特定の時代の物流の道として重要なもの」であること。</p> <p>(理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 史跡 - 【新規指定】 - その他史跡の 、 計2件参照)</p> <p>「特定の時代に良質石材の採掘、供給を示す生産遺跡」であること。</p> <p>(理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 史跡 - 【新規指定】 - その他史跡の 件参照)</p> <p>【追加指定】</p> <p>[城跡等]</p> <p>既指定部に「隣接する」又は「連続する」遺跡であって、かつ、「既指定部と密接な関連を有するもの」又は「既指定部に比べ古い時期に建築されたもの」であること。</p> <p>(理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 -</p>

重要文化財等の種類	重要文化財等の指定基準	新規指定又は追加指定の理由の類型
		<p>- 史跡 - 【追加指定】 - 城跡等の 、 、 、 計4件参照)</p> <p>「既指定部と一体をなす城跡等の一部」であること。 (理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - - 史跡 - 【追加指定】 - 城跡等の 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 21、 25、 26、 27、 28、 29、 31、 32、 33 計19件参照)</p> <p>「既指定部の周辺部で新たに確認されたもの」であって、 かつ、「既指定部と密接な関連を有するもの」、「既指定部 と一体をなすもの」、又は「地方官衙のあり方を示す遺跡 群」であること。 (理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - - 史跡 - 【追加指定】 - 城跡等の 、 、 、 、 、 、 22、 23、 24、 30、 34、 35 計12件参照)</p> <p>[古墳]</p> <p>「既指定部の周辺部で新たに確認されたもの」であって、 かつ、「既指定部と一体をなすもの」であること。 (理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - - 史跡 - 【追加指定】 - 古墳の 参照)</p> <p>「既指定部の周辺の一部」であること。 (理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - - 史跡 - 【追加指定】 - 古墳の 、 、 計3件参照)</p> <p>[古墳群等]</p> <p>「既指定部の周辺の一部」であること。 (理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - - 史跡 - 【追加指定】 - 古墳群等の 、 、 、 、 、 計6件参照)</p> <p>「既指定部に後続して造営されたもの」であること。 (理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - - 史跡 - 【追加指定】 - 古墳群等の 参照)</p> <p>[遺跡]</p> <p>「既指定部と一体をなす遺跡」であること。 (理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - - 史跡 - 【追加指定】 - 遺跡の 、 、 、 、 、 、 、 、 21 計9件参照)</p> <p>「既指定部の周辺部で新たに確認された遺跡」であって、 かつ、「既指定部と密接な関連を有するもの」、「既指定部 と一体をなすもの」又は「文献史料の残っている古代寺院 に比定できるもの」であること。 (理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - - 史跡 - 【追加指定】 - 遺跡の 、 、 、 、 、 、 、 22、 23 計9件参照)</p>

重要文化財等の種類	重要文化財等の指定基準	新規指定又は追加指定の理由の類型
		<p>「既指定部と密接な関連を有する遺跡」であること。 (理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 史跡 - 【追加指定】 - 遺跡の 、 、 計3件参照)</p> <p>「既指定部に接する遺跡で既指定部と一体をなすもの」であること。 (理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 史跡 - 【追加指定】 - 遺跡の 参照)</p> <p>「既指定部に関連する遺跡であって、既指定部に比べ古い時期に建築されたもの」であること。 (理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 史跡 - 【追加指定】 - 遺跡の 参照)</p> <p>[その他史跡]</p> <p>「既指定部と一体をなすもの」であること。 (理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 史跡 - 【追加指定】 - その他史跡の 、 、 、 、 計6件参照)</p> <p>「既指定部の周辺部で新たに確認されたもの」であって、かつ、「既指定部と密接な関連を有するもの」又は「既指定部と一体をなすもの」であること。 (理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 史跡 - 【追加指定】 - その他史跡の 、 、 計3件参照)</p> <p>「既指定部の分割に伴うもの」であること。 (理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 史跡 - 【追加指定】 - その他史跡の 、 計2件参照)</p>
名勝	<p>次に掲げるもののうちわが国のすぐれた国土美として欠くことのできないものであって、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所のあるいは学術的価値の高いもの、また人文的なものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの</p> <p>一 公園、庭園 二 橋梁、築堤 三～五(略) 六 峡谷、瀑布、溪流、深淵 七～九(略) 十 山岳、丘陵、高原、平原、河川 (以下略)</p>	<p>【新規指定】</p> <p>[庭園]</p> <p>特定の時代の「大名庭園」、「地方武家の作庭」、「地方の豪商が築造した庭園」、「豪農の庭園」、「構成手法の特徴を表すもの」又は「特徴を取り入れた構造」であって、かつ、「造園当時の景観が残存しているもの」、「造園技術からみて価値が高いもの」、「希有な特定形式の庭園」、「観賞上、学術上価値の高いもの」、「御所の雰囲気を感じさせる庭園」又は「構成が優秀なもの」であること。 (理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 名勝 - 【新規指定】 - 庭園の 、 、 、 、 、 計8件参照)</p> <p>「特定の形式の庭園として貴重」であること。 (理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 名勝 - 【新規指定】 - 庭園の 、 、 、 計4件参照)</p>

重要文化財等の種類	重要文化財等の指定基準	新規指定又は追加指定の理由の類型
		<p>「特定の時代、地方を代表する大名庭園」であって、かつ、「数少ない形式のもの」又は「変化のある景観に特徴があるもの」であること。</p> <p>(理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 名勝 - 【新規指定】 - 庭園の 、 計2件参照)</p> <p>「造園者が著名な庭園」であって、かつ、「保存状態が良好」で、かつ、「観賞上・学術上価値が高い庭園」又は「地方を代表する大名庭園」であること。</p> <p>(理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 名勝 - 【新規指定】 - 庭園の 、 計2件参照)</p> <p>「独特な作庭技法の庭園」であって、かつ、「個性ある景観で保存状態が良好なもの」又は「特定の時代を代表するもの」であること。</p> <p>(理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 名勝 - 【新規指定】 - 庭園の 、 計2件参照)</p> <p>「保存状態が良好」であって、かつ、「特定の時代の庭園として秀逸しているもの」又は「特定の時代の政治、文化及び我が国の庭園の発展を知る上で重要なもの」であること。</p> <p>(理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 名勝 - 【新規指定】 - 庭園の 、 計2件参照)</p> <p>[その他名勝]</p> <p>「特定の地方の生業と結びついて形成された文化的景観として貴重なもの」であること。</p> <p>(理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 名勝 - 【新規指定】 - その他名勝の 参照)</p> <p>「文化的背景を有する風景として価値の高いもの」であること。</p> <p>(理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 名勝 - 【新規指定】 - その他名勝の 参照)</p> <p>【追加指定】</p> <p>「既指定地区と一体をなす地区」であること。</p> <p>(理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 名勝 - 【追加指定】の 、 計2件参照)</p> <p>「既指定地区の周辺で新たに確認された部分」であること。</p> <p>(理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - 名勝 - 【追加指定】の 、 計2件参照)</p>
天然記念物	<p>次に掲げる動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、わが国の自然を記念するもの</p> <p>－ 動物</p> <p>(一) 日本特有の動物で著名なも</p>	<p>【新規指定】</p> <p>[植物]</p> <p>「特異な遺伝形質をもった樹木の群落が残存しているもの」であること。</p> <p>(理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 -</p>

重要文化財等の種類	重要文化財等の指定基準	新規指定又は追加指定の理由の類型
	<p>の及びその棲息地 (二)～(六)(略) 二 植物 (一) 名木、巨樹、老樹、畸形木、栽培植物の原木、並木、社叢 (二)～(九)(略) (十) 著しい植物分布の限界地 (十一)、(十二)(略) 三 地質鉱物 (一) 岩石、鉱物及び化石の産出状態 (二) 地層の整合及び不整合 (三) 地層の褶曲及び衝上 (四) 生物の働きによる地質現象 (五) 地震断層などの地塊運動に関する現象 (六) 洞穴 (七) 岩石の組織 (八) 温泉並びにその沈澱物 (九) 風化及び浸食に関する現象 (以下略)</p>	<p>- 天然記念物 - 【新規指定】 - 植物の 参照) 「特異な地質的・気候的条件のため、日本では希少かつ多様な植物が群生しているもの」であること。 (理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - - 天然記念物 - 【新規指定】 - 植物の 、 計2件参照) [地質鉱物] 日本を代表する「活断層」又は「大断層」であって、かつ、「活断層が目視できるもの」又は「日本列島の成り立ち等地史を解明する上で重要なもの」であること。 (理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - - 天然記念物 - 【新規指定】 - 地質鉱物の 、 、 計3件参照) 「堆積構造や化石などが豊富な地層」であって、かつ、「特定の地層研究の端緒となった地質学的に重要なもの」又は「地史を考察する上で重要なもの」であること。 (理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - - 天然記念物 - 【新規指定】 - 地質鉱物の 、 計2件参照) 「陸上で観察できる最大のマンガン酸生成場所で、世界的にも注目されているものであって、かつ、地史を解明する上で重要なもの」であること。 (理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - - 天然記念物 - 【新規指定】 - 地質鉱物の 参照) 【追加指定】 「既指定地区と隣接した地区を指定し、既指定地区の保全を図る必要があるもの」であること。 (理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - - 天然記念物 - 【追加指定】の 参照) 既指定地区に「隣接」又は「近隣」する地区で良好な植生がみられるものであること。 (理由の類型の基となった指定の具体例については、表1 - - 天然記念物 - 【追加指定】の 、 計2件参照)</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「重要文化財等の指定基準」欄については、「国宝及び重要文化財指定基準」(昭和26年文化財保護委員会告示第2号)、「特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準」(昭和26年文化財保護委員会告示第2号)、「重要無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準」(昭和29年文化財保護委員会告示第55号)、「重要有形民俗文化財指定基準」(昭和29年文化財保護委員会告示第58号)、「重要無形民俗文化財指定基準」(昭和50年文部省告示第156号)に基づき作成した。

3 「新規指定又は追加指定の理由の類型」欄の記載事項は、表1 - の「理由の要点」欄の記載事項を類型化したものである。

4 なお、重要文化財のうち、美術工芸品については、指定理由が多様であり、指定の理由の整理対象から除外した。

表 1 -

重要文化財等別の新規指定又は追加指定の理由及び理由の要点の一覧

〔平成 11 年 5 月から 16 年 1 月までに、文化審議会の答申を受けて重要文化財等に新規指定された 242 件及び追加指定された 95 件 計 337 件〕

1 重要文化財（建造物）

【新規指定】

(1) 住宅（25 件）

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	新規指定の理由	理由の要点
旧吉原家住宅 1 棟 【福岡県大川市】 (平成 11 年 10 月 15 日)	旧吉原家住宅は、複雑な屋根の構成と大壁造(おおかべづくり)の重厚な外観、玄関から上ノ間に至る接客部分と内向き部分の動線が明確に区分された平面構成に特色がある。 また、楠の大材を使用した土間廻りの豪快なつくりと、優れた細工による座敷廻りの洒落た意匠とを兼ね備えている。 <u>江戸後期の上質な大型民家の姿を伝えるもの</u> として、高い価値が認められる。	建築様式に特色があるもの 特定の時代における上質な大型民家
旧青木家那須別邸 1 棟 【栃木県黒磯市】 (平成 11 年 10 月 15 日)	旧青木家那須別邸は農場管理を兼ねた別荘で、中央棟は明治 21 年の竣工、設計はドイツの建築を我国に紹介した松ヶ崎萬長(まつがさきむなが)である。 軽快な外観を形成するとともに、内部も階段ホールなどの空間構成が優れており、鱗形のスレートで覆われた外壁に特色がある。構造面では、軸組や小屋裏の扱いなどにドイツ建築の影響が強く現れている。 <u>那須野ヶ原の開拓の歴史と、開拓農場経営者であった元勲達の生活を物語る数少ない建築として重要で、松ヶ崎萬長の国内で現存唯一の作品としても貴重である。</u>	外観及び内部も意匠的に優れているもの 特定の地方の歴史、特定の者の生活状況を知る上で重要であるもの 著名な建築家の現存唯一の建物
旧篠原家住宅 2 棟 主屋、新蔵 【栃木県宇都宮市】 (平成 12 年 3 月 17 日)	<u>栃木地方特有の大谷石張の町家建築であり、数少ない遺構として貴重である。</u> なお、主屋と同時期に建てられた、大谷石張の新蔵、及び大谷石塀をあわせて保存する。	特定の地方における地方特有の町家建築 数少ないもの
旧風間家住宅 5 棟 主屋、小座敷、前蔵、中蔵・奥蔵(おくぐら)、風呂場・便所 【山形県鶴岡市】 (平成 12 年 10 月 20 日)	旧風間家住宅は、庄内地方の経済界で重要な役割を果たした事業家の邸宅で、特に規模が大きく、各部の意匠もすぐれた明治期の庄内地方を代表する近代和風建築である。主屋は広大な板の間の架構(かこう)、石置杉皮葺(いしおきすぎかわぶき)の屋根など、随所に特徴を持っている。 <u>土蔵など、同時期に建てられた良質の付属建物が残ることも重要である。</u>	特定の地方を代表する近代和風建築 主屋のほか土蔵などの屋敷構全体をよく留めている

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	新規指定の理由	理由の要点
<p>旧青山住宅 4棟 主屋、小座敷(こざしき)、東土蔵、西土蔵、宅地 【山形県飽海郡遊佐町】 (平成12年10月20日)</p>	<p>旧青山家住宅は、北海道の鯨漁の成功により蓄えた財力を傾けて、良材をふんだんに使い、凝った仕事になる贅沢な建物で、保存状態もきわめて良好である。 <u>庄内地方の江戸時代以来の民家建築の平面や意匠を引き継いで完成された建物で、明治中期の当地における和風住宅建築を代表する遺構として貴重である。</u> 敷地も主要部分は当初のまま維持されており、<u>主屋等と同時代の付属屋や庭園も残ることから、これらもあわせて保存をはかる。</u></p>	<p>特定の地方を代表する近代和風建築 主屋のほか土蔵などの屋敷構全体をよく留めている</p>
<p>林家住宅 4棟 主屋、文庫蔵、土蔵、侍門 【長野県木曾郡南木曾町】 (平成13年4月20日)</p>	<p>主屋は近世以来の町家形式の伝統を踏襲しつつ、近代の造形や意匠を盛り込んだ平面や室内構成に特色があり、<u>木曾地方の近代住宅建築の典型として価値がある。</u> <u>蔵や門及び塀などの附属建築が整っていることも貴重で、併せて保存を図る。</u></p>	<p>特定の地方を代表する近代和風建築 主屋のほか土蔵などの屋敷構全体をよく留めている</p>
<p>旧小西家住宅 3棟 主屋、衣装蔵、二階蔵、宅地 【大阪府大阪市】 (平成13年4月20日)</p>	<p>薬品関連の商家が軒を連ねた大阪道修町でも、ひときわ大規模な商家であり、主屋は良材を用いた上質なつくりで、<u>近代大阪の町家を集大成した和風建築である。</u> <u>主屋のほか土蔵等も残り明治末期の店の屋敷構全体をよく留めており、奥庭を含む宅地も、併せて保存を図る。</u></p>	<p>特定の地方を代表する近代和風建築 主屋のほか土蔵などの屋敷構全体をよく留めている</p>
<p>旧遺愛女学校 宣教師館 1棟 【北海道函館市】 (平成13年4月20日)</p>	<p>旧遺愛女学校宣教師館は、規模も大きく、<u>外観構成や内部空間など意匠的に優れ、北海道を代表する洋風住宅建築として高い価値がある。</u> また、各室を明快にプランニングした巧みな平面構成になっており、<u>建築当初の姿がよく残る点も貴重である。</u></p>	<p>外観構成や内部空間など意匠的に優れている建物 特定の地方を代表する建築で建築当初の姿がよく残るもの</p>
<p>旧高橋家住宅 1棟(主屋、宅地) 【埼玉県朝霞市】 (平成13年10月19日)</p>	<p>旧高橋家住宅は、<u>関東地方における17世紀に遡る古民家として価値が高い。部材の残りが良く、建築当初の閉鎖的な側廻りの扱い、床(とこ)・柵・押板(おしいた)などの古風な造作、架構形式など、要所に特徴がみられ貴重である。</u>また宅地は、附属施設を残し、畑や屋敷林など環境も良好で、全体として武蔵野台地の農家の構成をよく伝えており、併せて保存する。</p>	<p>特定の地方における古民家 建築様式に特定の時代の特徴を示すもの</p>

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	新規指定の理由	理由の要点
<p>新宿御苑旧洋館御休所(ごきゅうしょ) 1棟 【東京都新宿区】 (平成13年10月19日)</p>	<p>新宿御苑旧洋館御休所は、当時アメリカの住宅建築を中心に流行した様式を基本とした瀟洒(しょうしゃ)な外観をもち、意匠的に優れ、高い価値がある。 また、<u>明治大正期における皇室関係の庭園休憩施設として唯一の遺構</u>である。 <u>保存状態も良好で、我が国近代の建築界において独自の地位を築いた宮内省内匠寮の作風の一端を知る上でも重要</u>である。</p>	<p>特定の時代における特定用途の施設として唯一の遺構 保存状態が良好 特定の官庁営繕組織の作風を知る上で重要なもの</p>
<p>移情閣(いじょうかく) 1棟 【兵庫県神戸市】 (平成13年10月19日)</p>	<p>移情閣は、神戸を中心に活躍した華僑の呉錦堂(ごきんどう)が、舞子ヶ浜にあった別荘の一部として、大正4年に建設した。 移情閣は、八角三階建という類例の少ない形式ながら、<u>端正な比例構成を持ち、内部も各階毎に異なる意匠</u>でよくまとめられ、高く評価できる。 また、<u>最初期のコンクリートブロックを用いた建築で、その構法や技術を伝える遺構</u>としても重要である。</p>	<p>外観構成や内部空間など意匠的に優れている建物 特定の建築資材を用いた最初期の建築でその構法や技術を伝えるもの</p>
<p>旧伊庭(いば)家住宅(住友活機園(かつきえん)) 6棟 洋館、和館、新座敷、東蔵、西蔵、正門、宅地及び山林 【滋賀県大津市】 (平成14年4月19日)</p>	<p>旧伊庭家住宅は、それぞれ野口孫市と八木甚兵衛の代表作の一つである洋館と和館が残り、<u>明治後期の邸宅の姿を今に伝える希有な例</u>として重要である。 主要な建物の建つ部分は敷地のほぼ全体が旧状のまま残るのも貴重で、宅地及びその山林を含め、一括して保存を図る。</p>	<p>著名な建築家の代表作 特定の時代の住宅として数少ない例 敷地のほぼ全体が旧状のまま残っていること</p>
<p>井上家(いのうえ)住宅 3棟 主屋、三階蔵、井戸蔵、宅地 【岡山県倉敷市】 (平成14年4月19日)</p>	<p>井上家住宅主屋は、大型で上質なつくりになる倉敷を代表する町家で、<u>重要伝統的建造物群保存地区内に残る最古の町家建築</u>である。 特に、主体部はよく当初の形式を残し、この<u>地域の町家の成立発展</u>を考える上で貴重な遺構である。</p>	<p>特定の地方における最古の町家建築 同地方の町家の歴史を考える上で貴重なもの</p>
<p>旧林家住宅 主屋(おもや)、ほか4棟 【長野県岡谷市】 (平成14年10月18日)</p>	<p>旧林家住宅は、<u>明治後期の実業家の邸宅</u>として、屋敷全体が良好に保存されている。伝統的な形式を継承しつつ、洋風も要所に配し、<u>高度な技術が隅々まで発揮されており、金唐革紙(きんからかわかみ)</u>を用いた豪華な離れ2階も、高い価値がある。</p>	<p>特定の時代における実業家の邸宅 高度な建築技術が発揮されたもの</p>

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	新規指定の理由	理由の要点
<p>諸戸(もろと)家 住宅主屋(おも や)、ほか5棟 【三重県桑名市】 (平成14年10月18日)</p>	<p><u>伝統的な意匠・技法を基調にまとめられた豪奢なつくりの主屋や広間などが、明治中期の洋館や精緻な意匠になる主屋洋室などと違和感なく融合している。</u> 諸戸家住宅は、<u>質の高い近代の邸宅建築として、重要である。</u></p>	<p>外観構成や内部空間など意匠的に優れている建物 質の高い邸宅建築</p>
<p>新垣(あらがき) 家住宅 主屋(おも や)、ほか3棟 宅地 【沖縄県那覇市】 (平成14年10月18日)</p>	<p>新垣家住宅は、<u>沖縄陶業の拠点であった壺屋地区に唯一残る陶工の住宅であり、石牆(せきしょう)をめぐらした大規模な屋敷を構えており、貴重である。</u> 主屋を中心に、作業場、離れ、登窯をはじめ、<u>施設のほぼ全容を残し、沖縄の民家及び壺屋の歴史を知る上で、欠くことのできない重要である。</u></p>	<p>特定の地方に残る数少ない大規模住宅 建物のほぼ全容が残る 特定の地方の民家及び産業の歴史を知る上でも重要</p>
<p>神宮祭主職舎 本館(旧慶光院 (けいこういん)客殿 1棟 【三重県伊勢市】 (平成14年10月18日)</p>	<p>入母屋造、本瓦葺で、南面東端に中門(ちゅうもん)を設けた、いわゆる<u>主殿(しゅでん)の様式を残す数少ない遺構である。</u> 近世初期に遡る<u>正統かつ本格的な客殿として、貴重である。</u></p>	<p>類例が数少ない建築様式のもの 特定の時代における正統かつ本格的な建築</p>
<p>櫻井家住宅 主屋ほか8棟 【島根県仁多郡仁多町】 (平成15年4月18日)</p>	<p>櫻井家住宅は、<u>近世におけるたたら製鉄の中心地奥出雲にあって、狭隘(きょうあい)な谷間に鉄師頭取の屋敷構え全体を伝える遺構として貴重である。</u> 主屋は、この地方の民家のなかでもひとときわ大型で、<u>上質なつくりになり、保存も良好である。御成の座敷は、江戸時代後期の数寄屋風書院の好例を示している。</u></p>	<p>特定の時代における特定の産業に関連する者の住宅 上質なつくりで保存状況も良好</p>
<p>旧広瀬家住宅 主屋ほか6棟 【愛媛県新居浜市】 (平成15年4月18日)</p>	<p>旧広瀬家住宅は敷地内の建築がほぼすべて残り、改造もほとんどなく、<u>明治中期の大規模和風住宅の姿を今日に伝える遺構として貴重である。</u> 主屋及び新座敷は、眺望を意識した部屋を複数持つなど、<u>住宅機能のみに留まらず迎賓館としての役割を兼ね備えた構成も特徴的であり、高い価値がある。</u></p>	<p>特定の時代における大規模和風住宅の姿を伝えるもの 住宅の構成に特徴があるもの</p>
<p>小林家住宅 1棟 【京都府相楽郡山城町】 (平成15年10月17日)</p>	<p>小林家住宅は、<u>年代が明確な民家として最古級に属し、建築時の普請関係文書が残り、民家史の指標となるものとして重要である。</u> 発達した整形四間取(よまど)りの平面としながら、<u>一間間隔に立つ柱や突止(つきど)め形式の柱間(はしらま)装</u></p>	<p>特定の時代における最古級の民家 民家史の指標となるもの</p>

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	新規指定の理由	理由の要点
	置など古式の要素も備え、全国的に貴重な遺構といえる。	
21 旧本間家住宅 主屋ほか4棟 【北海道増毛郡増毛町】 (平成15年10月17日)	土蔵造や北海道で発達した木骨(もっこつ)石造などによる防火性の高い建築群からなる商家の主要施設が良く残り貴重である。 構法や意匠は和風の伝統様式を基調としながら、洋風の技術や装飾を採り入れており、我が国における洋風建築の波及過程を辿る上でも重要である。	特定の地方で発達した建築様式からなる住宅 建物のほぼ全容が残る 我が国における洋風建築史を知る上でも重要
22 上時国家住宅 主屋ほか2棟 【石川県輪島市】 (平成15年10月17日)	上時国家住宅は、奥能登における村落支配の拠点となった特権的な家の住居で、主屋は大型の民家が多い北陸地方にあっても最大級の規模を有している。 手の込んだ造りの室内の造作や座敷飾りとともに、土間廻りに豪壮な梁組(はりぐみ)をみせ、江戸末期の民家の一つの到達点を示す遺構として重要である。	特定の地方における最大規模の主屋 建築様式に特定の時代の民家の到達点を示すもの
23 旧三上家住宅 主屋ほか7棟 【京都府宮津市】 (平成15年10月17日)	商家としては規模も大きく、主屋に加え、別棟で建つ接客空間も上質なつくりで、酒造蔵や釜場などの施設もよく残り、高い価値がある。 主屋は徹底した防火構造の採用や隅扇垂木(すみおうぎだるき)の軒廻りなどに特色があり、建築時の状況も普請関係文書から知ることができ、貴重な遺構である。	保存状態が良好 特殊な建築様式の建物 建築時の状況が普請関係文書から知ることができ貴重なもの
24 旧日光田母澤(たもざわ)御用邸 御座所ほか9棟 【栃木県日光市】 (平成15年10月17日)	建物は、木造平屋建、一部2階建もしくは3階建、銅板葺で、謁見所(えっけんしょ)を中心とした表向き部分、御座所(ござしょ)や皇后御座所(ござしょ)などの居住部分、女官部屋(にょかんべや)、主殿寮(とのもりょう)、調理所(ちようりしょ)などの家政部分からなり、建築面積は約4,500㎡に及ぶ。 広大な建築群は、全体計画から細部に至るまで宮内省内匠寮(たくみりょう)により綿密に設計・監理され、主要建物は吟味した良材を用いた精緻なつくりになる。 明治・大正期の木造の大規模な御用邸の全体が完存しており、貴重である。また、比例から細部に至るまで優秀な意匠で、近代和風住宅の一典型を示すものとして高い価値がある。	特定の時代の建築の全体が完存しており、特定の建築様式の一典型を示すもの 外観構成や内部空間など意匠的に優れている建物

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	新規指定の理由	理由の要点
25 志摩 1 棟 【石川県金沢市】 (平成 15 年 10 月 17 日)	<p>文政 3 年(1820)の茶屋町創設当初に建設された茶屋建築。</p> <p>茶屋町の佇まいをよく残す金沢市東山ひがし重要伝統的建造物群保存地区の中心に位置し、<u>保存状態が良好</u>で、「ひがし」に残る茶屋の典型を示す遺構として重要である。</p> <p><u>全国的にも類例の少ない茶屋建築であり、江戸時代後・末期における庶民文化の一端を知るうえでも貴重な建物である。</u></p>	<p>保存状態が良好</p> <p>全国的にも類例の少ない建築様式</p> <p>特定の時代の庶民文化を知るうえでも貴重なもの</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「新規指定の理由」欄の記載内容は、重要文化財等として指定したものについて、あらかじめ、報道発表を行った際に使用した資料に記載されている「文化財の概要」等から抜粋したものであり、下線部は、新規指定の理由の主要部分である。

3 「理由の要点」欄の記載内容は、「新規指定の理由」欄の下線部分を要約したものである。

(2) 神社・寺院 (15 件)

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	新規指定の理由	理由の要点
光明寺本堂 1棟 【神奈川県鎌倉市】 (平成11年10月15日)	<u>江戸時代の浄土宗関東十八檀林の中心建築を知る上で、貴重な遺構</u> といえ、また完成度の高い鎌倉大工の作品であることにも価値が認められる。	特定の時代における特定の建築を知る上で貴重な建築
三嶋大社本殿 (ほんでん)、幣殿(へいでん)及び拝殿(はいでん)1棟 【静岡県三島市】 (平成12年3月17日)	三嶋大社本殿、幣殿及び拝殿は、本殿妻飾(つまかざり)や、幣殿・拝殿接合部など、各部の形式や細工に趣向を凝らしている。また、上質な檜を用い、素木(しらき)の美しさと、要所に彫刻を配した華やかさを、具備している。 <u>江戸時代末期の装飾豊かな複合社殿建築として、高い価値がある。</u>	特定の時代における特定の建築様式として価値が高い建築
月山神社出羽神社湯殿山神社 撰社月山出羽湯殿山三神社社殿 (旧日月寺本堂)1棟 【山形県西村山郡西川町】 (平成12年3月17日)	<u>仏堂から客殿、座敷、庫裏などの機能を、一つにあわせた類例の少ない構成の複合建築である。</u> 桁行(正面総長)が66.9mという破格の規模を持っている。 出羽三山への登拝口の建築がほとんど失われた現在、旧日月寺本堂は、 <u>登拝口に唯一残された中心建築として、貴重な修験道の遺構</u> といえる。	類例が少ない建築様式 特定の地方に唯一残された建物
羽黒山三神合祭殿(はぐろさんさんじんごうさいでん)及び鐘楼(しょうろう)2棟 【山形県東田川郡羽黒町】 (平成12年3月17日)	<u>三神合祭殿は、近世初期以来の特異な形式を伝える、類例の数少ない修験関係の建築として貴重である。</u> また、 <u>拝殿の壮大な内部空間や、華やかな装飾など、近世末期の大建築としても価値がある。</u> <u>鐘楼は木割(きわり)の太い雄大な建築で、羽黒山における、近世初期の意匠を伝える遺構として重要である</u>	類例が少ない建築様式 特定の時代における大建築 特定の地方における特定の時代の意匠を伝える建物
宇志比古神社本殿1棟 【徳島県鳴門市】 (平成12年10月20日)	装飾が少なく全体として簡素なつくりだが、 <u>墓股(かえるまた)や手挟(たばさみ)、木鼻(きばな)など彫刻の細部は洗練された意匠をもつ。</u> <u>徳島県下の神社建築本殿として最古例と考えられる重要な遺構である。</u>	洗練された意匠の建築 特定の地方、時代における最古例と考えられる建物
神門神社本殿1棟	神門神社本殿は簡素で装飾の少ない流造本殿であるが、 <u>類例の少ない平面形式に特色がある。</u>	類例が少ない建築様式

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	新規指定の理由	理由の要点
【宮崎県東臼杵郡南郷村】 (平成 12 年 10 月 20 日)	本殿各部の形式や意匠は、一部に変更はあるが旧規が明らかである。 <u>中世的な技法や要素を残しながら近世の手法も備えたところに特徴があり、九州南部における本殿建築の発展を知る上で重要である。</u>	特定の時代における建築手法を備えた建物 特定の地方における建築様式の発展を知る上で重要なもの
福成寺本堂内厨子及び須弥壇一具 【広島県東広島市】 (平成 12 年 10 月 20 日)	福成寺本堂内厨子及び須弥壇は、16 世紀以降、瀬戸内地方に広く流布した妻入厨子の嚆矢(こうし)となる意欲的な作品といえ、建築史上、高い価値がある。 また、周防大内氏による造営が確実な作品であり、 <u>中国地方における大内氏の支配や文化の展開を考える上でも、重要な存在である。</u>	特定の地方、時代における流布した先駆の建物 特定の地方の歴史、文化を考える上で重要なもの
泉福寺(せんぶくじ)仏殿(ぶつでん) 1 棟 【大分県東国東郡国東町】 (平成 13 年 10 月 19 日)	泉福寺仏殿は、 <u>中世に遡る本格的禅宗様仏殿の数少ない遺構で、曹洞宗寺院仏殿としては最古、かつ九州において唯一の例として価値が高い。</u> 後世の修理を経ているが、巧みにその特徴を継承し、 <u>禅宗様建築様式の伝播(でんぱ)、普及を考える上でも重要な遺構である。</u>	特定の時代において数少ない建物 特定の地方の唯一の例 建築様式の伝播、普及を知る上で重要なもの
金峯神社(きんぼうじんじゃ)本殿 1 棟 【山形県鶴岡市】 (平成 13 年 10 月 19 日)	<u>向唐破風造(むかいからはふづくり)としたもこし正面の扱</u> <u>いも類例がなく、近世初期の建築として意匠的に価値が高い。東北地方における数少ない修験道(しゅげんどう)の遺構としても重要である。</u>	類例がない建築様式 特定の時代における意匠的に価値が高い建物 特定の地方における数少ないもの
称念寺本堂(しょうねんじほんどう) 1 棟 【奈良県橿原市】 (平成 14 年 4 月 19 日)	称念寺本堂は、 <u>建立年代が江戸時代初頭に遡る数少ない浄土真宗本堂で、真宗本堂の発展過程を知る上で欠くことのできない貴重な遺構である。</u> 寺内町今井の成立・発展の拠点となった寺院の中心施設であり、 <u>重要伝統的建造物群保存地区の核の一つとなる遺構として重要である</u>	特定の時代において数少ない建物 建築様式の発展過程を知る上で重要なもの 特定の地方の核となる建物
金林寺薬師堂 1 棟	<u>四国中・南部において 16 世紀初頭以前に遡る数少ない例として貴重であり、この地域の建築文化の成熟を示</u>	特定の地方、時代における数少ない例

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	新規指定の理由	理由の要点
【高知県安芸郡馬路村】 (平成14年4月19日)	す遺構として、価値が高い。	特定の地方の建築文化の成熟を示すもの
大照院(だいしょういん)5棟 本堂、庫裏、書院、鐘楼門、経蔵 【山口県萩市】 (平成14年4月19日)	大照院は、本堂や庫裏及び書院が揃い、 <u>質実な造形に特徴が認められ、地方における正統的で格式の高い禅宗寺院建築として高く評価できる。</u> 藩主の菩提寺として <u>近世中期の建築群がよく残り、庭園及び周囲の境内林との空間構成など、優れた寺観を呈しており、価値がある。</u>	地方における正統的なもの 特定の地方、時代における建築群がよく残っているもの
鹽竈(しおがま)神社 左宮(さぐう)本殿、ほか13棟、鳥居1基 【宮城県塩竈市】 (平成14年10月18日)	鹽竈神社は、 <u>類例がほとんどない社殿構成で、整然とした配置計画も優れている。</u> 本殿・幣殿・廻廊は、正統で装飾をおさえた意匠で、拝殿の古風な細部様式や門等の華やかな様式と絶妙な諧調を創り出すなど、 <u>創意と工夫が顕現された江戸中期の神社建築として、価値が高い。</u>	類例がほとんどない建築様式 特定の時代における創意と工夫が顕現された建物
岩屋熊野座神社中央殿、ほか4棟 鳥居1基 【熊本県人吉市】 (平成14年10月18日)	岩屋熊野座神社は、3棟の本殿を覆屋内におさめた独特の構成になり、これを中心に社殿がまとまって残り、高い価値がある。 とくに本殿の細部は地方的特色を強くあらわし、 <u>九州地方における中世に遡る神社本殿の意匠、技法を知る上で、貴重である。</u>	特定の地方における特定の時代の特定の建築技法を知る上で重要な建物
八勝寺(はっしょうじ)阿弥陀堂1棟 【熊本県球磨郡湯前町】 (平成14年10月18日)	八勝寺阿弥陀堂は、 <u>15世紀後半に遡るとみられる遺構</u> で、人吉・球磨地方独特の中世社寺建築の古い様式をよく伝え、 <u>同地方を代表する中世三間仏堂の一つとして、高い価値がある。</u> 時代が異なるが、 <u>16世紀後半の厨子が残ることも貴重</u> である。	特定の地方、時代における代表的な建物 特定の時代の仏具が残存していること

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「新規指定の理由」欄の記載内容は、重要文化財等として指定したものについて、あらかじめ、報道発表を行った際に使用した資料に記載されている「文化財の概要」等から抜粋したものであり、下線部は、新規指定の理由の主要部分である。

3 「理由の要点」欄の記載内容は、「新規指定の理由」欄の下線部分を要約したものである。

(3) 文化、商業施設（9件）

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	新規指定の理由	理由の要点
<p>旧額田郡公会堂及物産陳列所 2棟 【愛知県岡崎市】 (平成11年10月15日)</p>	<p>旧公会堂は吉田栄蔵の設計で、会堂棟、通用玄関棟、便所棟からなり、中央に楕形ペジメントを設けたルネサンス様式的建築構成になる。旧物産陳列所は、妻面にハンマービームを用いたスティックスタイルを基調とした建築で、旧公会堂と対照的な意匠とする。</p> <p>旧額田郡公会堂及び物産陳列所は、我が国における<u>最初期の郡立の公会堂・物産陳列所建築であり、両者が1組で現存する数少ない例として貴重である。</u></p> <p>また、地方都市における公共建築の近代化を示すとともに、<u>地方における西洋建築の様式的・技術的修得過程の達成度を示す建築遺構</u>としても意義が認められる。</p>	<p>我が国における特定の建築の最初期の数少ないもの 地方における西洋建築の技術的変遷を示すもの</p>
<p>旧弘前偕行社 (かいこうしゃ) 1棟 【青森県弘前市】 (平成13年4月20日)</p>	<p>大規模な洋風建築で、ルネサンス様式を基調とし、<u>華やかな細部意匠は高く評価される。東北地方に現存する陸軍関係施設の代表的遺構であるだけでなく、陸軍省営繕組織による建築意匠の展開を示すものとしても貴重である。</u></p>	<p>特定の建築様式を基調とした意匠で特定の地方に現存する歴史的施設の代表的なもの 特定の官庁営繕組織の建築意匠の展開を示す建築</p>
<p>旧東京帝室博物館本館 1棟 【東京都台東区】 (平成13年4月20日)</p>	<p>和風を基調とした大建築で、意匠的に完成度が高く、<u>昭和初期の日本の近代建築の到達点を示す作品のひとつとして高い価値がある。</u></p> <p>また、<u>博物館建築としての採光、空気調和等の設備面において、当時最新の技術水準が示されている点にも歴史的意義が認められる。</u></p>	<p>特定の時代における特定の建築の到達点を示す作品 建設当時の最新の技術水準が示されているもの</p>
<p>旧善通寺偕行社(かいこうしゃ) 1棟 【香川県善通寺市】 (平成13年4月20日)</p>	<p>旧善通寺偕行社は、簡明なルネサンス様式の意匠でまとめられた洋風建築で、<u>陸軍省営繕組織の確立期における建築作品の作風をよく伝える貴重な遺構である。</u></p> <p><u>保存状態も良好で、四国地方における洋風建築の普及を知る上でも重要である。</u></p>	<p>特定の官庁営繕組織の確立期の建築 保存状態も良好で、特定の地方における特定建築様式の普及を知る上でも重要なもの</p>

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	新規指定の理由	理由の要点
康楽館(こうらくかん) 1 棟 【秋田県鹿角郡小坂町】 (平成 14 年 4 月 19 日)	康楽館は、 <u>明治後期から大正初期にかけて全盛期を迎えた小坂鉱山と鉱山町の繁栄を物語る遺構のひとつとして貴重である。</u> 近代の芝居小屋では、伝統的な形式を踏襲しつつ、 <u>優れた洋風意匠を取り入れた現存最古のものとして歴史的価値が高い。</u>	特定の時代における特定産業に関連した建築 洋風意匠を取り入れた現存最古のもの
旧小坂鉱山事務所 1 棟 【秋田県鹿角郡小坂町】 (平成 14 年 4 月 19 日)	旧小坂鉱山事務所は、建築計画や建築意匠上に特徴があり、 <u>明治後期における建築技術者の洋風建築設計技術の習得度を測る上で重要である。</u> また、 <u>我が国の近代鉱山における本格的鉱山事務所建築の数少ない遺構</u> としても、高い歴史的価値がある。	特定の時代における特定建築の設計技術の習得度を測る上で重要な遺構 我が国の特定産業に関連する数少ないもの
大阪府中央公会堂 1 棟 【大阪府大阪市】 (平成 14 年 10 月 18 日)	大阪府中央公会堂は、ネオ・ルネッサンスを基調にバロック的な躍動感を加味した意匠で、 <u>我が国における様式建築の習熟の過程をよく示している。</u> <u>我が国の煉瓦を主体とした建築の到達点をかざる建築のひとつといえ、高い価値がある。</u>	我が国における様式建築の習熟の過程を示す建築 煉瓦を主体とした建築の到達点を示しているもの
福住(ふくずみ) 旅館 萬翠楼(ばんすいろう)、金泉楼(きんせんろう) 2 棟 【神奈川県足柄下郡箱根町】 (平成 14 年 10 月 18 日)	<u>明治初期の木骨石造建築の技法を伝える遺構として、また数少ない擬洋風建築として重要である。</u>	特定の時代における特定の建築の技法を伝える遺構 数少ない建築様式のもの
綿業会館 1 棟 【大阪府大阪市】 (平成 15 年 10 月 17 日)	ルネッサンス風の簡明な外観を基調としながら、内部の各室は様々に異なったスタイルを取り入れる等、 <u>我が国の折衷様式建築を代表する建築の一つであり、各部の意匠も秀逸で、様式建築の習熟を示す建築として、高い価値がある。</u> 設備に最新の技術を導入し、合理的な平面計画をもつ等、 <u>建築家渡辺節の代表作の一つとしても重要である。</u>	我が国における特定の建築様式を代表する建物 各部の意匠も優れ、様式建築の習熟を示すもの

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「新規指定の理由」欄の記載内容は、重要文化財等として指定したものについて、あらかじめ、報道発表を行った際に使用した資料に記載されている「文化財の概要」等から抜粋したものであり、下線部は、新規指定の理由の主要部分である。

3 「理由の要点」欄の記載内容は、「新規指定の理由」欄の下線部分を要約したものである。

(4) 近代化遺産（6件）

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	新規指定の理由	理由の要点
<p>横利根閘門(よことねこうもん)一構(ひとかまえ)閘室(こうしつ)閘頭部(こうとうぶ)、閘門外擁壁、閘門用地 【茨城県稲敷郡東町】 (平成12年3月17日)</p>	<p>横利根閘門は、利根川改修工事における、代表的土木構造物の一つである。設計及び施工の水準が高く、我が国で最大級の規模を持つ煉瓦造、両端を内開きと外開きの二重の門扉とした複閘式(ふっこうしき)閘門である。土木技術史上、煉瓦造閘門の、一つの到達点を示す遺構として、重要である。</p>	<p>我が国における特定分野の最大規模の遺構 特定分野の到達点を示すもの</p>
<p>船頭平閘門(せんとうひらこうもん)一構 閘室、閘頭部、閘門用地 【愛知県海部郡立田村】 (平成12年3月17日)</p>	<p>船頭平閘門は、躯体(くたい)、門扉(もんび)とも煉瓦や鉄など近代的な部材を用い、また当時の最新の構法で建設された閘門である。しかも、両端を内開きと外開きの二重の門扉とする複閘式(ふっこうしき)閘門として、我が国最初期のものである。構造形式、築造技術からみて、日本近代の閘門史上、貴重な土木構造物といえる。</p>	<p>我が国における特定分野の最初期の遺構 構造形式、築造技術からみて、日本近代の土木関係近代化遺産史上貴重なもの</p>
<p>旧手宮鉄道施設 一構(機関車庫、危険品庫、貯水槽、転車台、擁壁、土地) 【北海道小樽市】 (平成13年10月19日)</p>	<p>機関車庫三号は明治18年の竣工で、我が国の現存最古の機関車庫として貴重である。明治末期頃の機関車庫一号及び擁壁は、輸送需要の増加に応じて、既存施設と周囲の地形の特質を生かして整備された鉄道駅構内の発達過程を示す遺構として価値がある。さらに附属施設は、蒸気機関が主流であった時代の鉄道施設の構成及び機能を知る上で欠かせないものである。 旧手宮鉄道施設は、開拓の基盤施設として北海道で最初に建設された幌内鉄道の起点であり、鉄道施設の技術的發展を考えるうえで重要である。</p>	<p>我が国における特定分野の現存最古の遺構 特定分野の技術的發展を考えるうえで重要なもの</p>
<p>石井閘門 一構 【宮城県石巻市】 (平成14年4月19日)</p>	<p>石井閘門は、明治政府が東北地方開発の拠点として建設を進めた野蒜築港(のびるちくこう)事業の代表的遺構として重要である。 我が国における近代閘門の嚆矢であり、また、明治期から大正期にかけて全国に建造された近代閘門の規範を示すものとして、土木技術史上価値が高い。</p>	<p>我が国における特定分野の先駆の遺構 特定分野の規範を示すもの</p>
<p>三角(みすみ)旧港(きゅうこう)(三)</p>	<p>我が国最初期の本格的近代港湾施設で、港湾背後の土地利用計画の骨格をなす道路及び排水施設が、オランダ</p>	<p>我が国における特定分野の最初期の</p>

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	新規指定の理由	理由の要点
角西港(にしこう) 施設 一構 【熊本県宇土郡三 角町】 (平成 14 年 10 月 18 日)	人による近代的手法を駆使して一体的に整備された都市基盤施設であり、歴史的に価値が高い。 また、 <u>西欧式の設計に基づき、熊本で伝統的に培われた高度な石造技術が遺憾なく発揮された大規模土木構造物として、土木技術史上、重要である。</u>	遺構 大規模土木構造物として、土木技術史上重要なもの
舞鶴旧鎮守府 水道施設 一構 【京都府舞鶴市】 (平成 15 年 10 月 17 日)	軍部の建設による最古の本格的水道施設であるばかりでなく、 <u>我が国最初期の重力式コンクリート造堰堤(えんてい)をはじめ、技術の時代的特色がよく表れた多様な堰堤遺構群がまとまって残る水道施設として、水道技術史上、高い価値がある。</u> <u>配水施設、砂防施設、石垣・境界杭等の附属施設も、近代水道システムの構成を知る上で重要であり、土地と併せて保存を図る。</u>	我が国における特定分野の最初期の遺構 特定分野のシステムの構成を知る上で重要なもの

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「新規指定の理由」欄の記載内容は、重要文化財等として指定したものについて、あらかじめ、報道発表を行った際に使用した資料に記載されている「文化財の概要」等から抜粋したものであり、下線部は、新規指定の理由の主要部分である。

3 「理由の要点」欄の記載内容は、「新規指定の理由」欄の下線部分を要約したものである。

(5) その他建造物（18件）

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	新規指定の理由	理由の要点
<p>伊江御殿墓 (いえうどうんばか) 1基 石造墳墓、 土地(墓地、畑 及び雑種地) 【沖縄県那覇市】 (平成11年10月15日)</p>	<p>伊江御殿墓は、<u>沖縄地方に特有な亀甲墓(かめこうばか)の基本的な構成要素を備えている。保存状況も良く、造墓年代が明らかな初期の典型として重要である。</u></p>	<p>特定の地方における特定分野の遺構 築造年代が明らかな初期のもの</p>
<p>虹潤橋(こうかんきょう) 1基 【大分県大野郡野津町】 (平成11年10月15日)</p>	<p>虹潤橋は、建設当時、石橋として日本一の径間長を誇っていた。それまで九州において小規模に留まっていた石橋架設の技術的限界を脱したものであり、<u>19世紀中期以降、大分・熊本を中心に建設された石造大アーチ橋の原点に位置づけられる。</u></p>	<p>特定の時代、地方における石造建造物 石造建造物の原点に位置づけられるもの</p>
<p>旧日野医院 3棟 【大分県湯布院町】 (平成11年10月15日)</p>	<p>旧日野医院は、明治時代中期に建てられた本館と病棟が揃って残り、<u>全国的にも類例が少なく、近代医学黎明期の歴史を知るうえで重要である。</u></p>	<p>建物のほぼ全容が残り、全国的にも類例が少ないもの 我が国の特定分野の歴史を知る上で重要な遺構</p>
<p>旧和宇慶家墓 (わうけいけはか) 1基 石造墳墓、 土地(墓地) 【沖縄県石垣市】 (平成12年3月17日)</p>	<p>旧和宇慶家墓は、<u>原初的な洞穴墓(どうけつぼ)から発展した形式の典型といえる。沖縄地方における、墳墓形式の変遷を知る好例として、貴重である。</u></p>	<p>特定の地方における特定分野の遺構 特定分野の変遷を知る上で重要なもの</p>
<p>旧横浜船渠(せんきょ)株式会社 第一号船渠(ドック) 1基 【神奈川県横浜市】 (平成12年10月20日)</p>	<p>旧横浜船渠株式会社第一号船渠は、建設当時、最大規模を有した明治期の代表的乾船渠(かんせんきょ)の一つである。<u>大正期に築造された躯体延長部分も土木技術の時代的特色をよく示し、乾船渠築造技術の変遷を知る上で価値が高い。</u> また、第一号船渠は、官民の協調により実現した横浜港修築第一期工事の掉尾(ちょうび)を飾る土木構造物で、近代横浜の社会基盤形成史上も、重要である。</p>	<p>特定の時代、地方における特定分野の代表的な遺構 土木技術の時代的特色をよく示すもの</p>
<p>天城山隧道(あまぎさんずいどう) 1箇所</p>	<p>我が国に現存する石造道路隧道の中で、<u>最大長を有する土木構造物で、技術的完成度が高く、明治後期を代表する道路隧道として価値がある。</u></p>	<p>我が国の現存する特定分野の最大長の遺構</p>

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	新規指定の理由	理由の要点
【静岡県賀茂郡河津町・田方郡天城湯ヶ島町】 (平成 13 年 4 月 20 日)		特定の時代を代表するもの
青砂ヶ浦(あおさがうら)天主堂 1 棟 【長崎県南松浦郡上五島町】 (平成 13 年 10 月 19 日)	青砂ヶ浦天主堂は、日本人設計者の手で建設された煉瓦造教会堂の最初期のもので、 <u>かつ教会堂建築の基本である重層屋根構成にもとづく外観や内部空間が形成されるようになった初例で、価値が高い。</u> <u>外観・内部とも全体に均整のとれた構成になり、細部の意匠も優れている。</u>	宗教関係建築の基本である建築様式が形成された初例のもの 外観構成や内部空間など意匠的に優れている建物
頭ヶ島(かしらがじま)天主堂 1 棟 【長崎県南松浦郡有川町】 (平成 13 年 10 月 19 日)	頭ヶ島天主堂は小規模ながら西日本で例の少ない石造教会堂であり、長崎を中心に数多く残る離島、辺地の教会堂のなかにあっても傑出した存在といえる。 重厚な外観に対し、華やいだ内部空間など斬新で意欲的な構成になり、 <u>当地方の教会堂に新たな造形が展開された時期の遺構として価値がある。</u> 建築年代を同じくする司祭館も残り、併せて保存を図る。	特定の地方における例の少ない建物 同建築に新たな様式が導入された時期のもの
美濃橋 1 基 【岐阜県美濃市】 (平成 15 年 4 月 18 日)	美濃橋は、美濃市街地の北部、小倉山(おぐらやま)の西方を長良川が湾曲して流れる地点に架かる吊橋(つりばし)である。 美濃橋は、 <u>我が国に現存する最古の近代吊橋として、橋梁建設史上、高い価値がある。</u> 近代吊橋の要素を構造躯体全体に備え、建設当時我が国で最大級の支間(しかん)を実現した、 <u>大正期を代表する吊橋として、重要</u> といえる。	特定の時代を代表する吊橋 我が国の現存する最古の近代橋梁で同建設史上価値が高いもの
白山神社能舞台 1 棟 【岩手県西磐井郡平泉町】 (平成 15 年 4 月 18 日)	白山神社能舞台は、 <u>正統的かつ本格的な規模と形式の舞台をはじめ、橋掛、鏡の間、楽屋からなり、完備した構成の近世能舞台遺構としては東日本で唯一</u> といえ、高い価値がある。 また、 <u>古刹中尊寺において連綿と続く芸能の場として、貴重な遺構</u> である。	特定の地方における唯一の特定芸能の遺構 由緒ある古寺の芸能の場として貴重な遺構

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	新規指定の理由	理由の要点
誠之堂 1棟 【埼玉県深谷市】 (平成15年4月18日)	誠之堂は、外観の基調を英国の田園趣味に基づいたものとし、多彩な煉瓦積技法と自在な意匠とにより、端整かつ雅趣ある建築作品に仕上がっている。 <u>大正期の名建築デザイナーとされる田辺淳吉の代表作のひとつであり、大正建築の特質の一面である美術工芸運動的傾向を代表する作品として、重要である。</u>	特定の時代、地方における著名な建築デザイナーの作品 特定建築の特質を代表するもの
東京駅丸ノ内本屋 1棟 【東京都千代田区】 (平成15年4月18日)	東京駅丸ノ内本屋は、我が国鉄道網の起点となる停車場の中心施設であるとともに、明治の市区改正計画に基づき建設された首都東京を象徴する貴重な建築である。 <u>煉瓦を主体とする建造物のうち最大規模の建築で、当時、日本建築界を主導した辰野金吾の集大成となる作品として、価値が高い。</u>	我が国の交通網の起点となる施設で首都を象徴する建築 著名な建築家の集大成の建築物
旧筑後川橋梁 (筑後川昇開橋) 【福岡県大川市・佐賀県佐賀郡諸富町】 (平成15年4月18日)	旧筑後川橋梁(筑後川昇開橋)は、我が国に現存する最古の昇開式の可動橋として、貴重なものである。 大規模な構造躯体と技術的完成度の高い可動装置の設計及び施工を、専門を異にする技術者らの高度な協同作業のもとに実現した、鉄道可動橋建設技術の確立を表徴する遺構として、重要といえる。	我が国の現存する最古の特定技術に基づく橋梁 特定分野の技術の確立を表徴する遺構
春日神社能舞台 1棟 【兵庫県篠山市】 (平成15年4月18日)	春日神社能舞台は、正統的な格式に加え、床下に音響施設の大甕(おおがめ)を具備した構成になり、西日本でも屈指の近世能舞台として、高い価値がある。 <u>造営の経緯、大工、絵師などが明らかとなる歴史史料、舞台用装置などが残ることも重要で、地方における近世芸能文化の展開を知る上で、貴重な遺構といえる。</u>	特定の地方における屈指の芸能関係の建造物 地方における芸能文化の展開を理解する上で貴重なもの
旧出津救助院授産場(しつきゅうじょいんじゅさんじょう)ほか2棟、敷地 【長崎県西彼杵郡外海町】 (平成15年10月17日)	<u>明治初期の授産、福祉施設という、他に例をみない貴重な遺構であるとともに、洋風の技術、納まりを随所に見せる折衷的な構法になり、ド・口壁のように地域に固有な技法を用いるなどの特徴をもち、我が国近代における西欧建築技術受容の一端を知るうえで重要である。</u> 敷地内には石塀、石垣、石段が残り、建物とともに一体で保存を図る。	特定の時代、地方における他に例をみない特定分野の遺構 我が国の特定の時代における西欧建築技術受容を知るうえで重要なもの
田平天主堂 (たびらてんしゅど)	<u>長崎を中心に九州地方で建設された煉瓦造を主としたカトリック教会堂の最晩期に属し、重層構成にもとづ</u>	外観構成や内部空間など意匠的に優

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	新規指定の理由	理由の要点
う) 1 棟、境内地 【長崎県北松浦郡 田平町】 (平成 15 年 10 月 17 日)	<u>く外観や内部空間など、最も整った姿をみせるもの一つ</u> であるとともに、 <u>意匠的にも優れている。</u> 司祭(しさい)館をはじめ、門柱、石段、石垣などが残り、周辺の歴史的環境がよく保存されている点も貴重である。	れている建物 特定の地方で建設された特定の建築様式の最晩期のもの
丸沼堰堤(まるぬまえんてい) 1 基 【群馬県利根郡片品村】 (平成 15 年 10 月 17 日)	<u>厳しい立地及び地質条件の克服のため、資材の減量と躯体の軽量化を実現したバットレス式堰堤として、我が国を代表する遺構である。</u> 大規模かつ技術的完成度の高い構造物であり、 <u>近代鉄筋コンクリート造河川構造物の一つの技術的到達点を示すものとして重要である。</u>	我が国の特定分野を代表する遺構 近代の特定分野の技術的到達点を示すもの
三国港(旧阪井港)突堤 1 基 【福井県坂井郡三国町】 (平成 15 年 10 月 17 日)	<u>明治政府が主導した近代港湾事業の嚆矢である阪井港修築事業を代表する遺構として、重要である。</u> 粗朶沈床(そだちんしょう)をはじめとする自然素材を用いたオランダ土木技術を日本の海域に初めて具現させた、 <u>近代港湾構造物の一つの規範を示すものとして、土木技術史上高い価値がある。</u>	特定の時代、地方における特定分野の先駆の遺構 特定分野の規範を示すもの

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「新規指定の理由」欄の記載内容は、重要文化財等として指定したものについて、あらかじめ、報道発表を行った際に使用した資料に記載されている「文化財の概要」等から抜粋したものであり、下線部は、新規指定の理由の主要部分である。

3 「理由の要点」欄の記載内容は、「新規指定の理由」欄の下線部分を要約したものである。

【追加指定】(5件)

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	追加指定の理由	理由の要点
<p>旧太田脇本陣 林家住宅 隠居 家1棟(附・井 戸屋1棟、便所 1棟、塀5棟、 表門棟札1枚) 土地 【岐阜県美濃加茂 市】 (平成12年3月17日)</p>	<p>林家住宅は、江戸後期を中心に建設された建物群がまとまって残っており、脇本陣を兼ねた、大規模商家の屋敷構を伝える、数少ない遺構として重要である。 隠居家、便所、井戸屋、各所の塀は、江戸末期から明治期に整備された屋敷構えに、<u>欠かせないものである。</u> これらと、土地を併せて追加指定し、保存を図る。</p>	<p>既指定の建築の周辺にある建物 既指定の建物と一体をなすもの</p>
<p>歓喜院 貴惣 門 1棟 【埼玉県大里郡妻 沼町】 (平成14年4月19日)</p>	<p>歓喜院貴惣門は聖天堂の正門として雄大な規模を持つ八脚門(はっきゃくもん)で、<u>妻側(つまがわ)に破風(はふ)</u>を3つ重ねた類例の少ない特異な形式に特徴がある。 総檜造の精緻なつくりで、<u>多様な技法による彫物で要所を飾るなど、江戸末期の造形技術が発揮されたもの</u>として貴重で、聖天堂とともに保存を図る。</p>	<p>既指定の建築の周辺にある建物 類例の少ない建築様式で特定の時代の造形技術が発揮されたもの</p>
<p>飯野八幡宮 若宮八幡神社本 殿、ほか5棟 【福島県いわき 市】 (平成14年10月18日)</p>	<p>飯野八幡宮の若宮八幡神社本殿ほか5棟は、江戸前期から中期にわたる<u>一連の造営事業でつくられており、地方における社殿構成の変遷をよく示すもの</u>として貴重である。近世的な景観をよく維持しており、本殿とともに保存を図る。</p>	<p>既指定の建築の周辺にある建物 特定の地方における建築様式の変遷を示すもの</p>
<p>行永家住宅 道具蔵ほか1 棟、宅地 【京都府舞鶴市】 (平成15年10月17日)</p>	<p>主屋(おもや)は文政8年(1825)の建築で、丹後地方の江戸後期の民家として質がよく、平面形式の発展過程を知る上で貴重な遺構として、重要文化財に指定されている。 主屋を囲むように道具蔵(どうぐら)、新蔵(しんぐら)、味噌蔵、米蔵、木屋(きや)などが建ち並ぶ。道具蔵が江戸後期、新蔵が江戸末期で、ともに土蔵造、2階建である。味噌蔵、米蔵、木屋はいずれも明治期のものである。 <u>道具蔵と新蔵は、主屋とほぼ同時期のもの</u>で、丹後地方民家の屋敷構成を知る上で、貴重である。 <u>宅地は、土蔵群などの附属施設と一体となって屋敷の構えをよく伝えており、併せて保存を図る。</u></p>	<p>既指定の建築の周辺にある建物 特定の地方の民家の屋敷構成を知る上で重要なもの 土蔵群などの附属施設と一体となっているもの</p>

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	追加指定の理由	理由の要点
		屋敷の構えを伝えているもの
<p>頭ヶ島天主堂 境内地 【長崎県南松浦郡 有川町】 (平成 15 年 10 月 17 日)</p>	<p>頭ヶ島天主堂は、小規模ながら類例の少ない石造で、内外とも斬新な意匠をもち、長崎を中心に数多く残る離島、辺地の教会堂のなかでも傑出した遺構として、重要文化財に指定されている。</p> <p>境内地は、島北の入り江に面した小集落の奥、緩やかに傾斜する山裾の一段高い位置にひらかれている。天主堂の周辺には、石造の門柱一対をはじめとして、同時期の石垣、石段などもよく残り、いずれも丁寧な仕事になる。</p> <p>これらの工作物及び地勢を巧みに活かして造成された境内地は、<u>周辺環境と一体となって良好な風致を形成</u>しており、天主堂とともに保存を図る。</p>	<p>周辺環境と一体となっているもの 良好な風致を形成しているもの</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「追加指定の理由」欄の記載内容は、重要文化財等として指定したのものについて、あらかじめ、報道発表を行った際に使用した資料に記載されている「文化財の概要」等から抜粋したものであり、下線部は、追加指定の理由の主要部分である。

3 「理由の要点」欄の記載内容は、「追加指定の理由」欄の下線部分を要約したものである。

2 重要無形文化財

【新規指定】

(1) 芸能（10件）

重要文化財等名 (答申年月日)	新規指定の理由	理由の要点
<p>義太夫節浄瑠璃(ぎだゆうぶしじょうり) (平成11年5月21日)</p>	<p>義太夫節は17世紀後半に竹本義太夫により創始され、主として人形浄瑠璃の音楽として洗練された三味線語(かた)り物(もの)音楽であるが、その優れた表現力から人形浄瑠璃を離れて純粋に音楽として演奏されることも多い我が国の代表的な伝統音楽の一つである。</p> <p>義太夫節浄瑠璃は、太棹(ふとざお)を使用する義太夫節三味線の重厚で迫力ある演奏とともに、各場面ごとの情景や雰囲気、さらに登場する様々な人物の言葉や喜怒哀楽の心情を、高度に発達した技法を駆使して表現するもので、<u>歴史上、芸術上価値が高く、かつ、芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法</u>である。</p>	<p>芸能史上重要で、芸術上価値が高いもの 我が国の代表的な伝統音楽の一つ</p>
<p>一中節浄瑠璃(いっちゅうぶしじょうり) (平成11年5月21日)</p>	<p>一中節は、都太夫一中が元禄・宝永年間(1688～1710)に京都において語り始めた浄瑠璃で、先行諸浄瑠璃の妙所をとりいれて大成したもので、その曲風は優雅な風格を持ち、<u>常磐津節、富本節、清元節、新内節等の諸浄瑠璃の母体</u>となった。はじめは歌舞伎にも出勤していたが、その系統から出た豊後節系統の諸浄瑠璃に押され、劇場音楽より素浄瑠璃専門の芸となった。京都では比較的早く廃れ、主に江戸で伝承されてきた。</p> <p>一中節浄瑠璃は、温雅な節回しと発声による繊細な情感の語りを特色とし、芸術的に価値が高いばかりでなく、<u>我が国音楽史上においてもきわめて重要な地位を占める技法</u>である。</p>	<p>他の同種芸能の母体となったもの 我が国の音楽史上において重要な地位を占める技法</p>
<p>琉球古典音楽(りゅうきゅうこてんおんがく) (平成12年5月19日)</p>	<p>琉球古典音楽は、17世紀に湛水親方(たんすいうえーかた)がそれまでの優れた技法をまとめて洗練させ、18世紀に屋嘉比朝寄(やかびちょうき)が伝統を磨き上げ、さらに安富祖正元(あふそせいげん)と野村安趙(のむらあんきょう)は、それぞれ現在につながる安富祖流(あふそりゅう)と野村流(のむらりゅう)を確立し、現在に伝統を継承している。</p> <p>このように豊富な内容と多様な音楽的特色をもった琉球古典音楽は、<u>組踊(くみおどり)や琉球舞踊などに欠くことができないもので、歴史上、芸術上価値が高く、また地方的特色も顕著で、特に重要なものである。</u></p>	<p>伝統舞踊に欠くことができない古典音楽 芸術上特に価値が高く、地方的特色が顕著なもの</p>

重要文化財等名 (答申年月日)	新規指定の理由	理由の要点
一中節三味線 (平成13年6月15日)	一中節三味線は、やや大ぶりな中棹の三味線を使い、 <u>重厚な音色で、一中節の特色である上品で重厚、温雅な音楽的表現を行うもので、我が国の音楽史上重要な地位を占めるとともに、芸術上高度な価値をもち、また芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法である。</u>	上品で重厚、温雅な音楽的表現を行う芸能 芸能史上重要で、芸術上価値が高いもの
新内節浄瑠璃 (平成13年6月15日)	新内節浄瑠璃は、新内節の題材を、語り手の声量に応じて自在に調子と長さを変えて、 <u>複雑な節回しで感情豊かに語り出すもので、我が国の音楽史上重要な地位を占めるとともに、芸術上高度な価値をもち、また芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法である。</u>	複雑な節回しで感情豊かに語り出すもの 芸能史上重要で、芸術上価値が高いもの
新内節三味線 (平成13年6月15日)	新内節三味線は、新内節の題材に応じて、語り手の調子や声の高さを離れて繊細で微妙に演奏されるもので、 <u>我が国の音楽史上重要な地位を占めるとともに、芸術上高度な価値をもち、また芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法である。</u>	語り手の調子や声の高さを離れて繊細で微妙に演奏されるもの 芸能史上重要で、芸術上価値が高いもの
講談 (平成14年6月21日)	講談(こうだん)は、物語などを読み聞かせる芸能で、室町時代に店先などで『太平記(たいへいき)』を読んだ太平記読みの系統を継承している。18世紀初め、江戸や京阪の繁華街などに講釈場(こうしゃくば)が設けられ『太平記』だけでなく『源平盛衰記(げんべいじょうすいき)』や『曽我物語(そがものがたり)』なども読まれた。18世紀末には、従来の棒読み口調をあらためて、会話口調や老若男女の読み分けなどの工夫を加え、題材も武芸物(ぶげいもの)、仇討物(あだうちもの)、お家騒動物(いえそうどうもの)、世話物力士伝(せわものりきしでん)、侠客伝(きょうかくでん)、白浪物(しらなみもの)などと豊富になった。明治以後も時代に応じた題材を加えて現在に至っている。講談は、 <u>我が国の代表的な話芸の一つである。講談は芸術上特に価値が高く、芸能史上も特に重要な地位を占めるものである。</u>	我が国の代表的な話芸 芸術上特に価値が高く、芸能史上も特に重要な地位を占めるもの
組踊音楽太鼓 (くみおどりおんがくたいこ) (平成15年6月20日)	組踊(くみおどり)は、琉球王朝が中国使節を歓待するため1719年に初演した音楽劇であり、音楽と舞踊、台詞(せりふ)によって展開する。そのうち組踊音楽は、琉球古典音楽を基本にし、歌三線(うたさんしん)、箏(そう)、太鼓(たいこ)、	歴史上の出来事に関連して成立するなど芸能史上特に重要な地位を占め

重要文化財等名 (答申年月日)	新規指定の理由	理由の要点
	<p>笛(ふえ)、胡弓(こきゅう)で構成される。組踊音楽太鼓は、表現に深みを与えるとともに、時に単独で演奏されて、演技者の動作にきっかけを与えたり、激しい感情の動きなどを的確に表現する。組踊の筋や演技者の演技との関わりなどに配慮して演奏されるもので、<u>芸術上特に価値が高く、芸能史上特に重要な地位を占め、かつ地方的特色が顕著である。</u></p>	<p>るもの 芸術上特に価値が高く、地方的特色が顕著なもの</p>
<p>清元節浄瑠璃 (きよもとぶしじょうり) (平成 15 年 6 月 20 日)</p>	<p>清元節(きよもとぶし)は、19 世紀初めに創始され、歌舞伎舞踊の伴奏音楽や、音楽そのものを鑑賞する素浄瑠璃(すじょうり)として発展した。その特色は派手で軽妙な点にあり、語(かた)りの清元節浄瑠璃と楽器演奏の清元節三味線で構成される。</p> <p>清元節浄瑠璃は、甲高(かんだか)い声を効果的に聞かせる<u>独特の発声法と節回(ふしまわ)しを用いた高度な技法により演じられ、音楽的に多彩な内容を持ち、芸能史上重要で、芸術上の価値も高いものである。</u></p>	<p>高度な技法により演じられるもの 芸能史上重要で、芸術上価値が高いもの</p>
<p>清元節三味線 (きよもとぶししゃみせん) (平成 15 年 6 月 20 日)</p>	<p>清元節(きよもとぶし)は、19 世紀初めに創始され、歌舞伎舞踊の伴奏音楽や、音楽そのものを鑑賞する素浄瑠璃(すじょうり)として発展した。その特色は派手で軽妙な点にあり、語(かた)りの清元節浄瑠璃と楽器演奏の清元節三味線で構成される。</p> <p>清元節三味線は、技巧に富んだ語りをいかすために、澄んだ柔らかい音色を基本とし、<u>音量や技巧の点で控えめに演奏されるため、一層高度な技術が要求される。芸能史上重要で、芸術上の価値も高いものである。</u></p>	<p>高度な技術により演奏されるもの 芸能史上重要で、芸術上価値の高いもの</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「新規指定の理由」欄の記載内容は、重要文化財等として指定したものについて、あらかじめ、報道発表を行った際に使用した資料に記載されている「文化財の概要」等から抜粋したものであり、下線部は、新規指定の理由の主要部分である。

3 「理由の要点」欄の記載内容は、「新規指定の理由」欄の下線部分を要約したものである。

(2) 工芸技術 (16 件)

重要文化財等名 (答申年月日)	新規指定の理由	理由の要点
<p>有職織物(ゆう そくおりもの) (平成 11 年 5 月 21 日)</p>	<p>有職織物の技術は、奈良時代に唐より伝わり、平安時代以降和様化したものである。それは、主として宮廷を中心とした公卿階級の間で用いられた錦、綾、浮織物、二陪(ふたえ)織物、紗等を含む技術である。</p> <p>戦後、社会情勢の推移や、経済事情の変化により、次第にその用途を失いつつあるとはいえ、有職織物は、我が国の織物美の原点といえるものであり、我が国染織史上きわめて重要な工芸技術である。</p>	<p>我が国の染織史上きわめて重要な工芸技術</p> <p>我が国の織物美の原点であるもの</p>
<p>読谷山花織(よ んたんざはなうい) (平成 11 年 5 月 21 日)</p>	<p>読谷山花織は、浮織と緋を使用したきわめて特色ある伝統的な染織技法である。</p> <p>素材は本来木綿が中心で、染色には琉球藍を主体とした植物染料が主に用いられる。緋については、くくりは手結による緋系が用いられ、製織は地機及び高機の、投げ杼の手織によって行われる。濃紺等に染められた平織の地に白・黄・赤・緑等の色系で織り出される模様は、「ハイバナ」、「ティーバナ」の場合は緋との併用によって織られる。</p> <p>読谷山花織は、歴史上、芸術上価値が高く、かつ、地方的特色を顕著に示す代表的な染織技法である</p>	<p>芸術上価値が高く、工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的特色が顕著なもの</p> <p>特色ある染織の制作技術</p>
<p>螺鈿(らでん) (平成 11 年 5 月 21 日)</p>	<p>螺鈿は漆芸の加飾(装飾)技法で、夜光貝(やこうがい)、鮑(あわび)貝、蝶貝などを模様の形に切り、木地や漆地に埋め込むか又は貼り付けるものである。平安時代以降も蒔絵(まきえ)に次ぐ主要な加飾技法として多くの遺例を今日に伝え、工芸品のほか平等院鳳凰堂など建造物の内部装飾にも応用された。</p> <p>近世以降は、薄い貝を貼り付ける薄貝(うすがい)螺鈿技法が盛んになり、現在でも薄貝を蒔絵に併用するものが多いが、近年再び、伝統的な厚貝(あつがい)螺鈿技法を主とする優れた制作活動が行われるようになっている。</p> <p>螺鈿は、我が国の工芸史上重要な地位を占めるとともに、芸術上価値の高い、主要な漆芸技法である。</p>	<p>我が国の工芸史上重要な地位を占めるもの</p> <p>芸術上価値の高い、主要な漆芸技法</p>
<p>沈金(ちんきん) (平成 11 年 5 月 21 日)</p>	<p>沈金は漆芸の加飾(装飾)技法であり、漆の塗面に文様を彫り、漆を摺り込んで金箔や金粉などを窪みに埋めるものである。中国では鎗金(そうきん)と呼ばれ宋代から行われていた技法で、室町時代には我が国でも始められたと考えられ、近世以降、特に石川県輪島では高度な発達をみた。現在、各種の彫刻技法を組み合わせた、芸術</p>	<p>特定の地方で発達した技法</p> <p>芸術上価値が高く、工芸史上重要な地位を占めるもの</p>

重要文化財等名 (答申年月日)	新規指定の理由	理由の要点
	<p>性豊かな表現が行われている。</p> <p>沈金は、<u>芸術上価値が高く、工芸史上重要な地位を占める漆芸技法</u>である。</p>	
<p>経錦(たてにしき) (平成12年5月19日)</p>	<p>経錦は、錦の一つで、複数の経糸(たていと)の浮き沈みで地と文様を織り出す染織技法である。色数や文様の大きさが制限されるなど織り方が複雑で<u>大変高度な技術を要するため、比較的製織が容易で華やかな緯錦(ぬきにしき)の登場とともに奈良時代以降その技術は次第に衰えた。近年、伝統的な技法を基本としながら、素材の吟味や織り方の創意工夫が加えられ、この技法を駆使する活発な制作活動が行われており、歴史的にも芸術的にも価値の高い工芸技術</u>となっている。</p>	<p>高度な技術を要する制作技術</p> <p>芸術上特に価値が高く、工芸史上特に重要な地位を占めるもの</p>
<p>芭蕉布(ばしゅうふ) (平成12年5月19日)</p>	<p>芭蕉布は、<u>糸芭蕉の繊維を糸にして用いるきわめて特色ある染織技法</u>である。無地のほか、琉球藍、車輪梅等の植物染料を使用した縞、格子、緋等の模様織が制作されたが、大戦の混乱やその後の生活様式の急激な変化、技術者の高齢化等によって生産反数は激減し、ほとんど唯一大宜味村喜如嘉(おおきみそんきじょか)においてその技法が伝えられてきた。</p> <p>近年、伝統的な技法を基本としながら、多彩な植物染料の使用等芭蕉布の新たな可能性を追い求める活発な制作活動が行われている。芭蕉布は、<u>歴史上、芸術上価値が高く、かつ、地方的特色を顕著に示す代表的な染織技法</u>である。</p>	<p>特色ある染織の制作技術</p> <p>芸術上価値が高く、工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的特色が顕著なもの</p>
<p>越前奉書(えちぜんほうしょ) (平成12年5月19日)</p>	<p>奉書とは、主人の意志を奉じた従者の署名によって発給する文書の形式であり、御教書(みきょうじょ)、院宣(いんせん)などがこれに当たるが、それを記す公文書用紙をも指す。この用途のため江戸時代には各藩で渡られるが、<u>越前の奉書は日本第一と高く評価された。</u></p> <p>越前奉書は、<u>芸術上価値が高く、工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的特色が顕著な工芸技術</u>である。</p>	<p>芸術上価値が高く、工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的特色が顕著なもの</p> <p>成果物が全国的評価の高い制作技術</p>
<p>釉裏金彩(ゆうりきんさい) (平成13年6月15日)</p>	<p>釉裏金彩は、陶磁器の器地に金箔や金泥等の金彩を用いて文様を描き、そのうえに釉薬を掛けて焼き上げる制作技法である。金箔の扱い方、焼成法等、<u>陶芸技法の中でもきわめて難しいものの一つとされる。</u></p> <p>今日の釉裏金彩は、伝統的な金彩技法と釉技を基礎に独自の創意工夫が加えられ、<u>高度な芸術的表現を可能にする陶芸技法として高く評価されるものである。</u></p>	<p>陶芸技法の中でもきわめて難しい技法</p> <p>高度な芸術的表現を可能にする陶芸技法</p>

重要文化財等名 (答申年月日)	新規指定の理由	理由の要点
<p>土佐典具帖紙 (とさてんぐじょうし) (平成13年6月15日)</p>	<p>土佐典具帖紙は、極めて薄く、かつ強靱な楮和紙の製作技術である。</p> <p>土佐典具帖紙は、<u>手漉和紙の流漉技術の粋ともいえるべきものであり、芸術上価値が高く、工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的特色が顕著な工芸技術である</u></p>	<p>特定技法の最高級の制作技術</p> <p>芸術上価値が高く、工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的特色が顕著なもの</p>
<p>精好仙台平 (せいこうせんだいひら) (平成14年6月21日)</p>	<p>精好仙台平(せいこうせんだいひら)は、仙台に伝わる袴地(はかまじ)用等絹織物の制作技術である。</p> <p>伝統的な精好仙台平の制作技術は、二本引き揃えの経糸(たていと)に、緯糸(ぬきいと)として撚(よ)りの無い生糸を何本か引き揃えて濡らし、強く打ち込むところに特色がある。均一でむらのない製織、藁灰(わらばい)の灰汁(あく)による糸の精練、植物染料による無撚緯糸(むねんぬきいと)の染色等にはいずれも高い技量がもとめられる。こうして織り上げられたものは張りがあって固くなく、しなやかな独特の風合いを持ち、その着心地は今なお尊ばれて、紋付袴の礼装用等に使われている。</p> <p>精好仙台平は、<u>芸術上価値が高く、工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的特色が顕著なものである。</u></p>	<p>高い技量の制作技術</p> <p>芸術上価値が高く、工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的特色が顕著なもの</p>
<p>銅鑼(どら) (平成14年6月21日)</p>	<p>銅鑼(どら)は砂張(さはり)(銅と錫の合金)を材料とし、鑄造と鍛造(たんぞう)によって金属製音響具を制作する技術である。</p> <p>銅鑼の制作は、まず基本的な形状を鑄造し、それに鍛造を行う。材料となる砂張は音響の優れた金属とされているが、その鑄造には高度な技術を要する。鑄型のろう型は大変薄く、気候によってはろう型が変形したり、湯(熔解した金属)がまわらない困難が伴う。鑄出された銅鑼は熱処理をして軟らかくし、音響や音色を考えながら、金属組織が均一に並ぶように繰り返し鋳(つち)打ちして仕上げ、最後に熱処理をしながら漆着色を施す。</p> <p>銅鑼は、<u>芸術上特に価値が高く、工芸史上特に重要な地位を占めるものである。</u></p>	<p>高度な技術を要する制作技術</p> <p>芸術上特に価値が高く、工芸史上特に重要な地位を占めるもの</p>
<p>桐塑人形(とうそにぎょう) (平成14年6月21日)</p>	<p>桐塑人形(とうそにぎょう)は、江戸時代の雛人形や衣裳人形等の頭や手足の成形技術に源流を有する伝統的な人形制作技術である。</p> <p>桐塑の技術は、人形の要所々々に微妙な表情を加えながら作品の完成度を高める技法であり、<u>優れた造形感覚</u></p>	<p>優れた造形感覚と技量を要する制作技術</p> <p>芸術上特に価値が高く、工芸史上特</p>

重要文化財等名 (答申年月日)	新規指定の理由	理由の要点
	<p><u>と技量を要する。</u> 桐塑人形は、<u>芸術上特に価値が高く、工芸史上特に重要な地位を占めるものである。</u></p>	<p>に重要な地位を占めるもの</p>
<p>名塩雁皮紙 (なじおがんびし) (平成14年6月21日)</p>	<p>名塩(なじお)雁皮紙(がんびし)は、現在の兵庫県西宮市名塩に伝承される雁皮紙(がんびし)の製作技術である。名塩雁皮紙の製作技術は、地元特産の岩石の微粉末を添加することや、手作業による入念な原料処理、溜漉(ためずき)による抄紙(しょうし)、板干しによる天日乾燥などの各工程に、<u>古来の形態を伝える伝統的な技法が確実に伝承されていることに大きな特色がある。</u> 名塩雁皮紙は、<u>工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的特色が顕著な工芸技術である。</u></p>	<p>古来の形態を伝える伝統的な技法が確実に伝承 工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的特色が顕著なもの</p>
<p>截金(きりかね) (平成14年6月21日)</p>	<p>截金(きりかね)は、金・銀箔を細線や細片に切り、それらを貼り合せて優美な文様を構成する技法である。その源流は中国大陸及び朝鮮半島に求められ、我が国では飛鳥時代から遺例がある。截金は、仏像・仏画等の仏教美術を中心に発達をしたが、近年では各種工芸品の器体装飾においても繊細で雅趣のある芸術性を確立している。 穂先を湿らせた取り筆で細線や細片を拾い上げ、他方の手に持った截金筆にのりを含ませて、器体に貼り付けながら文様を構成する。<u>その作業は微妙で、高度な技量と集中力を要する。</u> 截金は、<u>芸術上特に価値が高く、工芸史上特に重要な地位を占めるものである。</u></p>	<p>高度な技量と集中力を要する制作技術 芸術上特に価値が高く、工芸史上特に重要な地位を占めるもの</p>
<p>無名異焼(むみょういやく) (平成15年6月20日)</p>	<p>無名異焼(むみょういやく)は、新潟県佐渡に伝わる伝統的な陶芸技法である。江戸時代後期に始まったとされており、佐渡の金銀山(きんぎんざん)の金鉱脈近くから産する無名異土(むみょういづち)(酸化第二鉄を多く含む赤色粘土)を用いた、赤い肌を特徴とする陶器の制作技法。 今日の無名異焼は、無名異土という素材を生かした伝統的な技法を基に独自の創意工夫が加えられ、地方的特色を持ちながら高度な芸術的表現を可能にする陶芸技法として高く評価されるものである。 無名異焼は、<u>芸術上価値が高く、工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的特色が顕著なものである。</u></p>	<p>高度な技法の制作技術 芸術上価値が高く、工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的特色が顕著なもの</p>
<p>献上博多織 (けんじょうはかたおり)</p>	<p>献上博多織(けんじょうはかたおり)は、福岡県福岡市を中心とする地方に伝わる帯(おび)地用等絹織物の制作技術である。</p>	<p>意匠に工夫が凝らされた制作技術 芸術上価値が高</p>

重要文化財等名 (答申年月日)	新規指定の理由	理由の要点
(平成 15 年 6 月 20 日)	<p><u>意匠に工夫が凝らされた、和装には欠かせない服飾品の代表的な織物である。</u></p> <p>伝統的な献上博多織の制作技術は、経糸を密にし、緯糸(ぬきいと)を太くして、強く打ち込んで横畝(よこうね)を織り出すところに特色がある。こうして製織されたものは硬く締まってしかもしなやかな地合を特色とし、その格調高く独特の風合いは今なお尊ばれている。</p> <p>献上博多織は、<u>芸術上価値が高く、工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的特色が顕著なものである。</u></p>	<p>く、工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的特色が顕著なもの</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「新規指定の理由」欄の記載内容は、重要文化財等として指定したものについて、あらかじめ、報道発表を行った際に使用した資料に記載されている「文化財の概要」等から抜粋したものであり、下線部は、新規指定の理由の主要部分である。

3 「理由の要点」欄の記載内容は、「新規指定の理由」欄の下線部分を要約したものである。

3 重要有形民俗文化財（6件）

【新規指定】

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	新規指定の理由	理由の要点
<p>江(ごう)の川流域の漁撈用具 (1,226点 附27点) 【広島県三次市】 (平成11年11月19日)</p>	<p>この資料は、江の川の全流域を対象に収集された漁撈用具のコレクションで、広島県立歴史民俗資料館が、昭和54年の開館以来、<u>漁撈民俗調査を継続的に実施するなかで収集した1,800点余に及び資料の中から精査し体系化したものである。</u></p> <p>収集資料は、網漁用具、釣漁用具、突鉤漁用具、陥穽漁用具、鵜飼・鵜縄漁用具、舟及び関係用具、運搬・保存用具、加工・販売用具、漁具製作・修理用具、及び、附としての漁業鑑札類などの漁場関係資料である。</p> <p>本資料は、流域の農山村で仕事の合間に川漁を行った人々が使用した漁撈用具と、主に中・下流域で専門的に漁を行った川漁師の使用した漁撈(ぎょうろ)用具からなり、<u>この地域の河川漁撈の実態や漁撈文化を理解するうえで貴重な資料</u>である。従来指定のなかった中国地方の例として全国的な比較の観点から重要であるとともに、同一河川の全域を対象としたコレクションとして貴重なものである。</p>	<p>体系的、網羅的に収集、整理された資料 特定の地域の産業の実態、文化を理解する上で貴重</p>
<p>渡辺学園裁縫雛形コレクション(2,290点) 【東京都板橋区】 (平成12年11月17日)</p>	<p><u>この資料は、和裁・洋裁・有職類・生活用品の雛形と、附(つけたり)の雛形尺や教科書、製作用具などからなっている。雛形は実物と寸分違わぬ技法で作られ、製作された雛形も実用の範囲にとどまらず、有職故実に関するものにまで及びなど、裁縫教育の指導者養成を十分に意識した内容となっている。</u></p> <p>本資料は、明治・大正期における裁縫教師養成の中核的な役割を担った、渡辺学園の裁縫教育の実態を示すものであり、<u>近代における女子教育とその指導者養成の一端を示す資料としても貴重</u>である。</p>	<p>体系的、網羅的に収集、整理された資料 特定の時代における女子教育とその指導者養成を示す資料</p>
<p>北海道二風谷及び周辺のアイヌ生活用具コレクション(1,121点) 【北海道沙流郡平取町本町】</p>	<p>この資料は、衣生活、食生活、住生活、生産・生業、交通・運搬、社会生活、信仰、民俗知識、芸能・遊戯、人の一生の<u>10分野に分けられており、うち信仰関係の用具が最も多く、全体の約35%を占める。</u></p> <p>このコレクションは、アイヌの生活全般に関わる用具について、伝統的な生活用具とその変遷過程を示す用具を多数含んでおり、<u>この地域のアイヌの生活文化の実態</u></p>	<p>体系的、網羅的に収集、整理された資料 特定の地域の生活文化の実態とその変遷を示す用具のコレクション</p>

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	新規指定の理由	理由の要点
(平成 14 年 1 月 18 日)	<p><u>とその変遷を示すもの</u>となっている。</p> <p>加えて、個々の資料には、製作地や製作法、使用地や使用法などの伝承記録が完備しており、沙流川流域のアイヌ文化の特徴を示す指標的資料として、今後のアイヌの生活文化の比較研究の上でも貴重な資料となっている。</p>	
<p>阿波人形師 (天狗屋)の製 作用具及び製品 附販売関係資料 (1,107 点附 51 点) 【徳島県徳島市】 (平成 14 年 1 月 18 日)</p>	<p>この資料は、全国各地の民俗芸能系の人形芝居に大きな影響を与えた、<u>阿波人形の製作・修理技術の実態と、この地の人形師の多彩な営業の実態を示す貴重な資料</u>である。</p>	<p>特定の地域の人形師の製作・修理技術と営業の実態を示す資料</p>
<p>北上山地川井 村の山村生産用 具コレクション (1,345 点) 【岩手県下閉伊郡 (しもへいぐん)川井 村】 (平成 15 年 1 月 17 日)</p>	<p>我が国有数の畑作卓越地帯である北上山地の生産用具のコレクションで、自然の素材を巧みに利用した用具や、稗作を中心とした多彩な生業形態に特色を示す。</p> <p>資料は、自然物採集・加工用具、農耕用具、山樵(さんしょう)用具、炭焼き用具、狩猟・漁撈用具、畜産用具、養蚕用具、製糸・機織用具、諸職用具の 9 分野に分けられており、それぞれ<u>作業工程順に整理</u>されている。</p> <p>個々の用具では、農耕用具の中の南部型踏み鋤や稗の直播(じかま)き用具、養蚕用具の中の蚕座(さんざ)、山樵用具の中の枕木(まくらぎ)の製作用具、諸職用具の中の漆掻き用具や柁板(まさいた)製作用具などが<u>地域的な特色を示すもの</u>として注目される。</p>	<p>体系的、網羅的に収集、整理された資料 地域的な特色を示す用具のコレクション</p>
<p>会津只見の生 産用具と仕事着 コレクション (2,333 点) 【福島県南会津郡 只見町】 (平成 15 年 1 月 17 日)</p>	<p>新潟と福島の方の文化要素を伝える生産用具と仕事着のコレクションで、豪雪と河川の影響を色濃く受けた伝統的な地域文化を色濃く示す。</p> <p>資料のうち生産用具は、自然物採集用具、農耕用具、狩猟用具、漁撈用具、山樵用具、製糸用具、蔓細工(つるさいく)用具、屋根葺き用具に分けられ、それぞれ<u>作業工程順に整理</u>されている。仕事着は男女別に山用、里用に分けられ、上着から履き物、雨具に至るまで一式が収集されている。</p> <p>この地域の生産用具の特色としては、自然物採集用具</p>	<p>体系的、網羅的に収集、整理された資料 地域的な特色を示す用具のコレクション</p>

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	新規指定の理由	理由の要点
	<p>の中のゼンマイ採りの用具や、農耕用具の中の湿田用具、焼畑用具などの中には越後地方からの影響を強く受けた用具が見られる。また、狩猟用具、屋根葺き用具の中には技術の系譜関係や儀礼の作法を記した巻物類が多く見られ、さらに、仕事着では貴重な木綿布を上手に使うための技法や刺し子の手法などの工夫が見られることなどに、この<u>地方の特色が示されている。</u></p>	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「新規指定の理由」欄の記載内容は、重要文化財等として指定したものについて、あらかじめ、報道発表を行った際に使用した資料に記載されている「文化財の概要」等から抜粋したものであり、下線部は、新規指定の理由の主要部分である。

3 「理由の要点」欄の記載内容は、「新規指定の理由」欄の下線部分を要約したものである。

【追加指定】(2件)

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	追加指定の理由	理由の要点
<p>大森及び周辺地域の海苔生産用具 海苔船 2点追加 【東京都大田区】 (平成11年11月19日)</p>	<p>本件は、平成5年12月13日に重要有形民俗文化財に指定されている「大森及び周辺地域の海苔生産用具」(文部省告示第148号)に、<u>海苔漁業用の中型のペカ舟1艘と大型の動力付き海苔船1艘の2点を追加指定するものである。</u></p> <p>この地域は、浅草海苔生産の中心地で、江戸時代には地先海面を漁場とするものであったが、明治期になると、従来の浅瀬漁場からより水深のある沖合へと漁場が拡大し、次いで大正期は移植栽培技術の導入により、更に千葉県側まで進出することとなった。</p> <p>本資料はこうした漁場の拡大に伴って大型化した海苔船の変化の過程を示すものであり、中型のペカ舟は明治時代から、動力付海苔船は大正時代から使われるようになった。</p> <p>今回追加する資料は、<u>東京湾沿岸の海苔漁業の変遷過程を知るうえで欠かせないものであり、今後収集の可能性も少ない貴重なものである。</u>既指定物件の内容を向上させ、指定の価値をさらに高めるために必要な資料である。</p>	<p>特定の地方の特定の産業の変遷過程を考察する上で重要 今後、収集の可能性の少ないもの</p>
<p>灘の酒用具 【兵庫県神戸市】 (平成12年11月17日)</p>	<p>本件は、昭和46年12月15日に重要有形民俗文化財に指定されている「<u>灘の酒造用具</u>」(文部省告示第148号)303点に、<u>精米関係・出荷関係・販売関係・酒蔵生活関係・信仰儀礼関係・その他の263点の用具を追加指定するものである。</u></p> <p>灘の酒造用具は平成7年1月の阪神淡路大震災によって被災し、その後、資料の修理や整備が図られていたが、今回、それらも一段落したことから、併せて<u>灘地方の酒造りの特色を示す資料を追加指定し、指定の価値をさらに高めることとしたものである。</u></p>	<p>既指定の生産用具に出荷・販売等関係用具を指定するもの 既指定の資料の価値を高めるもの</p>

(注)1 当省の調査結果による。

2 「追加指定の理由」欄の記載内容は、重要文化財等として指定したものについて、あらかじめ、報道発表を行った際に使用した資料に記載されている「文化財の概要」等から抜粋したものであり、下線部は、追加指定の理由の主要部分である。

3 「理由の要点」欄の記載内容は、「追加指定の理由」欄の下線部分を要約したものである。

4 重要無形民俗文化財

【新規指定】

(1) 風俗慣習 (16 件)

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	新規指定の理由	理由の要点
<p>遊佐(ゆざ)の小正月行事 【山形県飽海(あくみ)郡遊佐町】 (平成 11 年 11 月 19 日)</p>	<p>遊佐町の女鹿・滝ノ浦・鳥崎の3地区では、正月に仮面を被り藁蓑(わらみの)をつけたアマハゲと呼ばれる異装の訪問者が各家を訪れ、家人の怠惰を諫(いさ)め、新年を祝福してまわる行事が行われている。遊佐のアマハゲは、秋田県男鹿のナマハゲ系の行事であるが、<u>包丁などの刃物を持たないことや無言で独特の所作を行う例がみられることなど地域的特色がみられる。</u></p> <p>本件は、こうした来訪神行事とホンデ焼き、鳥追い行事など各種の小正月行事が組み合わされて伝承されているものであり、<u>この地方の伝統的な小正月行事の典型的なものとして貴重である。</u></p>	<p>特定の地方の伝統的な小正月行事の典型的なもの 地域的特色を示す行事</p>
<p>神津島(こうづしま)のかつお釣り行事【東京都神津島村】 (平成 11 年 11 月 19 日)</p>	<p>神津島のかつお釣り行事は、毎年 8 月 2 日、神津島村の鎮守である物忌奈命神社の例大祭に行われる。伊豆諸島から伊豆半島沿岸部では、正月の乗り初(そ)めに予祝儀礼として魚釣りを模倣する儀礼が行われてきた。神津島では、現在でも乗り初めのときに薪をかつおにみたてて一本釣りの真似をする儀礼が続けられており、かつお釣り行事は、こうした儀礼が物忌奈命神社の例大祭に取り込まれたものといわれている。本件は、<u>我が国の基盤的な生活文化の特色を有するものであるとともに、我が国の漁撈民俗を考えるうえで貴重である。</u></p>	<p>我が国の基盤的な生活文化の特色を有する行事 我が国の漁撈民俗を考えるうえで貴重なもの</p>
<p>山北(さんぼく)のボタモチ祭り 【新潟県岩船郡山北町】 (平成 11 年 11 月 19 日)</p>	<p>この祭りは、山北町の中浜・杉平・岩石の3地区で行われているもので、ボタモチをつくり、村の鎮守に奉納した後、全員で共食する祭りである。</p> <p>本件は、収穫後あるいは年頭に際して氏神に生業の安全を感謝、祈願する行事に強飯儀礼の要素が加わり、豊饒(ほうじょう)祈願と地区民としての社会的承認をはかる行事が結びついたものである。新潟県北部の下越地方や山形県の新潟県境の地域では、強飯儀礼を伴う夜籠り行事が行われていたが、<u>現在、同種の行事は新潟県下ではこの地域だけで行われているのみで貴重である。</u></p>	<p>特定の地域に残る唯一の行事</p>
<p>滑川(なめりかわ)のネブタ流し 【富山県滑川市】</p>	<p>この行事は、大松明に眠気や穢(け)れを託して海に送り出すもので、滑川ではこの日を境に昼寝をしてはならないといわれている。周辺地域には七夕舟を海に流した</p>	<p>日本海側における同種行事の南限であるもの</p>

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	新規指定の理由	理由の要点
(平成 11 年 11 月 19 日)	り、オショウライなどと呼ぶ小屋や松明を作って川原で燃やす行事が分布しており、このネブタ流しも盆を迎える行事のひとつと考えられる。この種の行事は、東北地方から北関東、長野にかけて分布している。 <u>滑川のネブタ流しは現在知られているなかでは日本海側における同種の行事の南限を示す事例であり、富山県内ではこの地域だけで行われている地域的特色を示す貴重な行事である。</u>	地域的特色を示す 行事
大江八幡神社 の御船行事 【静岡県榛原(はいばら)郡相良(さがら)町】 (平成 11 年 11 月 19 日)	この行事は、毎年 8 月 15 日、大江八幡神社の祭礼に併せて行われるもので、船若と呼ばれる青年達が菱垣回船、樽回船の模型を操り、柱起こし・帆上げの操船儀式を行い、神幸行列の先頭を練り歩く。 我が国の各地には神幸行事に際して、神霊の乗り物または風流(ふりゅう)の作り物として実物の船や模型の船、船形の山車などを曳き回す行事が数多くみられるが、その中でも、 <u>静岡県下の遠江地方の相良・榛原町内 4 力所にはこのような特色ある御船行事が伝承されている。</u> 本件は、江戸時代中頃に相良湊の回船問屋たちによって始められたと考えられるもので、 <u>行事を構成する諸要素も豊富であり、この地方の御船行事の典型例として貴重なものである。</u>	地域的特色を示す 行事 特定の地域の御船 行事の典型例
河内祭の御舟 行事 【和歌山県東牟婁(ひがしむろ)郡古座町、古座川町】 (平成 11 年 11 月 19 日)	河内祭の御舟行事は、古座川の河口近くの岩島をご神体とする河内大明神を祀る行事で、流域の古座町と古座川町の 5 つの地区が参加する。 この祭りは、船山車をうかがわせる御舟飾りなどに見られるように水上の鎮魂のための川祭りとしての様相が強いが、 <u>地域ごとに祭りへの関与の仕方や伝承に特色がみられるなど、我が国の祭りを考えるうえで重要な事例となっている。</u> また、伝統的なしきたりも数多くみられ、御船唄や獅子舞など芸能的な要素も豊富であり、 <u>この地域を代表する行事として貴重である。</u>	特定の地域を代表 する行事 地域の祭への関与 や伝承に特色がみ られるもの
羽田のお山が け 【宮城県気仙沼市】 (平成 12 年 11 月 17 日)	この行事は、男児の無事成長を祈願して行われるもので、その参加者が広範囲に及ぶことや、またお山がけをしないものは一人前の男とみなされず、沖乗りもさせられないという所もあるなど、子どもが成長過程において必ず経験しなければならない儀礼と考えられて、 <u>現在も</u>	特定の地域を代表 する行事 現在も盛んに行わ れているもの

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	新規指定の理由	理由の要点
	盛んに行われている。宮城県内における7歳児の登拝行事の代表的なものとして貴重である。	
米川の水かぶり 【宮城県登米郡東和町】 (平成12年11月17日)	米川の水かぶりは、東和町米川の五日町町内で2月の初午に行われる火伏せの行事である。初午の日の朝、五日町内在住の男達が宿に集まって、藁製の装束を作る。行事は、藁製のオシメという装束とアタマという被り物を付け、顔に鍋墨を塗った一団が、ボンテンを持った還暦の者を先頭に大慈寺境内の秋葉権現社にお参りした後、通りの家に水をかけながら町中を南から北に走り抜ける。この行事は、参加者が異装をして行うなど、宮城県北部地域を代表する火伏せの行事として貴重である。	特定の地域を代表する行事 参加者が異装をして行うもの
片品の猿追い祭 【群馬県利根郡片品村】 (平成12年11月17日)	片品の猿追い祭は、旧暦9月の中の申の日に花咲に鎮座する武尊神社で、大字花咲の鍛冶屋、山崎、登戸、栃久保、栗生、針山の6つの集落が参加して行われる祭りで、組という地縁集団とイッケと呼ぶ同族集団が、特定の役割を分担しあいながら行われる。この行事は、猿の害を防ぐために始まったとの伝承があり、参加者の席次が固定し、役を務めることのできる家が特定されるなど、東日本には珍しい宮座的な組織によって行われる貴重な行事である。	地縁集団等役割分担して行う行事 特定の地域で類例のない宮座的組織によって行われるもの
気多の鵜祭の習俗 【石川県羽咋市、七尾市】 (平成12年11月17日)	鵜祭は、12月16日の早暁、気多神社で行われ、七尾市鵜浦で補らえられた鵜を神前に供え、その動きを見て翌年の豊凶を占う行事である。鵜の捕獲は特定の家に限られており、捕獲場所も決まっている。鵜の運搬も世襲の鵜捕部と呼ばれる家々が交代でつとめ、2泊3日の行程を徒歩で運ぶ。この時の行程や道筋、立ち寄る場所なども毎年同じ手順で行われる。 この祭りは、生きた鵜を使って年の豊凶を占う珍しい行事であり、鵜捕部を始めとする特定の集団によって伝承される、全国的にも類型の少ない貴重な行事である。	全国的に類例の少ない行事 特定の集団によって伝承されているもの
見付天神裸祭 【静岡県磐田市】 (平成12年11月17日)	見付天神裸祭は、通称見付天神と呼ばれる矢奈比売神社の大祭で、見付の各町内が、西区、西中区、東区、東中区の4つのテイダイ(梯団)と呼ばれる決まった町があって、中心になっている。 行事は、大祭6日前のミシバオロシに始まり、浜垢離、御池の祓いと続き、大祭当日を迎える。この行事は、日	特定の地域を代表する行事 祭祀組織に特色がみられるもの

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	新規指定の理由	理由の要点
	本の伝統的な神概念をうかがわせるとともに、 <u>祭祀組織にも特色がみられる。また、静岡県西部地域における代表的な裸祭りとして貴重な行事である。</u>	
樋越神明宮の春鞆祭 【群馬県佐波郡玉村町樋越】 (平成14年1月18日)	樋越神明宮の春鞆祭は、群馬県玉村町樋越にある神明宮で、毎年2月11日に行われる稲作の予祝行事である。この行事は、我が国の典型的な予祝行事の一つであり、伝統的な生業が変化していくなかで、農業に従事してきた人びとの伝統的な観念や日本の稲作習俗をうかがうことのできるものである。また、 <u>東日本には類例の少ない行事の一つであるとともに、クロヌリの所作だけが独自の展開をしており、独自の祭祀組織もみられるなど、地域的特色も豊かな貴重な行事である。</u>	特定の地域において類例が少ないものの地域的特色が豊富な行事
城端神明宮祭の曳山行事 【富山県東礪波郡城端町】 (平成14年1月18日)	城端神明宮祭の曳山行事は、富山県東礪波郡城端町に鎮座する城端神明宮の春の例祭に行われ、獅子舞、神輿、鉾、曳山、庵屋台が町内を巡行する。この行事は、鉾、曳山、庵屋台等の各種の作りものが神輿の渡御にお供するという祭礼に伴う風流の古い形式を残し、 <u>若連中によって披露される庵唄などに地域的特色がみられる貴重な行事である。</u>	古い形式を残すものの地域的特色が豊富な行事
上野天神祭のダンジリ行事 【三重県上野市】 (平成14年1月18日)	上野天神祭のダンジリ行事は、三重県上野市に鎮座する菅原神社の秋祭りとして行われ、印、ダンジリ、鬼行列などが町内を巡行する行事である。この行事は、 <u>神輿の渡御を中心とする祭りに仮装の行列や作り物が加わり、現在のような鬼行列や印、ダンジリで賑わう形態を整えるようになったものである。印は依代と考えられるもので、それを囃すダンジリと、鬼行列と呼ばれる仮装行列が続く、類例の少ない貴重な行事である。</u>	神輿の渡御を中心とする祭りに仮装の行列や作り物が加わった類例の少ない行事
鹿沼今宮神社祭の屋台行事 【栃木県鹿沼市】 (平成15年1月17日)	華麗な彫刻屋台が多数巡行する、栃木県の代表的な屋台行事の一つ。この行事は、華麗な彫刻を施した囃子屋台が巡行するもので、風流の屋台行事の一つの展開型を示しており、 <u>全国的な比較の観点からも貴重な行事である。</u>	特定の地域を代表する行事 全国的に類例の少ないもの

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	新規指定の理由	理由の要点
見島のカセドリ 【佐賀県佐賀市蓮池町】 (平成 15 年 1 月 17 日)	小正月に神が祝福に訪れる行事で、九州北部の数少ない事例である。見島のカセドリは、佐賀市蓮池町の見島地区に伝わる小正月の来訪神の行事である。見島のカセドリは、九州北部におけるこの種の行事として注目されるものであり、 <u>日本人の神観念や民間信仰を理解する上で貴重である。また、カセドリが悪霊を祓う所作は、他に類例がほとんどみられず、地域的特色も豊かである。</u>	日本人の神観念や民間信仰を理解する上で重要な行事他に類例がほとんどみられないもの地域的特色が豊富なもの

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「新規指定の理由」欄の記載内容は、重要文化財等として指定したものについて、あらかじめ、報道発表を行った際に使用した資料に記載されている「文化財の概要」等から抜粋したものであり、下線部は、新規指定の理由の主要部分である。

3 「理由の要点」欄の記載内容は、「新規指定の理由」欄の下線部分を要約したものである。

(2) 民俗芸能(9件)

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	新規指定の理由	理由の要点
<p>有東木(うとうぎ)の盆踊 【静岡県静岡市】 (平成11年11月19日)</p>	<p>有東木の盆踊は、男性の踊りと女性の踊りに区別され、また手拍子によるもののほかに扇やコキリコなど踊りによって決まった道具を持ち、伴奏は太鼓だけで、踊り手も皆で歌いながら踊り、また頭に灯籠をかざした者が中央で踊ることがあり、さらに最後の踊りの後に、道具の飾りを燃やす次第があるなどの特色がある。</p> <p>また灯籠を頭にかざした踊りは、中世に京都などで流行した風流(ふうりゅう)の灯籠踊の姿をうかがわせ、さらに盆踊の最後に、道具についた紙の房飾りなどを燃やすのは、盆に先祖の精霊を迎えて、これを慰め、その後他の霊などとともに、これを送り出すというかつての盆踊の姿の一つを示している。</p> <p>以上のように有東木の盆踊は、中世の灯籠踊や近世初期の歌をうかがわせていて芸能の変遷の過程を示し、また男性女性の踊りが決まっていることや様々な持ち物による踊りなど地域的特色を示すものとして特に重要である。</p>	<p>道具、伴奏などに特色があるもの 芸能の変遷過程や地域的特色を示すもの</p>
<p>阿波人形浄瑠璃(あわにんぎょうじょうり) [徳島県徳島市、鳴門市、阿南市、勝浦郡勝浦町、名西郡神山町、那賀郡木沢村、板野郡松茂町] (平成11年11月19日)</p>	<p>阿波人形浄瑠璃は、徳島県の各地に伝承されている義太夫節(ぎだゆうぶし)による三人遣い(さんにんづかい)の人形芝居で、かつては各地の農村舞台で神社の祭礼などで上演されてきた。</p> <p>阿波人形浄瑠璃の特徴としては、第一に人形の首(かしら)の大型化があげられる。これは明治の初めから中頃にかけて、農村舞台での効果を考えて加えられた工夫と思われる。さらにこの首の使用につれて、それを生かした大振りな人形操作による独自の演出法も生まれ、西日本の代表的な人形浄瑠璃として、四国・九州の他地域の人形浄瑠璃にも大きな影響を与えた。</p> <p>以上のように阿波人形浄瑠璃は、地方独自の工夫で展開した人形浄瑠璃であり、我が国の芸能の変遷の過程を示すものとして特に重要である。</p>	<p>特定の地方の代表的な人形浄瑠璃で他の地域にも大きな影響を与えたもの 我が国の芸能の変遷過程を示すもの</p>
<p>跡部の踊り念仏(あとべのおどりねんぶつ) 【長野県佐久市】</p>	<p>跡部の踊り念仏は、近年では、4月第1日曜日に跡部の西方寺本堂内に2間(約4m)四方のドウジョウ(道場)と呼ばれる踊りの場を設けて行われる。</p> <p>このドウジョウの中央に数珠をかけた2基の太鼓が</p>	<p>芸能の変遷過程や地域的特色を示すもの 特定の信仰を背景</p>

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	新規指定の理由	理由の要点
(平成12年11月17日)	置かれ、踊り手8人が一組を構成して、数組が入れ替わりにドウジョウに入り太鼓のまわりを左廻りにめぐり踊る。 以上のように跡部の踊り念仏は、念仏を唱え、また鉦を叩きながら前後左右に飛び跳ね踊るもので、時宗開祖の一遍上人が広めた踊躍(ゆうやく)念仏の姿うかがわせ、 <u>芸能の変遷の過程を示し、地域的特色も顕著である。</u>	とするもの
田原の御田 (おんだ) 【京都府船井郡日吉町】 (平成12年11月17日)	田原の御田は御田植とも呼ばれ、1年間の稲作作業過程を、あらかじめ模擬的・芸能的に演じて豊作を祈るものである。現在の御田は、5月3日の午前中に、多治神社本殿前の約3間四方の拝殿で行われる。 田原の御田は、即興的なセリフのやりとりで進行して、 <u>かつての狂言の様子をうかがわせ</u> 、また古風な田植え歌とともに行われる田植えの次第によって <u>芸能の変遷の過程を示し、一連の稲作作業のほとんどすべてを所作に仕組んでいるなど地域的特色を示すものとして特に重要である。</u>	芸能の変遷過程や地域的特色を示すもの 特定の芸能をうかがわせる演じ方
車大歳(くるまおとし)神社の翁舞 【兵庫県神戸市】 (平成12年11月17日)	車大歳神社の翁舞は、1月14日の夜、大歳神社において上演される。「翁」は神が老翁姿で出現して人々に祝福を与える内容の芸能である。 現在は能の通常の「翁」に父尉が登場することはないが、南北朝時代には露払い・翁・三番曳・延命冠者・父尉が登場する形をとっていたことが記録に残されている。 <u>車大歳神社の翁舞は父尉が登場するなどかつての姿を残し、芸能の変遷の過程を示し、また地域的特色も顕著である。</u>	芸能の変遷過程や地域的特色を示すもの 昔の姿を残すもの
奈良豆比古(ならずひこ)神社の翁舞 【奈良県奈良市】 (平成12年11月17日)	奈良豆比古神社の翁舞は、10月8日の夜、奈良豆比古神社秋祭りの宵宮で上演される。「翁」は神が老翁姿で出現し人々に祝福を与える内容の芸能である。能の「翁」がよく知られ、能では通常、千歳・翁・三番叟が登場する。一方、各地には民俗芸能として異なる形の「翁」も伝承され、奈良豆比古神社の翁舞には千歳・3人の翁・三番叟が登場する。 奈良豆比古神社の翁が3人立ち並ぶことについては、かつて奈良の大寺院等で行われた翁が4人立ち並ぶ形から、江戸時代には3人立ち並ぶ形へと移ったことか	芸能の変遷過程や地域的特色を示すもの 昔の姿を残すもの

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	新規指定の理由	理由の要点
	ら、その3人立ちの翁の影響を受けたものと考えられている。以上のように奈良豆比古神社の翁舞は、 <u>かつての姿を残し、芸能の変遷の過程を示し、また地域的特色も顕著である。</u>	
三作(みつくり)神楽 【山口県新南陽市】 (平成12年11月17日)	この神楽は、新南陽市大字夏切の林、中村、原赤の人々によって伝承され、同地域は、あわせて、かつての村名とされる「三作」と通称されている。この三作では地域内の神社7社の祭礼を「七年祭」と称して、卯年と酉年に河内社で行い、本神楽は、その折に仮説された「神殿」で舞われる。三作神楽は、「神迎え」に始まり「神戻し」に終わる次第をよく伝え、また舞・唱え・神歌などに <u>豊富な芸能内容を持っており、芸能の変遷の過程を知る上で特に重要であり、地域的特色も顕著である。</u>	芸能の変遷過程や地域的特色を示すもの 豊富な芸能内容を持っているもの
白髭神社の田楽 【佐賀県佐賀市】 (平成12年11月17日)	この田楽は、毎年白髭神社の祭礼に奉納される芸能で、ピンザララをもち美しく女装した少年によるササラツキ(4名)、腰の前に太鼓を吊し背中に金銀で飾った木刀を負った若者によるカケウチ(2名)、鉢巻きを締め手に造花を着けた棒と扇を持った幼児によるハナカタメ(1名)、金色の立て烏帽子をかぶり手に小鼓と扇を持った幼児によるスッテンテン(1名)及び大人の笛役(7名)により演じられる。 田楽とは、中世に流行した芸能の一つで、白髭神社の田楽は、その装束や演技に田楽の古風を偲ばせるとともに、地域に定着する中で独自の展開を見せており、 <u>芸能の変遷の過程を知る上で特に重要であり、地域的特色も顕著である。</u>	芸能の変遷過程や地域的特色を示すもの 地域に定着する中で独自の展開を見せているもの
塩原の大山供養田植 【広島県比婆郡東城町大字塩原】 (平成14年1月18日)	太鼓や歌でにぎやかに囃しながら共同で行う田植で、あわせて <u>牛馬守護の大山信仰を背景に牛馬供養も行う</u> ので大山供養田植と呼んでいる。 大山供養田植は、 <u>芸能の変遷の過程を示すとともに、牛馬供養の次第に地域的特色を示すものとして特に重要である。</u>	特定の信仰を背景とするもの 芸能の変遷過程や地域的特色を示すもの

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「新規指定の理由」欄の記載内容は、重要文化財等として指定したものについて、あらかじめ、報道発表を行った際に使用した資料に記載されている「文化財の概要」等から抜粋したものであり、下線部は、新規指定の理由の主要部分である。

3 「理由の要点」欄の記載内容は、「新規指定の理由」欄の下線部分を要約したものである。

5 史跡

【新規指定】

(1) 城跡等 (13 件)

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	新規指定の理由	理由の要点
向羽黒山城跡 (むかいはぐるやまじょうあと) 【福島県大沼郡会津本郷町】 (平成 11 年 5 月 21 日)	向羽黒山城跡は、会津盆地の南端の丘陵上に位置し、16 世紀中頃に戦国大名の蘆名盛氏(あしなもりうじ)によって築城された山城の遺跡である。本城は、領国経営の軍事拠点として、蘆名氏、伊達氏、蒲生氏、上杉氏によって 16 世紀末まで拡張整備が行われた会津地方最大規模の中世山城であった。その遺構は極めて良好に遺存しており、大堀切(おおほりきり)、杵形虎口(ますがたこぐち)、土塁などの変遷を考える上で重要な遺跡である。	特定の地方における最大規模の城跡築城の歴史的考察を行う上で重要なもの
都於郡城跡 (とのこおりじょうあと) 【宮崎県西都市】 (平成 12 年 5 月 19 日)	都於郡城は、中世の日向に大きな勢力を有した伊東氏が、戦国時代末に島津氏に敗れるまで、その本拠とした城である。同城は五城郭とも呼ばれ、本丸、二の丸、三の丸、西の城、奥の城の五つの郭及び周囲に取り付く腰郭からなる縄張りが良好に保存されており、日向の中世を代表する城跡として重要である。	有力大名の城跡 保存状況が良好
白山城跡 【山梨県韮崎市】 (平成 12 年 11 月 17 日)	山梨県北西部に位置し、戦国大名武田氏の信州進出の拠点となった山城跡で、甲府盆地北部における武田氏烽火台群の枢要の位置を占めていた。本城跡と南北 2 箇所烽火台が良好に遺存している。武田勝頼の最後の本拠地の新府城防衛の拠点であり、武田氏の高度な築城技術を示す城跡としても重要である。	保存状況が良好 有力大名の高度な築城技術を示す城跡
勝瑞城館跡 (しょうずいじょうかんあと) 【徳島県板野郡藍住町】 (平成 12 年 11 月 17 日)	勝瑞館跡は、幅約 12m の濠で囲まれた 16 世紀中頃に造営された方形館跡で、会所跡と庭園遺構、常御殿跡の一部が確認されている。勝瑞城跡は、幅約 14m の水濠で囲まれ、天正 10 年(1582)の長宗我部氏の侵攻に備えて築城されて短期間で廃絶した。四国及び畿内近国に勢力をふるった三好氏の本拠地であり、三好氏と長宗我部氏の抗争の舞台としても重要である。	特定の時代の方形館跡 有力大名の抗争の舞台として重要
大友氏館跡 (おおともしやかたあと) 【大分県大分市】 (平成 13 年 5 月 16 日)	大分市街地の南東部、大分川河口部付近の顕徳町一帯は、戦国時代に北部九州一帯に覇を唱えた大名、大友氏が守護所を置いた地である。館跡の北側では築地堀跡、西側では土塁跡、南東部では東西約 83m、南北 16m 以上の、巨岩の景石を配した庭園遺構が検出された。大友	特定の地方における中心的な役割を果たした大名の城跡等 特定の時代の館の

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	新規指定の理由	理由の要点
	氏館跡は北部九州、西国の戦国時代史において、 <u>中心的な役割を果たした館の跡であり重要である。また、室町幕府の規範に基づく方二町（約 200m）の守護館の典型例としても、貴重である。</u>	典型例
田中城跡(たなかじょうあと) 【熊本県玉名郡三加和町】 (平成 13 年 11 月 16 日)	熊本県北端の三加和町に位置する和仁氏の城跡である。 <u>戦国末期の太閤検地に対する国衆一揆の最後の抵抗拠点の一つで、毛利家文庫の「辺春・和仁仕寄陣取図」に描かれた城跡として著名である。発掘調査の結果、絵図と調査結果がよく一致し、遺構の保存状態も良好なことから重要である。</u>	歴史的に著名な城跡 保存状況が良好
穆佐城跡(むかさじょうあと) 【宮崎県東諸県郡高岡町】 (平成 13 年 11 月 16 日)	県南部の大淀川右岸の交通の要衝に築かれた中世の平山城で南北朝争乱に関わり、戦国時代に伊東氏と島津氏が争奪を繰り返した城跡で、九州地方の中世史を語る上で重要である。 <u>4 つの郭群から成り、堅固な土塁と大規模な堀切が特色で遺存状況も極めて良好である。</u>	特定の地方の特定の時代の抗争史を考察する上で重要な城跡 保存状況が良好
伊勢国府跡(いせこくふあと) 【三重県鈴鹿市】 (平成 13 年 11 月 16 日)	古代伊勢国の政治の中心地である国府跡で、 <u>国庁は基壇の遺存状況が極めて良好である。東西二つの院が並び、東の院に正殿、後殿及び二つの脇殿を配置。数百メートル離れた他の 2 地区にも大型建物跡が残る。また、周辺は都城の条坊に類似した土地区画の存在も指摘されている。国府全体の構造が把握でき、重要である。</u>	全体の構造が把握できる国府跡 保存状況が良好
湯築城跡(ゆづきじょうあと) 【愛媛県松山市】 (平成 14 年 6 月 21 日)	市街地東部の道後温泉入口に位置する、 <u>伊予国守護大名であった河野氏の城跡。県立道後公園の中にあり、動物園移転に伴う発掘調査により 16 世紀を中心とした家臣団の屋敷などの遺構が良好に保存されていることを確認。</u>	有力大名の城跡 保存状況が良好
小国城跡(おぐにじょうあと) 【山形県西田川郡温海町】 (平成 14 年 11 月 15 日)	羽越国境と主要街道を守る境目の城として築城・整備された山城跡。県内で最大の高低差があり、 <u>戦国時代の庄内地方における武藤氏と最上氏の抗争史を物語る上で重要な、庄内地方を代表する大規模な中世山城跡。</u>	特定の地方における抗争史を考察する上で重要な城跡 地方を代表する大規模なもの
伊治城跡 【宮城県栗原郡築館町】 (平成 15 年 5 月 16 日)	伊治城跡は、神護景雲元年(767)に設置された古代東北地方の城柵遺跡で、律令政府による古代陸奥国経営の重要拠点の一つである。 また、 <u>出土遺物では、中国式の弓「弩(と)」が目される。これは我が国初めての発見事例であり、律令時代</u>	歴史上重要な発見が行われたもの 特定の地方における統治構造の状況を知る上で重要な

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	新規指定の理由	理由の要点
	<p><u>の兵器の実態を解明する上で貴重な資料である。</u></p> <p>伊治城跡は、このように<u>正庁、内郭、外郭という三重の区画のそれぞれの性格が具体的に明らかとなっており、東北地方における古代律令体制の成立や官衙の構造を具体的に知る上で極めて重要である。</u></p>	城跡
<p>新宮城跡附水野家墓所 【和歌山県新宮市】 (平成 15 年 5 月 16 日)</p>	<p>新宮城跡は、丹鶴城(たんかくじょう)跡とも呼ばれ、新宮市の熊野川に臨む河口沿いの丘陵に所在する紀州徳川家の付家老であった水野氏の城跡である。</p> <p>また、城跡の南に位置する水野家墓所は、初代重仲から 10 代までの、江戸期を通じての墓碑が建ち並び良好に保存されている。</p> <p>新宮城跡は、近世城郭の機能としては異質の経済的側面の強い遺構が確認された、<u>我が国近世大名家の経済的基盤を考える上で重要な遺跡である。</u></p> <p>また、<u>城主であった水野家の墓所も良好に保存されており、新宮城の歴史を考える上で重要である。</u></p>	<p>特定の時代の大名の経済基盤の歴史的考察を行う上で重要な城跡</p> <hr/> <p>保存状況が良好 特定の城の歴史的考察を行う上で重要なもの</p>
<p>仙台城跡 【宮城県仙台市】 (平成 15 年 5 月 16 日)</p>	<p>仙台城跡は、仙台市の中心市街地の西方に位置する東北の大大名であった仙台藩主伊達氏の城跡である。</p> <p>石垣修理に伴う発掘調査の結果、江戸時代前期の何回かの地震により、石垣が崩れ、そのたびに縄張りを拡張整備していったことが明らかになった。仙台城跡で現在見られる切石積みの石垣は第 3 期のものであり、その内側に野面積みの 2 期にわたる石垣が確認されている。また、<u>本丸御殿大広間の遺構も検出され、出土品としては金箔瓦・ヨーロッパ製ガラス器などや寛文の銘のある石材・慶長 12 年の墨書のある木簡などがある。</u></p> <p>仙台城跡は、<u>石垣等の保存状態が良好であり、発掘調査の結果、3 期にわたる石垣の変遷などその築城の様子も確認された、我が国近世を代表する城跡として重要である。</u></p>	<p>我が国を代表する城跡で出土品が多いもの 保存状況が良好</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「新規指定の理由」欄の記載内容は、重要文化財等として指定したものについて、あらかじめ、報道発表を行った際に使用した資料に記載されている「文化財の概要」等から抜粋したものであり、下線部は、新規指定の理由の主要部分である。

3 「理由の要点」欄の記載内容は、「新規指定の理由」欄の下線部分を要約したものである。

(2) 寺跡(10件)

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	新規指定の理由	理由の要点
<p>榊崎寺跡(かばさきてらあと) 【栃木県足利市】 (平成12年11月17日)</p>	<p>栃木県南西部に位置し、<u>中世の東国を代表する豪族武士団の足利氏が12世紀末に創建した氏寺跡、</u> 廟所跡ある。八幡山の東麓に廟所跡をはじめとする諸堂舎跡が展開し、寺域の南側には浄土式庭園が営まれた。<u>東国の中世史と足利氏、鎌倉公方の仏教文化を代表する中世寺院跡として重要である。</u></p>	<p>特定の時代、地方における豪族武士団が創建した氏寺跡 特定の時代の仏教文化を代表するもの</p>
<p>大知波峠廃寺跡(おおちばとうげはいじあと) 【静岡県湖西市】 (平成12年11月17日)</p>	<p>浜名湖西北の弓張山脈の大知波峠に位置する平安時代中期の寺院跡である。平成元年度から同7年度までの発掘調査によって、池跡と盤石を中心に、石垣をとともなう礎石建物跡10棟と門跡1棟が検出された。<u>遺構の保存状況が極めて良好であり、平安時代中期における特色ある地方寺院跡として貴重である。</u></p>	<p>保存状況が良好 特定の時代の特色ある地方寺院跡</p>
<p>法華寺旧境内 法華寺境内、阿弥陀浄土院跡 【奈良県奈良市】 (平成12年11月17日)</p>	<p>法華寺は平城宮東隣に建立された奈良時代を代表する大寺院で、大和国分尼寺である法華滅罪之寺として著名。その子院である阿弥陀浄土院跡では<u>園池跡が発見されており、考古学的、庭園史的に重要である。</u></p>	<p>特定の時代、地方における代表する大寺院 園池跡が考古学的、庭園史的に重要</p>
<p>大御堂廃寺跡(おおみどうはいじあと) 【鳥取県倉吉市】 (平成12年11月17日)</p>	<p>7世紀頃の山陰地方を代表する初期の古代寺院跡。大規模に整地を行い、金堂・塔・講堂・僧坊・回廊などの主要堂塔を配置した本格的な寺院である。「久米寺」銘の墨書土器の出土から、伯耆国の国府が所在する久米郡を代表する寺院とみられ、山陰地方に仏教が波及した初期の状況を具体的に示す。<u>鬼瓦や軒瓦、銅製の獣頭・匙など注目される出土遺物も多く、学術的に貴重である。</u></p>	<p>特定の時代、地方における古代寺院跡 出土品が多く学術的に貴重</p>
<p>正家廃寺跡(しょうげはいじあと) 【岐阜県恵那市】 (平成13年5月16日)</p>	<p>美濃東端の恵那盆地南縁に立地する東海地方を代表する奈良・平安時代の寺院跡。西に塔、東に金堂が並び、その北に講堂を配する法隆寺式の伽藍配置をもつ。主要伽藍の遺存状態が良好であることや、須恵器などの出土遺物が豊富に検出されていることから、寺院全体の様相がよくわかり、この地方の歴史・文化の様相を知る上で重要である。また、<u>金堂の建築様式は、廂の柱が身舎の柱に対して放射線状に位置する特異な様式であり、建築史上も貴重なものである。</u></p>	<p>特定の時代、地方における代表的な寺跡 建築様式が特異であり建築史上重要なもの</p>

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	新規指定の理由	理由の要点
<p>吉備池廃寺跡 (きびいけはいじあと)</p> <p>【奈良県桜井市】 (平成 13 年 11 月 16 日)</p>	<p>香具山北東にある 7 世紀前半の古代寺院跡である。中心伽藍の配置は東の金堂、西の塔を回廊が囲み、中門が金堂正面に位置する。金堂基壇(37m × 28m)・塔基壇(30m × 30m)とも、飛鳥時代の古代寺院では隔絶した巨大規模で貴重である。</p> <p>創建時期、伽藍規模、短期間での移築の可能性から、舒明天皇による史上初の勅願寺「百濟大寺」の可能性も指摘されている。</p>	<p>特定の時代の寺院では隔絶した巨大規模の遺跡</p>
<p>尼寺廃寺跡 (にんじはいじあと)</p> <p>【奈良県香芝市】 (平成 13 年 11 月 16 日)</p>	<p>奈良盆地西縁の丘陵にある 7 世紀後半の寺院跡である。北に金堂、南に塔を配し、それを回廊で囲む東向きの「法隆寺式伽藍配置」で、塔の地下式の心礎は、長さ・幅とも 3.8m と巨大。飛鳥時代後半の中央の寺院規模や伽藍配置、造営に関わる有力氏族の動向や当時の奈良西部の政治状況を良く示し、仏教文化やそれを取り巻く諸状況を考える上で重要である。</p>	<p>特定の時代、地方における政治状況を示す寺跡 特定文化を考察する上で重要なもの</p>
<p>結城廃寺跡 (ゆうきはいじあと)</p> <p>附(つきたり) 結城八幡(ゆうきはちまん)瓦窯跡(かわらがまあと)</p> <p>【茨城県結城市】 (平成 14 年 6 月 21 日)</p>	<p>下総国北端の鬼怒川西岸にある 8 世紀前半の寺院跡。典型的な法起寺式伽藍配置を持つ。せん仏、舍利孔石蓋(しゃりこういしぶた)の蓮華文(れんげもん)、たる先瓦など、古代東国にあって極めて強い畿内的な特徴を持ち、<u>仏教文化の東国への伝播と発展を考える上で重要</u>。この寺に創建時の瓦を供給した結城八幡瓦窯跡とともに指定。</p>	<p>特定の時代、地方における他の地方の特徴を持つ寺跡 歴史的な出来事を考察する上で重要なもの</p>
<p>山科本願寺南殿跡(やましなほんがんにんでんあと)</p> <p>附(つきたり) 山科本願寺土塁跡(やましなほんがんどるいあと)</p> <p>【京都府京都市】 (平成 14 年 11 月 15 日)</p>	<p>本願寺再興のために山科本願寺を建設した蓮如が、隠居所として設けた南殿跡の土塁と濠及び庭園部分と、山科本願寺の土塁跡の一部を指定する。強固な防御施設を備えた中世の城塞都市として、<u>かつ一向一揆という歴史上重要な事件に関連した蓮如の遺跡として重要</u>。</p>	<p>特定の時代、地方における城塞都市 歴史上重要な事件に関連した者に関するもの</p>

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	新規指定の理由	理由の要点
新堂廃寺跡 (しんどうはいじあ と)附(つけたり)オ ガンジ池瓦窯跡 (おがんじいけかわら がまあと)お亀石 古墳(おかめいしこ ぶん) 【大阪府富田林 市】 (平成14年11月15日)	大阪平野南部、大和川支流の石川が形成した河岸段丘上に所在する飛鳥時代前半創建の著名な古代寺院跡と、寺院に瓦を供給した窯跡、新堂廃寺の創建に関わったと人物のものと想定される終末期古墳。寺院、窯跡、古墳が有機的な関連を持ち、近接して所在する例は極めて貴重。	特定の時代、地方における著名な寺跡複数の遺跡が関連を持ち接近して所在するもの

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「新規指定の理由」欄の記載内容は、重要文化財等として指定したものについて、あらかじめ、報道発表を行った際に使用した資料に記載されている「文化財の概要」等から抜粋したものであり、下線部は、新規指定の理由の主要部分である。

3 「理由の要点」欄の記載内容は、「新規指定の理由」欄の下線部分を要約したものである。

(3) 古墳(13件)

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	新規指定の理由	理由の要点
<p>老司古墳(ろうじこふん) 【福岡県福岡市】 (平成11年5月21日)</p>	<p>本遺跡は、<u>福岡平野を代表する古墳</u>で、古墳時代中期初頭の墳丘長約75mの前方後円墳である。竪穴式石室に横口を取り付けて追葬を可能にした竪穴系横口式石室の最古例であり、日本における<u>横穴系埋葬施設の導入を</u>考える上で重要な遺跡である。</p>	<p>特定の地方における代表する古墳 同種の古墳の歴史的考察を行う上で重要なもの</p>
<p>キトラ古墳(きとらこふん) 【奈良県高市郡明日香村】 (平成11年11月19日)</p>	<p>7世紀末頃のいわゆる終末期古墳であり、版築により築成された直径約14mの円墳。内部に凝灰岩切石による横口式石郭が構築され、その内面には漆喰を塗った上で、高松塚古墳と同じように、側壁に四神図を、天井に天文図を描いている。とくに<u>天文図は、星座とともに天の赤道や黄道が表現されたもので、東アジア最古の資料</u>となるものである。<u>東アジアの墓室装飾の影響を受けた希有な壁画古墳</u>としてきわめて貴重である。</p>	<p>特定分野の東アジア最古の資料があり、かつ、東アジアの装飾技術の影響を受けた数少ない古墳</p>
<p>白米山古墳(しらげやまこふん) 【京都府与謝郡加悦町】 (平成11年11月19日)</p>	<p>古墳時代前期の墳丘長約90mの前方後円墳で、2段築成の墳丘の保存状態は良好である。<u>丹後地方最古の大型前方後円墳</u>であり、丹後への前方後円墳の波及を示す点で重要である。後円部の竪穴式石室の周囲では、それを囲む方形の杭列と墳頂縁辺に沿って樹立された柱列が認められ、これらは埋葬にあたって設けられた遮蔽施設とみられ注目される。</p>	<p>特定の地方における最古の古墳 保存状態が良好なもの</p>
<p>大安場古墳(おおやすばこふん) 【福島県郡山市】 (平成12年5月19日)</p>	<p>福島県中通り地方にある全長約83mの<u>東北地方最大の前方後方墳</u>。平成3年に発見された。古墳時代前期後半の築造と考えられ、長大な木棺に腕輪形石製品や武器・農工具を副葬する。<u>東北南部を代表する古墳であり、下野・那須地方との関連もうかがえ、東北地方の古墳時代の政治・社会と、東北地方への古墳文化の波及を</u>考える上で重要である。</p>	<p>特定の地方における最大の古墳 政治等の動向を知る上で重要なもの</p>
<p>昼飯大塚古墳(ひるいおおつかこふん) 【岐阜県大垣市】 (平成12年5月19日)</p>	<p>濃尾平野を望む牧野台地に所在する全長約150mの東海地方最大級の前方後円墳。古墳時代前期末の築造と考えられており、3段築成の墳丘は後円部直径96m、高さ13m、前方部長約50m、前端幅約80mである。葺石、埴輪列の保存状態もよい。また、<u>鏡、銅鏃、巴形銅器、石製模造品、多数の各種玉類、鉄刀、鉄剣など畿内大冢墓に準ずる副葬品</u>が知られている。<u>東海地方の古墳時代の政治・社会を</u>考える上で重要である。</p>	<p>多数の副葬品が出土している古墳 特定の地方の歴史的考察を行う上で重要なもの</p>

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	新規指定の理由	理由の要点
椿井大塚山古墳(つばいおおつかやまこふん) 【京都府相楽郡山城町】 (平成12年5月19日)	椿井大塚山古墳は全長175mを測る古墳時代前期の前方後円墳である。昭和28年の法面工事に際して多量の三角縁神獣鏡やさまざまな鉄器が出土した。この古墳は、規模や副葬品の内容において特筆されるだけでなく、鏡が大和政権から各地に配布されたとする「同範鏡論(どうはんきょうろん)」をはじめ、日本の古代国家形成の問題を考える際、学史上きわめて重要な位置を占めている。	多数の副葬品が出土している古墳 日本の古代史を考察する上で重要なもの
柳田布尾山古墳(やないだぬのおやまこふん) 【富山県氷見市】 (平成12年11月17日)	前方後方墳としては日本海側最大で、全国でも十指にはいる。周囲の前期古墳と比しても隔絶した規模を持ち、日本海の海上交通を押さえ周辺を掌握した首長の墓と考えられる。北陸の古墳時代の政治・社会を考える上で重要である。	特定の地方における最大の前方後方墳 特定の地方の特定時代の政治・社会を考察する上で重要
黒塚古墳(くろづかこふん) 【奈良県天理市】 (平成12年11月17日)	初期大和政権の中心地に築造された前方後円墳。主体部の竪穴式石室の構築状況、副葬品の配置が明らかとなり、銅鏡、鉄製武器・武具など豊富な副葬品が出土した。特に、古墳の年代や古墳時代の政治動向を考察する際に重要な三角縁神獣鏡が、木棺を囲むように33面出土しており、古墳時代前期社会を考える上で重要な古墳である。	多数の副葬品が出土している古墳 特定の時代に社会を考察する上で重要
鋤崎古墳(すきざきこふん) [福岡県福岡市] (平成13年5月16日)	今宿平野をのぞむ丘陵上に立地する5世紀初めころの前方後円墳で全長は約60m。朝鮮半島の影響を受けて成立した初現段階の初期横穴式石室を主たる埋葬施設とし、墳丘には近畿地方の影響を受けた埴輪が置かれる。古墳の埋葬施設・墓制の変遷を考える上で欠くことのできない古墳であり、当時の朝鮮半島・北部九州・畿内周辺などをめぐる、国内・外の政治状況や文化交流を考える上でも重要である。	古墳の埋葬施設等の変遷史上重要 特定の時代の政治状況や文化交流の状況について、歴史的考察する上で重要
植山古墳(うえやまこふん) 【奈良県橿原市】 (平成13年11月16日)	有力古墳が集中する飛鳥地方西部にある長辺長約40mの大型方墳で築造時期の異なる2基の横穴式石室を主体部とする。丘陵を削って墳丘が築かれ、東石室は6世紀末頃、西石室は7世紀初頃の造営と推定される。大王家に関わりのあった推古朝の有力者の墓と推定され、当時の中央の墓制や政治状況を考える上で重要である。	歴史上の重要な人物に関連していると推定される古墳 当時の政治状況について、歴史的考察を行う上で重要

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	新規指定の理由	理由の要点
内裏塚古墳 (だいらづかこふん) 【千葉県富津市】 (平成 14 年 6 月 21 日)	房総半島中央部にある 5 世紀中頃の前方後円墳。墳丘長 144m、周濠を含めると 185m の規模は、 <u>南関東最大</u> 。 竪穴式石室 2 基を有し、 <u>副葬品の胡(ころく)金具や鳴(なり)鏝(かぶら)は珍品</u> 。畿内と密接な関わりがある有力な政治勢力の存在を示唆。	特定の地方における最大の古墳 出土品が珍品なもの
島の山古墳 (しまのやまこふん) 【奈良県磯城郡川西町】 (平成 14 年 6 月 21 日)	奈良盆地中央部に 4 世紀末に築造された、全長 200m を超す大型前方後円墳。前方部の粘土槨からは、埋納の各段階における儀礼の様子を示す大量の石製腕飾類・玉類が出土。 <u>大型古墳が集中する大和地方でも傑出した規模を持ち、副葬品も豊富であることから、有力首長に関わるものと推察。大和政権の動向を知るうえで重要</u> 。	特定の地方における傑出した規模の古墳 政治等の動向を知る上で重要なもの
鬮鷄山古墳 (つげやまこふん) 【大阪府高槻市】 (平成 14 年 11 月 15 日)	大阪府北部の淀川流域を見下ろす丘陵尾根上に立地する、全長 86.4m の前期前方後円墳。2 基の埋葬施設は竪穴式石室であり、盗掘を受けておらず、木棺や副葬された鏡や石製腕輪などの <u>保存状況も良好である。当時の埋葬儀礼や北摂地方における政治情勢を知るうえで重要</u> 。	保存状況が良好 特定の地方の埋葬儀礼や政治情勢について、歴史的考察を行う上で重要

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「新規指定の理由」欄の記載内容は、重要文化財等として指定したものについて、あらかじめ、報道発表を行った際に使用した資料に記載されている「文化財の概要」等から抜粋したものであり、下線部は、新規指定の理由の主要部分である。

3 「理由の要点」欄の記載内容は、「新規指定の理由」欄の下線部分を要約したものである。

(4) 古墳群等 (9 件)

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	新規指定の理由	理由の要点
<p>下小松古墳群 (しもこまつこふんぐん) 【山形県東置賜郡川西町】 (平成 11 年 5 月 21 日)</p>	<p>本遺跡は、山形県南部の米沢盆地に位置する 5 世紀から 6 世紀に築造された初期群集墳である。古墳の総数は 179 基で、前方後円墳 19 基を含む東北地方最大級の大規模古墳群である。<u>当時の東北地方における大和政権との関係を具体的に示す古墳群として、最北に位置する重要な遺跡である。</u></p>	<p>特定の地方における最大級の古墳群 当該地方と中央との関係を示す重要なもの</p>
<p>陣山墳墓群 (じんやまふんぼぐん) 【広島県三次市】 (平成 11 年 5 月 21 日)</p>	<p>本遺跡は、中国地方山間部の広島県三次市に所在し、弥生時代中期に築造された四隅突出型墳丘墓 5 基からなる。<u>山陰地方を中心に分布する独特な形態をとる四隅突出墓のなかでも最古の事例で、この種の墓制の起源を考える上で重要な遺跡である。</u></p>	<p>特定の地方における最古の古墳群 同種の古墳の歴史的考察を行う上で重要なもの</p>
<p>御厨古墳群 (みくりやこふんぐん) 【静岡県磐田市】 (平成 11 年 11 月 19 日)</p>	<p>天竜川の東岸の磐田原台地東南部にあり、古墳時代前期の墳丘長 110m の大型前方後円墳で豊富な副葬品が出土した松林山古墳、50m を越える大型円墳である秋葉山古墳・高根山古墳など 5 基からなる古墳群。大型古墳が継続的に築造されており、<u>遠江地方で最も有力な古墳群として極めて重要である。</u></p>	<p>特定の地方における代表的な古墳群 副葬品が豊富に出土しているもの</p>
<p>西谷墳墓群 (にしだにふんぼぐん) 【島根県出雲市】 (平成 11 年 11 月 19 日)</p>	<p><u>山陰地方を中心に発達した四隅突出型墳丘墓 6 基からなる弥生時代後期の墳墓群。四隅突出型墳丘墓のなかでも最大級の規模のものがそろい、主体部が調査されたものでは、木棺を木槨で囲み、埋葬後に巨大な柱を立てた構築物を設け、多量の土器を使った葬送儀礼を行っていることも判明した。大規模かつ内容も優れており、この種の墓制のなかで典型的かつ代表的なものとして重要である。</u></p>	<p>特定の地方における特定の種類の古墳では最大級のものがそろっている古墳群 同種の古墳の中で典型的かつ代表的なもの</p>
<p>相島積石塚群 (あいのしまつみいしづかぐん) 【福岡県糟屋郡新宮町】 (平成 11 年 11 月 19 日)</p>	<p>福岡県北西部の玄界灘に浮かぶ相島の海岸に立地する我が国を代表する大規模な積石塚群。南北約 500m の範囲に、総数 251 基の小型の円墳・方墳が分布する。時期は 5 世紀前半から 6 世紀中葉が中心で、内部主体は竪穴式石室・箱式石棺・横穴式石室である。東方に同時期の有力な古墳が集中する宗像地域を望むことができ、それとの関連が想定される。</p>	<p>我が国を代表する大規模な積石塚群</p>

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	新規指定の理由	理由の要点
<p>新町支石墓群 (しんまちしせきぼぐん) 【福岡県糸島郡志摩町】 (平成12年5月19日)</p>	<p>水田稲作を受け入れた弥生時代初期の朝鮮系墓制である支石墓を主体とする墓地遺跡。埋葬人骨には低顔・低身長という縄文人的特徴が認められ、文化の受容の様相を示すとともに、磨製石鏃が刺さった男性人骨が発見され、弥生時代初期から戦闘があったことを示している。弥生文化の成立状況とその時期の社会などを知る上で、きわめて重要な遺跡である。</p>	<p>特定の時代における墓地遺跡 特定の時代の文化の成立状況及び当時の社会を知る上で重要なもの</p>
<p>長柄桜山古墳群(ながえさくらやまこふんぐん) 【神奈川県逗子市、三浦郡葉山町】 (平成14年11月15日)</p>	<p>三浦半島西岸の付け根付近に位置する、2基の前期大型前方後円墳からなる古墳群。畿内地域と東日本を結ぶ太平洋側の交通の要衝にあり、古墳時代前期における関東と畿内を結ぶ交通や、南関東の地域の情勢を考える上で重要。</p>	<p>交通の要衝にある古墳群 特定の地方の交通の状況等の歴史的考察を行う上で重要なもの</p>
<p>巨勢山古墳群(こせやまこふんぐん) 【奈良県御所市】 (平成14年11月15日)</p>	<p>奈良盆地の南部、巨勢山丘陵周辺に分布する5世紀中頃から7世紀中頃に築造された総数700基を数える大規模な群集墳。多様な集団が古墳群を築造したことが推定され、奈良盆地南部の古墳時代中期から後期における集団の動向を探る上で重要。</p>	<p>特定の時代における大規模な古墳群 特定の集団の動向を見る上で重要なもの</p>
<p>古保利古墳群 【滋賀県伊香郡高月町】 (平成15年5月16日)</p>	<p>古保利古墳群は、滋賀県北部、琵琶湖北端の塩津湾東岸に面した丘陵上に、南北約3kmにわたって分布する。古墳時代の初期から後期・終末期に至る、132基の古墳からなる大規模な古墳群で、古墳の墳丘も良好な状況で保存されている。</p> <p>琵琶湖は近江の水上交通の大動脈であり、湖北地域は畿内地方・北陸地方・東海地方・山陰地方から若狭地方の各地を結ぶ交通路上にあたることから、古墳の被葬者は琵琶湖の水上交通に関与した集団と考えられる。</p> <p>古保利古墳群は、古墳時代の初期から終末期まで長期にわたって継続した大規模なもので、古墳時代の琵琶湖の水上交通のあり方とそれを担った集団の変遷や構成を知る上で重要である。</p>	<p>大規模で保存状況も良好な古墳群 特定の地方の交通の状況等の歴史的考察を行う上で重要なもの</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「新規指定の理由」欄の記載内容は、重要文化財等として指定したものについて、あらかじめ、報道発表を行った際に使用した資料に記載されている「文化財の概要」等から抜粋したものであり、下線部は、新規指定の理由の主要部分である。

3 「理由の要点」欄の記載内容は、「新規指定の理由」欄の下線部分を要約したものである。

(5) 遺跡 (19 件)

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	新規指定の理由	理由の要点
<p>垂柳遺跡(たれやなぎいせき) 【青森県南津軽郡田舎館(いなかだて)村】 (平成 11 年 5 月 21 日)</p>	<p>本遺跡は、津軽平野の東部に位置する弥生時代中期の水田遺跡である。東北地方において弥生時代から既に稲作が営まれていたことが初めて確認された遺跡として学史上著名である。<u>水田跡の遺存状態が非常によいとともに、多数の土器を始めとした豊富な遺物を伴っており、東北地方北部への初期稲作農耕文化の波及や、当地方での生産の様相を考える上で、多くの具体的情報をもたらす遺跡として極めて学術的価値が高い。</u></p>	<p>保存状況が良好 出土品が多数で、特定の地方の生産の様相を考察する上で重要な遺跡</p>
<p>天白遺跡(てんぱくいせき) 【三重県一志郡嬉野町】 (平成 11 年 5 月 21 日)</p>	<p>本遺跡は、伊勢湾西岸、雲出川支流中村川の河岸段丘上に位置する縄文時代後期後半を中心とする祭祀跡である。墓と考えられる配石遺構 30 基と埋設土器 26 基などが、径 20m 程の広場の周囲に分布する。<u>西日本では希有の、葬送儀礼を中心とした周辺集落の共同祭祀場と考えられ、土偶、岩偶(がんくう)・岩版、石棒などの祭祀遺物も数多く出土しており、重要な遺跡である。</u></p>	<p>特定の時代、地方における数少ない遺跡 出土品が多数なもの</p>
<p>妻木晩田遺跡(むきばんたいせき) 【鳥取県西伯郡大山町・淀江町】 (平成 11 年 11 月 19 日)</p>	<p>伯耆大山山麓の丘陵地に営まれた弥生時代後期の我が国で最大規模の集落遺跡。<u>竪穴住居や掘立柱建物など 1,000 棟に近い建物が検出され、環濠に囲まれた見張り施設、首長層の居住域から大型の掘立柱建物や竪穴住居、四隅突出型墳丘墓 10 数基を含む墳墓などがみついている。米子平野東部の中心集落と考えられ、ムラからクニへという弥生時代に進展した地域社会の統合を具体的に示す重要な遺跡である。</u></p>	<p>特定の時代、地方における最大規模の遺跡 当時の社会状況等を考察する上で重要なもの</p>
<p>古屋敷遺跡(ふるやしきいせき) 【福島県耶麻郡塩川町】 (平成 11 年 11 月 19 日)</p>	<p><u>会津盆地北西の阿賀川北岸に位置する、5 世紀後半から 6 世紀初頭にかけての豪族居館。居館の中心である方形区画施設は二重の堀で区画したきわめて特色ある構造で、近接してもうひとつの方形区画と倉庫群を伴っており、全体の構造がよく分かる。東北地方の古墳時代の様相を知る上で貴重な資料である。</u></p>	<p>特定の地方の特定の時代の有力者の居館跡 特定の地方の特定の時代の様相を知る上で重要なもの</p>
<p>加茂遺跡(かもいせき) 【兵庫県川西市】 (平成 11 年 11 月 19 日)</p>	<p>兵庫県東南部に所在する近畿地方を代表する弥生時代の大規模集落。猪名川(いながわ)に面した台地上縁辺に立地し、弥生時代中期に最大規模となり面積約 20ha を有する。中心域は環濠で囲まれた直径 300m の範囲で、その中心に大型建物と区画施設が存在し、中心域外に居住区と墓域が展開する。</p>	<p>特定の時代、地方における代表する遺跡 特定の時代の大規模集落</p>

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	新規指定の理由	理由の要点
古志田東遺跡 (ふるしたひがしいせき) 【山形県米沢市】 (平成12年5月19日)	大型建物を核とした平安時代中期の在地有力者の居館跡。 <u>河川跡に面しており、木簡や土器・木製品などの豊富な遺物から、船運や多数の労働力の徴発、蝦夷との関係などが知られる。律令社会の変容期において、在地における有力者の居館のあり方を具体的に示す遺跡として重要である。</u>	出土品が多数 特定の時代の有力者の居館のあり方を知る上で重要な遺跡
高屋敷館遺跡 【青森県南津軽郡浪岡町】 (平成12年11月17日)	<u>津軽中部に所在する大規模な濠と土塁を巡らした平安後期の環濠集落跡。濠と土塁を巡らす遺跡は一般に弥生時代や中世にみられるが、古代のものは、近年、律令国家の直接的支配が及ばない東北地方北部と北海道南部のみに分布することが明らかになった。本遺跡は同種の遺跡を代表し、この地域の社会情勢を具体的に示すものとして重要である。</u>	特定の時代、地方における環濠集落跡同種の遺跡を代表し、特定の地域の社会情勢を示すもの
伊勢堂岱遺跡 (いせどうたいいせき) 【秋田県北秋田郡鷹巣町】 (平成12年11月17日)	<u>秋田県北部に所在する縄文時代後期の遺跡。東北地方北部から北海道に発達した環状列石とそれを巡る堀立柱建物跡群、墓で特徴付けられる。15ha余りの広大な台地を平坦に削平したり、溝で区画するなどの大規模な土木工事を行って3ヶ所以上もの環状列石などを設置しており、典型的な集団祭祀を示すものとして貴重である。</u>	特定の時代、地方における堀立柱建物跡群 典型的な集団祭祀を示すものとして貴重
大船遺跡(おおふねいせき) 【北海道茅部郡南茅部町】 (平成13年5月16日)	<u>北海道の渡島半島東岸、内浦湾沿いの海岸段丘上にある縄文時代中期の大規模な集落遺跡。遺跡の南東側には百棟以上の竪穴住居跡からなる住居域と「盛り土遺構」、その南西の山側には土坑群、北西側には落し穴などが分布する。楕円形の平面形と深く掘り込んだ床をもつ大型竪穴住居が特徴的。日常用具のほか、動植物遺体なども出土し、当時の生活や生業を知る上で重要である。</u>	特定の時代、地方における大規模な遺跡 当時の社会状況等を考察する上で重要なもの
飛鳥池工房遺跡(あすかいけこうぼういせき) 【奈良県高市郡明日香村】 (平成13年5月16日)	<u>奈良盆地の南端、飛鳥の真神原の東を限る小さな丘陵部の谷間に所在する7世紀後半から8世紀初頭の官営工房跡。<u>污水处理施設や炉群などの諸施設も良好に保存され、金・銀・銅・鉄製品、ガラスや瑪瑙(めのう)などの玉類、漆器などのほか、日本最古の銅銭である富本銭を生産していたことも判明した。飛鳥寺などの大寺院、飛鳥浄御原宮、藤原京などの宮殿・都城にも深く関連しており、古代史、技術史上、重要である。</u></u>	保存状況が良好 複数の遺跡に関連する技術史上、重要な遺跡

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	新規指定の理由	理由の要点
田 和 山 遺 跡 (たわやまいせき) 【島根県松江市】 (平成 13 年 5 月 16 日)	宍道湖を望む独立丘陵に所在する、弥生時代前期後半から中期後半にかけての環濠をもつ集落。中期後半には三重の環濠がめぐるが、 <u>居住域はその外にあるという他に例のない構造をとっている。弥生時代の集落構造や環濠の性格を考える上で重要である。</u>	特定の時代、地方における例のない構造の遺跡 当時の社会状況等を考察する上で重要なもの
比 恵 遺 跡 (ひえいせき) 【福岡県福岡市】 (平成 13 年 5 月 16 日)	福岡平野の北部、博多湾の近くに位置する、6 世紀中頃から 7 世紀にかけての、約 60m 四方の柵で囲われた区画に極めて計画的に配置された倉庫群。何らかの公的施設と推定される、 <u>古墳時代のものとしては希少な遺構であり、学術的価値が高い。また、当時の大和政権の北部九州における軍事・外交の拠点と考えられる那津の「官家」に関連する施設の可能性があります、古墳時代後期の政治・外交を考える上でも重要である。</u>	特定の時代、地方における希少な遺構で学術的価値が高いもの 当時の社会状況等を考察する上で重要なもの
下 之 郷 遺 跡 (しものごういせき) 【滋賀県守山市】 (平成 13 年 11 月 16 日)	琵琶湖南岸に注ぐ野洲川流域の沖積地に立地する弥生時代中期の環濠集落跡である。近江地域で最大のもので、環濠は最多で 9 重。集落の入り口や集落中枢部と推定される方形区画など、 <u>集落の構造が明らかとなった。木器や自然遺物を含む出土遺物が多数あり、当時の政治動向や社会、人々の生活を考える上で重要である。</u>	出土品が多数 特定の時代の政治動向や社会等を知る上で重要な遺跡
大 島 畠 田 遺 跡 (おおしまはたけだいせき) 【宮崎県都城市】 (平成 13 年 11 月 16 日)	都城盆地にある平安時代の有力者の居宅跡。居宅は東西 70m・南北 80m、溝や柵で区画され門も付設されている。4 面廂の大型建物を主屋とし、中島をもつ池も具備している。 <u>南九州地方における律令社会崩壊と地方有力者成長の時期の在地の様相を知る上で重要である。</u>	特定の地方の特定の時代の有力者の居館跡 特定の地方の特定の時代の様相を知る上で重要なもの
綾 織 新 田 遺 跡 (あやおりしんでいせき) 【岩手県遠野市】 (平成 14 年 11 月 15 日)	北上山地中央の遠野盆地に所在し、大型竪穴住居、小型竪穴遺構、土坑、道路、貯蔵穴、広場等で構成される <u>縄文時代前期の拠点集落跡。大型竪穴住居により構成される集落の初期の事例であり、縄文時代の社会構造を考える上で極めて重要である。多数出土したけつ状耳飾りは特筆される。</u>	特定の時代、地方における特定の遺跡の初期の例 当時の社会構造を考察する上で重要で出土品に特徴があるもの
宮 畑 遺 跡 【福島県福島市】 (平成 15 年 5 月 16 日)	宮畑遺跡は、福島市に所在する縄文時代中期、後期、晩期の集落跡である。特に本遺跡の主体である晩期の集落跡は、前葉から中葉にかけて <u>その構造が判明している。</u>	特定の時代、地方における代表する遺跡 当時の社会状況等

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	新規指定の理由	理由の要点
	<p>宮畑遺跡は、特に縄文時代晩期では集落構造や出土遺物から東北南部を代表する拠点集落と考えられ、縄文時代の社会を考える上で極めて重要な遺跡である。また、集落構造全体が判明したものとしては当該地域における初めての事例である。</p>	<p>を考察する上で重要なもの</p>
<p>万行遺跡 【石川県七尾市】 (平成 15 年 5 月 16 日)</p>	<p>能登半島のつけ根の東側、日本海が入り込む七尾湾を望む標高 6 から 10m の台地上に所在する遺跡である。古代においては能登の国津である香嶋津が置かれ、日本海側の海運上、重要な位置にあったことが示唆される地域である。</p> <p>万行遺跡で検出された掘立柱建物群は、古墳時代では例のない規模であり、こうした建物が出現した背景には、在地の勢力ではなく能登地域を越えた政治勢力が関わった可能性も示唆される。こうしたあり方は、古墳時代の政治状況や社会を知る上で重要であるとともに、建築史的にも貴重である。</p>	<p>特定の時代、地方における例のない規模の遺跡 当時の政治状況や社会を知る上で重要なもの</p>
<p>上神主・茂原官衙遺跡 【栃木県宇都宮市、河内郡上三川町】 (平成 15 年 5 月 16 日)</p>	<p>栃木県のほぼ中央、田川の氾濫原に面した比高約 8 m の台地縁辺上に立地する、古代の官衙遺跡である。周囲を大溝により区画されており、東西約 250m、南北約 370 m 以上の広さをもつ。</p> <p>遺跡は土器や瓦からみて 7 世紀後葉から 9 世紀前半にかけて営まれ、政庁と正倉という施設の構成からみて、下野国河内郡衙と考えられるが、衙関連施設や交通関連施設などを含めた多様な性格も想定される。保存状況も良好であり、豊富な人名瓦などを含めて古代の地方官衙の具体的なあり方を示し、主要な交通路との関係を考える上でも重要である。</p>	<p>保存状況が良好 地方官衙のあり方を示す遺跡</p>
<p>飛鳥京跡苑池 【奈良県高市郡明日香村】 (平成 15 年 5 月 16 日)</p>	<p>飛鳥京跡苑池は、飛鳥川右岸、史跡伝飛鳥板蓋宮跡の西北に接する飛鳥時代の園池遺跡で、南北約 280m、東西約 100m の範囲に及び、周囲に石積み護岸をめぐらせた南北 2 つの池と、北に延びる排水路からなる。</p> <p>飛鳥地域の苑池や方形池の中でも、最も規模が大きく構造も複雑で、宮殿に付属する公的な施設である可能性が高い。特に鑑賞性の高い南池の構造と意匠は、当時の庭園の状景をよく示している点で貴重である。飛鳥京跡苑池は飛鳥時代の政治、文化を知る上できわめて重要な</p>	<p>保存状態が良好 特定の時代の政治、文化及び我が国の庭園の発展を知る上で重要なもの</p>

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	新規指定の理由	理由の要点
	<u>遺跡であるとともに、我が国における庭園の発展を知る上でも重要である。</u>	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「新規指定の理由」欄の記載内容は、重要文化財等として指定したものについて、あらかじめ、報道発表を行った際に使用した資料に記載されている「文化財の概要」等から抜粋したものであり、下線部は、新規指定の理由の主要部分である。

3 「理由の要点」欄の記載内容は、「新規指定の理由」欄の下線部分を要約したものである。

(6) その他史跡(17件)

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	新規指定の理由	理由の要点
<p>大谷地貝塚 (おおやちかいづか) 【北海道余市郡余市町】 (平成11年5月21日)</p>	<p>本遺跡は、北海道南西部、積丹半島基部に位置する縄文時代中期末を中心とする貝塚である。大正年間から断続的に発掘調査された。昭和10年には余市式土器が設定され、<u>北海道南部の縄文時代中期末の標式遺跡</u>となった。5カ所の貝塚、住居域、墓地などからなる。貝塚からは貝殻・魚類遺体に混じってトド・アシカ・オットセイの海獣骨が出土した。<u>日本海側に数少ない貝塚として北海道の代表的貝塚に数えられる重要な遺跡</u>である。</p>	<p>特定の時代における標式遺跡 特定の地方の代表的なもの</p>
<p>三井三池炭鉱跡(みつしみいけたんこうあと)宮原坑跡(みやのはらこうあと)万田坑跡(まんだんこうあと) 【福岡県大牟田市、熊本県荒尾市】 (平成11年5月21日)</p>	<p>有明海に面した三井三池炭鉱は、明治6年(1873年)官営となって近代化が進められたが、同22年三井組に払い下げられ、団琢磨の指導のもとに経営を拡大していった。宮原坑と万田坑は明治後半の経営の拡大期に開鑿(かいさく)されたものである。大正から昭和にかけて電化・機械化を進めたが、昭和30年代の労働争議やエネルギー政策の転換の後、産炭量が減少し、平成9年3月の閉山に至った。 宮原坑跡と万田坑跡は、いずれも<u>竪坑(たてこう)・櫓及び関連施設が良好に保存されており、我が国の近代産業の歴史を理解するために欠くことのできない重要な遺跡</u>である。また、炭鉱の分野で初めての史跡指定である。主な建物については、平成10年5月に重要文化財に指定されている。</p>	<p>特定の産業、技術の歴史を知る上で重要なもの 保存状況が良好な遺跡</p>
<p>肥前波佐見陶磁器窯跡(ひぜんはさみとうじきかまあと) 【長崎県東彼杵郡波佐見町】 (平成12年5月19日)</p>	<p>近世における陶磁器の一大生産地である肥前窯の一面を占める陶磁器窯跡。16世紀末から近世・近代にかけて継続して生産を行っており、初期の高級な青磁や18世紀以降から幕末までの全長150m以上の巨大な窯による大量生産の安価品などの生産に特徴をもつ。代表的な5基の窯跡と陶石採石場跡、皿山役所跡を指定する。<u>近世の陶磁器編年の基礎をなすものであり、近世の社会・経済を知る上で重要</u>である。</p>	<p>特定の時代における特定の技術の基礎をなす遺跡 特定の時代の社会・経済を知る上で重要なもの</p>
<p>中里貝塚(なかざとかいづか) 【東京都北区】 (平成12年5月19日)</p>	<p>最大で厚さ4.5m以上の貝層が広がる、<u>縄文時代の海浜低地に営まれた巨大な貝塚</u>。焼石を投入して水を沸騰させて貝のむき身を取ったと考えられる土坑や焚き火跡、木道などが確認されている。生産された大量の干し貝は、内陸へ供給されたものと想定され、<u>縄文時代の生産、社会的分業、社会の仕組みを考える上で重要</u>である。</p>	<p>特定の時代における巨大な遺跡 特定の時代の社会・経済を知る上で重要なもの</p>

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	新規指定の理由	理由の要点
<p>小浜藩松ヶ瀬 台場跡 【福井県大飯郡大 飯町】 (平成12年11月17日)</p>	<p>小浜湾に面する大島半島東端に位置する江戸末期に築造された小浜藩の台場跡で、特に、2号台場跡は、径約80mの半円形の土塁に囲まれ、回転式大砲が置かれた半円形の砲座1基と方形の砲座4基の跡が遺る。当時期の日本海側における海防体制を見る上で貴重である。</p>	<p>特定の時代における台場跡 特定の時代の海防体制を考察する上で重要</p>
<p>星糞峠黒曜石 原産地遺跡(ほしくそとうげこくようせきげんさんちいせき) 【長野県小県郡長門町】 (平成12年11月17日)</p>	<p>信州霧ヶ峰高原の北に位置する、代表的な良質石材である黒曜石の原産地で、膨大な量の石核・剥片・粉片、原石などと、黒曜石を採掘した約200ヶ所のくぼみが約6.5haの丘陵斜面に重複して分布する。縄文時代全般に行われた黒曜石の採掘・加工と各地への供給を示す大規模な生産遺跡として重要である。</p>	<p>特定の時代に良質石材の採掘、供給を示す生産遺跡</p>
<p>大洞貝塚(おおほらかいづか) 【岩手県大船渡市】 (平成13年5月16日)</p>	<p>東北地方北部、三陸海岸中央にある大船渡湾の湾奥部に所在する縄文時代晩期の貝塚。本遺跡の調査成果を基準に東北地方から北海道南部に分布する縄文時代晩期の土器型式(大洞諸型式)が設定された標識遺跡として学史上著名。また、貝塚全体は良好に保存され、出土した優れた骨角器や多くの食糧残滓は、この地域の漁労の実態や生活の内容をよく示し、大船渡湾貝塚群を代表する遺跡として重要である。</p>	<p>特定の地方の標識遺跡として学史上著名なもの 保存状況が良好な遺跡</p>
<p>求菩提山(くぼてさん) 【福岡県豊前市,同築上郡築城町】 (平成13年5月16日)</p>	<p>福岡県東部、瀬戸内海の周防灘に面し、大分県と県境を接する豊前市に所在する平安時代後期に起源を持つ修験道の山である。山内には、求菩提山護国寺と称していた寺跡の建物遺構や修行のための多くの窟、修験者の居住空間である坊跡などが良好に残り、かつ国宝銅板法華経や重要文化財の経筒など多くの遺物も遺されており、修験道関係遺跡として貴重である。</p>	<p>保存状況が良好な遺跡 特定の宗教の遺構として貴重なもの</p>
<p>下野街道(しもつけかいどう) 【福島県南会津郡下郷町】 (平成13年11月16日)</p>	<p>下野街道(会津～今市)は、会津から江戸への最短路の一部で、会津藩の主要街道として17世紀中頃に整備され、同藩や北越の諸藩の参勤交代や米・煙草などの物流の道として重要である。その後、山崩れで参勤交代は別ルートに変更され、明治時代の新道開設とともに衰退した。宿場町の面影を留める重要伝統的建造物群保存地区である大内宿を通る約10kmと茶屋跡や一里塚等の関連遺跡を指定するものである。</p>	<p>特定の時代の物流の道として重要なもの</p>
<p>松本街道(まつもとかいどう)</p>	<p>松本街道は糸魚川から松本に至る脇街道で、牛で塩や海産物を運んだ「塩の道」として著名であり、地域の生業</p>	<p>特定の時代の物流の道として重要な</p>

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	新規指定の理由	理由の要点
【新潟県糸魚川市】 (平成13年11月16日)	<p>の特性を示す古道として重要である。武田信玄に塩を送った上杉謙信の俗説故事や番所・「信州間屋」に関する資料も良好に残されている。</p> <p>旧状を良好に残す約5kmの古道と石仏群や茶屋跡等の関連遺跡を指定するものである。</p>	もの
徳島藩主蜂須賀家墓所(とくしまはんしゅはちすかけぼしよ) 【徳島県徳島市】 (平成14年6月21日)	<p>阿波国・淡路国を領した徳島藩主蜂須賀家の17世紀から19世紀にわたる墓所。菩提寺興源寺と万年山の儒葬墓地の2か所から成り、万年山造営以降も興源寺に遺髪を納めた墓を営んだ。<u>森厳な自然環境とともに雄大な墓石・玉垣・石碑が良好に遺存。仏葬から儒葬へ転換した特異な大名家墓所として重要。</u></p>	保存状況が良好な遺跡 特異な墓所として重要なもの
大峰山寺境内(おおみねさんじけいだい) 【奈良県吉野郡天川村】 (平成14年11月15日)	<p>大峰山脈北部の主峰である山上ヶ岳の山頂に位置する山岳寺院であり、大峯修験の根本道場として成立・発展した遺跡。古来より信仰を集めてきた山であり、平安時代中期には、宇多上皇や藤原道長など皇族・貴族が参詣したことが知られ、<u>我が国の修験道の歴史を考える上で重要</u></p>	特定の宗教の歴史考察上重要な遺跡
大峯奥駈道(おおみねおくがけみち) 【奈良県吉野郡吉野町・黒滝村・川上村・天川村・上北山村・下北山村・大塔村・十津川村、和歌山県東牟婁郡本宮町・熊野川町】 (平成14年11月15日)	<p>大峰山脈の主稜線を通り、吉野と熊野の二大聖地を結び約120kmに及ぶ山岳道。急峻な山岳は、我が国固有の信仰である修験道の最も重要な修行の場となっており、沿道には寺社以外にも、宿や靡(なびき)と呼ばれる霊地が点在している。<u>修験道の歴史を考える上で極めて重要。</u></p>	特定の宗教の歴史考察上重要な遺跡
丹生都比売神社境内(にうつひめじんじゃけいだい) 【和歌山県伊都郡かつらぎ町】 (平成14年11月15日)	<p>高野山の中腹に位置する、金剛峯寺の鎮守とされる神社。空海が高野山金剛峯寺を開創するにあたり、高野山周辺地域の地主神であった丹生都比売神が、その神領を空海に譲ったという伝承があり、<u>我が国における仏教施設の開山と地主神との関係を考える上で重要。</u></p>	特定の宗教の歴史考察上重要な遺跡
長登銅山跡(ながのぼりどうざんあと)	<p><u>現在確認できる中では我が国最古の銅山跡。古代の鉱山、銅の採掘・生産技術、律令国家による銅山経営の実態を具体的に示す。また、奈良東大寺の大仏建立時に銅</u></p>	特定の産業の最古の遺跡 特定の時代における

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	新規指定の理由	理由の要点
【山口県美祢郡美東町】 (平成 14 年 11 月 15 日)	を大量に供給するなど、国家的な事業に密接に関連した遺跡。	る特定の産業の技術等の実態を示す遺跡
玉川上水 【東京都羽村市、福生市、昭島市、立川市、小平市、小金井市、西東京市、武蔵野市、三鷹市、杉並区、世田谷区、渋谷区】 (平成 15 年 5 月 16 日)	<p>玉川上水は、江戸時代前期、江戸市中への給水を目的として、武蔵国多摩郡羽村（現・東京都羽村市）の多摩川に取水口を設け、江戸の西の入口に当たる四谷大木戸（現・同新宿区）に至るまでの約 43 間を自然流下により導水する施設として掘削された素掘の開渠水路<small>(かいきよすいり)</small>である。</p> <p>現在、江戸時代の開渠水路の一部は暗渠化されているが、水路はかつての路線のまま連続しており、開渠のまま残された部分のはべ約 30 km に及ぶ。特に、<u>小平監視所（立川市）から浅間橋にかけての中流部では近世の素掘り水路の状況がよく残っている。</u></p> <p>玉川上水は、このように江戸の発展を支えた歴史的意義を有し、<u>近世の水利技術を知る上でも重要である。</u></p>	特定の産業、技術の歴史を知る上で重要なもの 保存状況が良好な遺跡
豊前街道南関御茶屋跡 【熊本県玉名郡南関町】 (平成 15 年 5 月 16 日)	<p>南関御茶屋跡は、御客屋<small>(おきゃくや)</small>とも呼ばれた熊本県北部に所在する豊前街道沿いの藩主等の休憩・宿泊施設跡である。<u>建物は、南北に長い造りで、部屋の配置や建物の北側に造られた庭園、細川家の家紋である九曜紋をあしらった鬼瓦など、往時の姿をよく遺している。</u></p> <p>豊前街道南関御茶屋跡は、このように、<u>近世の街道沿いの御茶屋跡が現存している貴重な例であり、我が国近世の交通史を考える上で重要な遺跡である。</u></p>	特定の時代における現存する貴重な遺跡で保存状態が良好なもの 特定分野の歴史を考察する上で重要なもの

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「新規指定の理由」欄の記載内容は、重要文化財等として指定したものについて、あらかじめ、報道発表を行った際に使用した資料に記載されている「文化財の概要」等から抜粋したものであり、下線部は、新規指定の理由の主要部分である。

3 「理由の要点」欄の記載内容は、「新規指定の理由」欄の下線部分を要約したものである。

【追加指定】

(1) 城跡等 (35 件)

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	追加指定の理由	理由の要点
七戸城跡 【青森県北上郡七戸町】 (平成 11 年 11 月 19 日)	南部氏によって 14 世紀初めに築かれた平山城跡。今回既指定地の北側に接し、 <u>15 世紀以降に城域に組み込まれた、西側に堀と土塁の区画施設を持つ広大な郭の貝ノ口地区を追加指定するものである。</u>	既指定部と一体をなす城跡等の一部
上人壇麿寺跡 【福島県須賀川市】 (平成 11 年 11 月 19 日)	奈良時代前期に創建された古代の寺院跡で、 <u>今回は遺構の北側の一部を追加指定するものである。</u>	既指定部と一体をなす城跡等の一部
春日山城跡 【新潟県上越市】 (平成 11 年 11 月 19 日)	戦国大名上杉謙信の居城として著名な中世城郭跡。既指定の総構に連続する大外堀・土塁跡と総構に囲まれた家臣団居住地ないしは城下町地区の平坦地を追加指定するものである。	既指定部に連続する遺跡 既指定部と密接な関連を有するもの
興国寺城跡 【静岡県沼津市】 (平成 11 年 11 月 19 日)	静岡県東部に位置し、戦国大名北条早雲の最初の居城で、伊豆国奪取の拠点となった城郭跡。今回、 <u>既指定地の東側に接する清水曲輪、三の丸地区、及び堀跡の一部を追加指定するものである。</u>	既指定部と一体をなす城跡等の一部
鹿島神宮境内 附郡家跡 【茨城県鹿嶋市】 (平成 11 年 11 月 19 日)	鹿島郡家跡については政庁地域・正倉院地域・厨地域を指定しているが、 <u>今回検出された郡家に付属する鍛冶工房を追加指定するものである。</u>	既指定部の周辺部で新たに確認されたもの 既指定部と密接な関連を有するもの
但馬国分寺跡 【兵庫県城崎郡日高町】 (平成 11 年 11 月 19 日)	古代但馬国の中心部に位置し、金堂跡・中門跡・回廊跡・塔跡などが確認されている。金堂跡・回廊跡の一部が指定されているが、 <u>今回塔跡を中心とする地域を追加指定するものである。</u>	既指定部と一体をなす城跡等の一部
出雲国分寺跡 附古道 【島根県松江市】 (平成 12 年 5 月 19 日)	出雲国分寺跡は、土壇や礎石などがよく残存した遺跡で、史跡に指定されている。今回、 <u>寺域を画する北辺の溝が検出された地域を追加指定する。</u>	既指定部の周辺部で新たに確認されたもの 既指定部と一体をなすもの
伯耆国府跡 国府跡、法華寺	伯耆国府跡とその北東約 400m の位置に所在し、国分尼寺の可能性が指摘されている法華寺畑遺跡が史跡に指定され	既指定部と一体をなす城跡等の

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	追加指定の理由	理由の要点
畑遺跡、不入岡遺跡 【鳥取県倉吉市】 (平成 12 年 5 月 19 日)	ている。今回は、国庁跡の 1.5 km 北東に位置し、 <u>国庁の前身施設か郡庁、国府に関連する倉庫群と考えられる不入岡遺跡を追加指定し、名称を変更する。</u>	一部
小郡官衙遺跡群 小郡官衙遺跡、上岩田遺跡 【福岡県小郡市】 (平成 12 年 5 月 19 日)	小郡官衙遺跡は、筑後国御原郡衙跡と考えられる官衙遺跡として学史上著名であり、史跡に指定されている。 <u>小郡官衙遺跡の東約 2 km に位置し、寺院の金堂跡と推定される基壇と周辺の掘立柱建物跡からなり小郡官衙遺跡よりも古い郡衙か郡司の居宅と推定される上岩田遺跡を追加指定し、名称を変更する。</u>	既指定部に隣接する遺跡 既指定部に比べ古い時期に建築されたもの
甲斐国分尼寺跡 【山梨県東八代郡一宮町】 (平成 12 年 11 月 17 日)	甲斐国分寺跡の北方約 300m に位置し、講堂跡及び金堂跡の基壇跡部分だけが昭和 24 年に史跡に指定されていた。 <u>その後の発掘調査の結果、金堂と中門を結ぶ回廊と約 180m の規模の溝と築地塀で囲まれた寺域が確認されたため、これを追加指定する。</u>	既指定部の周辺部で新たに確認されたもの 既指定部と密接な関連を有するもの
北条氏邸跡 【静岡県田方郡菰山町】 (平成 13 年 5 月 16 日)	伊豆半島の北西部に位置し、中世における伊豆国の政治・経済・文化の中心であった。狩野川東岸の守山西麓から北麓一帯は、平安時代末から鎌倉時代には北条氏の邸宅が連なり、南北朝時代から戦国時代には円成寺の堂舎、塔頭が点在していたと推定される。 <u>既指定地に接する北側の一角を追加指定し、保護を図ろうとするものである。</u>	既指定部に隣接する遺跡 既指定部と密接な関連を有するもの
中宮寺跡 【奈良県生駒郡斑鳩町】 (平成 13 年 5 月 16 日)	斑鳩の地にある古代寺院跡。現在の中宮寺の東約 500m に所在し、推古天皇・聖徳太子創建の寺院とする伝承をもつ。 <u>四天王寺式伽藍配置をもつことが判明している。史跡指定後の調査により、域が従来の推定よりも広がることを確認されたため追加指定し、保護を図ろうとするものである。</u>	既指定部の周辺部で新たに確認されたもの 既指定部と一体をなすもの
安芸国分寺跡 【広島県東広島市】 (平成 13 年 11 月 16 日)	広島県東部の西条盆地に位置する古代安芸国の国分寺跡で、金堂と講堂が南北に並び、その西側に塔を配する。 <u>寺域内に含まれる塔の北側の区域を追加指定するものである。</u>	既指定部と一体をなす城跡等の一部
池辺寺跡 【熊本県熊本市】 (平成 13 年 11 月 16 日)	熊本市西部の丘陵内に立地する、特異な古代山岳寺院跡である。規則的に配置された 100 基の方形の石積み背後をもつ寺院跡で、今回、 <u>既指定地に隣接した庭園や祭祀遺構を追加指定するものである。</u>	既指定部に隣接する遺跡 既指定部と密接な関連を有するもの

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	追加指定の理由	理由の要点
大友氏館跡 【大分県大分市】 (平成13年11月16日)	大分市の大分川河口部付近に位置する、戦国時代に北部九州を支配した大大名大友氏の館跡で1辺約200mの不整形である。今回は <u>北西側の築地塀跡、大型の建物跡の存在が推定される中心部分の一画、庭園遺構に近接する一画</u> を追加指定するものである。	既指定部と一体をなす城跡等の一部
相模国分尼寺跡 【神奈川県海老名市】 (平成13年11月16日)	海老名市の相模川左岸の河岸丘上に立地し、相模国分寺跡の北方約500mに位置する。開発を契機とした <u>発掘調査により住宅地になっている伽藍配置が明らかになり</u> 、平成9年4月に金堂跡・中門跡と講堂跡の一部が史跡に指定されている。今回、 <u>住宅地になっている伽藍区域を追加指定するもの</u> である。	既指定部の周辺部で新たに確認されたもの 既指定部と一体をなすもの
長岡宮跡 【京都府向日市】 (平成13年11月16日)	京都盆地西南の向日丘陵に桓武天皇により造営され、延暦3年(784)から13年(794)に都とされた長岡京の宮城。長岡京の大極殿院正門であり、 <u>都城・宮における政務や儀式を考える上で重要な閤門の詳細が判明したため</u> 、追加指定するものである。	既指定部の周辺部で新たに確認されたもの 既指定部と密接な関連を有するもの
小山氏城跡 鷲城跡、祇園城跡、中久喜城跡 【栃木県小山市】 (平成13年11月16日)	小山氏は鎌倉期以来の下野守護で、中世の下野最大の豪族であり、小山氏の主要な居城跡の鷲城跡 祇園城跡 中久喜城跡が小山氏城跡として史跡指定されている。既指定の祇園城跡と鷲城跡のそれぞれ一部を追加指定するものである。	既指定部と一体をなす城跡等の一部
村上城跡 【新潟県村上市】 (平成13年11月16日)	戦国時代から江戸時代の平山城跡で、文禄・慶長期の「越後国瀬波郡絵図」に描かれた城郭として、教科書等でも著名である。山上には総石垣を巡らし、山麓には藩主居館や播庁が営まれた。今回は、 <u>居館防衛のために設けられた下渡門跡の一部</u> を追加指定するものである。	既指定部と一体をなす城跡等の一部
金山城跡 【群馬県太田市】 (平成14年6月21日)	岩松氏が築城した北関東地方を代表する戦国時代の山城跡であり、天正年間に大規模山城に拡張整備されたもの。大手口をはじめとする <u>各登城道、北城、八王子山城砦群などを追加指定</u> 。	既指定部と一体をなす城跡等の一部
21 小郡官衙遺跡群(おごおりかंगाいせきぐん) 小郡官衙遺跡、上岩田遺跡 【福岡県小郡市】	筑後国御原(みはら)郡衙(ぐんが)跡と推定される、7世紀～8世紀の役所跡。遺構には4時期の変遷があり、うち第一期の郡庁・館・正倉などの建物配置は、全国的な官衙配置を研究する上での指標。 <u>新たに条件が整った部分を追加指定</u> 。	既指定部と一体をなす城跡等の一部

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	追加指定の理由	理由の要点
(平成 14 年 6 月 21 日)		
22 下総国分寺跡 【千葉県市川市】 (平成 14 年 6 月 21 日)	台地縁辺に立地する現国分寺境内地でかねて金堂・講堂・塔、寺域を画する溝などを確認していたが、平成 13 年に当時の主要施設と考えられる溝に区画された大規模な掘立柱建物群を確認。その保存を図るとともに、これまで掘立柱建物などが確認されていた寺域の北西部・北側中央部を併せて追加指定。	既指定部の周辺部で新たに確認されたもの 既指定部と一体をなすもの
23 下総国分尼寺跡 【千葉県市川市】 (平成 14 年 6 月 21 日)	国分寺跡の西に隣接。金堂・講堂の中軸伽藍を掘立柱塀と溝が区画し、さらにその外側に寺域を画する溝を確認。中心伽藍の北辺と東辺の掘立柱塀と溝を含む部分を追加指定。	既指定部の周辺部で新たに確認されたもの 既指定部と一体をなすもの
24 長岡宮跡 【京都府向日市】 (平成 14 年 6 月 21 日)	8 世紀後半、桓武天皇により造営された長岡京の宮城跡。未調査であった朝堂院西第四堂の東端部の全容が判明したため、朝堂院南門、回廊の一部とともに追加指定。	既指定部の周辺部で新たに確認されたもの 既指定部と一体をなすもの
25 津軽氏城跡 種里城跡、堀越城跡、弘前城跡 【青森県西津軽郡鰺ヶ沢町等】 (平成 14 年 11 月 15 日)	津軽氏の祖である南部(津軽)光信が 15 世紀末に入った、津軽氏の発祥の歴史を語る中世城跡を追加指定する。主郭を中心に侍屋敷地区、伝長勝寺跡などを含む下門前地区が丘陵端部に展開する。北西側の堀沢の中島状の小区画には、光信の御廟所が営まれている。	既指定部と一体をなす城跡等の一部
26 村上城跡 【新潟県村上市】 (平成 14 年 11 月 15 日)	村上城跡は、戦国時代から江戸時代の平山城跡であり、17 世紀前半に山麓の藩主居館を守るために下渡門(げどもん)が設けられた。高石垣と堀、土塁が一体となって残る唯一の城門跡である下渡門跡の土塁部分の一部を追加指定する。	既指定部と一体をなす城跡等の一部
27 長浜城跡 【静岡県沼津市】 (平成 14 年 11 月 15 日)	小田原北条氏の伊豆水軍の拠点となった海城跡であり、武田氏との境目の城でもあった。河口部の舟入と推定される箇所と、城の山体を構成する法面部分を追加指定する。	既指定部と一体をなす城跡等の一部
28 諏訪原城跡 【静岡県榛原郡金谷町】 (平成 14 年 11 月 15 日)	武田信玄が築城し、勝頼が大改修した、武田流の築城技術の典型例として著名な城跡。天正 3 年(1575)に徳川家康が攻略し、その後大改修を行った。徳川氏によって改修、拡張された部分の一部を追加指定する。	既指定部と一体をなす城跡等の一部
29 大友氏館跡 【大分県大分市】 (平成 14 年 11 月 15 日)	北部九州最大の戦国大名であった大友氏の守護館跡。西国の戦国時代史の重要な中心地の一つであり、方 2 町の守護館の典型例でもある。条件の整った館跡の南東部、中心部付近、	既指定部と一体をなす城跡等の一部

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	追加指定の理由	理由の要点
	<u>東部、北端部の各一部を追加指定する。</u>	
30 武蔵国分寺跡 【東京都国分寺市】 (平成14年11月15日)	天平13年(741)の国分寺・尼寺創建の詔に基づいて諸国に設置されたもののひとつで、調査の結果、東西8町・南北5町の寺地と4町四方の僧寺地域及び南西隅の1町半四方の尼寺地域が確認されている。今回、 <u>新たに確認された寺地を画する溝を含む北東側の寺地部分を追加指定する。</u>	既指定部の周辺部で新たに確認されたもの 既指定部と一体をなすもの
31 赤穂城跡 【兵庫県赤穂市】 (平成15年5月16日)	正保2年(1645)に入封した浅野長直(ながなお)が海に接して築城した変形輪郭式の平城跡である。 <u>城跡の北西部、三の丸外堀跡の一部を追加指定する。</u>	既指定部と一体をなす城跡等の一部
32 筑後国府跡 【福岡県久留米市】 (平成15年5月16日)	7世紀末から11世紀にかけて変遷した3期の国庁跡と国司館跡が確認されており、国庁の成立や移転、国司館などの関連施設のあり方を具体的に示す事例としてきわめて貴重。 <u>1期国庁と2期国庁及び国司館跡の一部を追加指定する。</u>	既指定部と一体をなす城跡等の一部
33 人吉城跡 【熊本县人吉市】 (平成15年5月16日)	人吉市中心部に位置し、球磨川と胸川に挟まれた丘陵上に築かれた、相良氏の城跡。相良氏は、鎌倉時代に人吉荘に地頭として入部し、近世まで当地方を支配した。 <u>近世城郭部分は既に指定されおり、中世城郭部分を追加指定する。</u>	既指定部と一体をなす城跡等の一部
34 久米官衙遺跡群 久米官衙遺跡、来住廃寺跡 【愛媛県松山市】 (平成15年5月16日)	白鳳期に造営された古代寺院跡として指定されたが、 <u>その後の調査により、律令体制の成立前後とその後の確立期に至る地方官衙のあり方を具体的に示す貴重な遺跡群であることがわかった。来住廃寺跡の周辺に展開する地方官衙遺跡群を追加指定する。</u>	既指定部の周辺部で新たに確認されたもの 地方官衙のあり方を示す遺跡群
35 旧萩藩校明倫館 【山口県萩市】 (平成15年5月16日)	萩市街地の中心部に所在する萩藩の藩校跡である。明倫館は、内容・外観とも全国有数の藩校であった。 <u>発掘調査で確認された南門跡や聖廟の跡地、これらと既指定の有備館や水練池を結ぶ地域を追加指定する。</u>	既指定部の周辺部で新たに確認されたもの 既指定部と一体をなすもの

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「追加指定の理由」欄の記載内容は、重要文化財等として指定したものについて、あらかじめ、報道発表を行った際に使用した資料に記載されている「文化財の概要」等から抜粋したものであり、下線部は、追加指定の理由の主要部分である。

3 「理由の要点」欄の記載内容は、「追加指定の理由」欄の下線部分を要約したものである。

(2) 古墳(4件)

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	追加指定の理由	理由の要点
七夕池古墳 【福岡県糟屋郡志免町】 (平成11年11月19日)	4世紀末頃に築造された三段築成の円墳で、福岡平野周辺における首長の在り方をよく示す貴重な古墳。今回の追加指定地域は、墳丘の東側裾部と周溝部分である。	既指定部の周辺の一部
長塚古墳 【岐阜県可児市】 (平成15年5月16日)	木曾川中流域に所在する古墳時代前期の前方後円墳で、墳丘長72m、周濠を含めた全長は120mに達する。美濃地域の古墳時代の政治動向を知る上で重要である。周濠部分の一部を追加指定する。	既指定部の周辺の一部
植山古墳 【奈良県橿原市】 (平成15年5月16日)	2基の巨大な横穴式石室を東西に併置する飛鳥時代後半の大型方形双室墳。東石室には阿蘇溶結凝灰岩製の家形石棺、西石室には扉の基部となる闕石(しきみいし)が置かれている。墳丘北側の一部を追加指定する。	既指定部の周辺の一部
八幡山古墳 【群馬県前橋市】 (平成15年5月16日)	全長129.5mの、東日本では最大規模の古墳時代前期の前方後方墳である。確認調査の結果、周濠を含めた規模は199m以上であることが判明した。周濠部分の一部を追加指定する。	既指定部の周辺部で新たに確認されたもの 既指定部と一体をなすもの

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「追加指定の理由」欄の記載内容は、重要文化財等として指定したものについて、あらかじめ、報道発表を行った際に使用した資料に記載されている「文化財の概要」等から抜粋したものであり、下線部は、追加指定の理由の主要部分である。

3 「理由の要点」欄の記載内容は、「追加指定の理由」欄の下線部分を要約したものである。

(3) 古墳群等（7件）

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	追加指定の理由	理由の要点
古市古墳群 古室山古墳、赤面山古墳、大鳥塚古墳等 【大阪府藤井寺市・羽曳野市】 (平成12年11月17日)	大和川と石川が合流する部分に発達した段丘面には、 <u>応神天皇陵古墳を筆頭に大小112基の古墳からなる我が国有数の古墳群が立地し、古代国家形成期の中央政権の構造を考える上で学術的価値が高いことから、その一部が史跡に指定されている。既指定の古墳を統合し、新たに青山古墳及び蕃所山古墳の全体と応神天皇陵古墳外濠外堤の一部を追加指定し、名称を古市古墳群に変更する。</u>	既指定部の周辺の一部
秋常山古墳群 【石川県能美郡寺井町】 (平成12年11月17日)	北陸地方を代表する全長約140mの大型前方後円墳と推定長80mの前方後方墳からなる古墳時代前期の古墳群。それぞれの <u>前方部の一部を追加指定する。</u>	既指定部の周辺の一部
田主丸古墳群 田主丸大塚古墳、寺徳古墳、中原狐塚古墳、西館古墳 【福岡県浮羽郡田主丸町】 (平成13年11月16日)	筑後川中流の耳納山麓に分布する古墳群。田主丸大塚古墳は全長103mの前方後円墳で、墳丘に石垣状の墓石がある。中原狐塚古墳・西館古墳は6世紀後半の同心円文を主体とする壁画を持つ装飾古墳である。いずれも6世紀後半に筑後川中流に有力集団が存在したことを示し、当時の北部九州の政治・社会を考える上で重要であり、 <u>史跡寺徳古墳に追加指定し、名称を変更するものである。</u>	既指定部の周辺の一部
那須小川古墳群 駒形大塚古墳、吉田温泉神社古墳群、那須八幡塚古墳群 【栃木県那須郡小川町】 (平成14年11月15日)	那須国造が置かれた地域の中心地とみられる那珂川支流の権津川下流域に展開する古墳群。 <u>古墳時代前期の前方後方墳である史跡駒形大塚古墳に、後続して造営された吉田温泉神社古墳、那須八幡塚古墳および両古墳の周辺の方墳群を追加指定し、史跡名称を那須小川古墳群に変更する。</u>	既指定部に後続して造営されたもの
保渡田古墳群 【群馬県群馬郡群馬町】 (平成15年5月16日)	榛名山南東麓を流れる井野川左岸に5世紀後半から6世紀初頭に造営された群馬でも代表的な古墳群。3基の前方後円墳が現存し、このうち八幡塚古墳の外濠周縁地の <u>一部を追加指定する。</u>	既指定部の周辺の一部
古市古墳群 小室山古墳、赤面山古墳、大鳥塚古墳等	4世紀末から6世紀中葉にかけて造営された総数112基からなる古墳群。古代国家形成期の中央政権の構造を考える上で極めて貴重。 <u>古市古墳群の中でも最大の規模をもつ応神天皇陵古墳の外濠外堤のうち、外堤の一</u>	既指定部の周辺の一部

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	追加指定の理由	理由の要点
【大阪府羽曳野市】 (平成15年5月16日)	<u>部を追加指定する。</u>	
屋形古墳群 珍敷塚古墳、鳥船塚古墳、古畑古墳、原古墳 【福岡県浮羽郡吉井町】 (平成15年5月16日)	福岡県中南部、耳納連山北麓に展開する装飾古墳群。石室奥壁に、鳥、船、太陽、鞆、盾をもつ人物、月、ヒキガエルといった <u>図文が描かれた珍敷塚古墳の墳丘跡等</u> を追加指定する。	既指定部の周辺の一部

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「追加指定の理由」欄の記載内容は、重要文化財等として指定したものについて、あらかじめ、報道発表を行った際に使用した資料に記載されている「文化財の概要」等から抜粋したものであり、下線部は、追加指定の理由の主要部分である。

3 「理由の要点」欄の記載内容は、「追加指定の理由」欄の下線部分を要約したものである。

(4) 遺跡 (23 件)

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	追加指定の理由	理由の要点
日高遺跡 【群馬県高崎市】 (平成 11 年 11 月 19 日)	榛名山東南麓の扇状地上に位置する弥生時代後期の集落跡。浅間山と榛名山を噴出源とする火山灰に覆われて、住居群、墓地、水田跡が良好に保存されていた。今回は、 <u>一部未指定を追加指定するものである。</u>	既指定部と一体をなす遺跡
近江国庁跡附 惣山遺跡・青江遺跡(おうみこくち ょうあつつけたりそ うやまいせき・あ おえいせき) 【滋賀県大津市】 (平成 11 年 11 月 19 日)	古代の近江国における政治の中心施設である国庁とそれに併設されていた付属施設。今回追加指定を図るのは国庁の真南約 300m の位置にある青江遺跡で、築地に囲まれた区画の中に建物が配置されており、 <u>国司館など国庁と密接に関連した施設と考えられる。</u>	既指定部と密接な関連を有する遺跡
石見銀山遺跡 【島根県太田市】 (平成 11 年 11 月 19 日)	島根県のほぼ中央部に位置する、わが国を代表する鉱山遺跡。「灰吹法」という精錬技術の導入により、16 世紀中頃から 17 世紀前半に全盛期を迎えた。 <u>銀山柵内の大部分と銀山を防衛する矢滝城跡、矢筈城跡及び石見城跡、銀鉱石の積み出し・物資補給・制海権掌握の拠点となった鞆ヶ浦及び沖泊の港を追加指定するものである。</u>	既指定部と密接な関連を有する遺跡
板付遺跡 【福岡県福岡市】 (平成 11 年 11 月 19 日)	北部九州を代表する初期弥生時代集落として有名な遺跡。台地上に環濠が巡り、周辺の沖積地に水田が展開する。 <u>今回の追加指定地域は、台地南西部の水田跡で、縄文時代最終末と弥生時代初期の 2 時期の水田面が確認されており、我が国の本格的な水田稲作の開始期を考える上で極めて大きな意義をもつ。</u>	既指定部と一体をなす遺跡
吉武高木遺跡 【福岡県福岡市】 (平成 12 年 5 月 19 日)	早良平野西部に位置する弥生時代前期末から中期後半の遺跡。甕棺墓 34 基、木棺墓 4 基、土坑墓 13 基が確認され、西半部に大型の墓壙や標石をもつ成人墓、東半部に小児墓が集中する。今回、 <u>未指定であった地域を追加指定する。</u>	既指定部と一体をなす遺跡
指宿橋牟礼川 遺跡 【鹿児島県指宿市】 (平成 12 年 5 月 19 日)	鹿児島湾の入り口西岸に位置する縄文時代から平安時代の集落遺跡で、開聞岳の噴火に伴う降灰を数回にわたり受けており、縄文土器と弥生土器の時期差を層位学的に証明した遺跡として学史的に著名で史跡に指定されている。今回、 <u>未指定であった地域の一部を追加指定する。</u>	既指定部と一体をなす遺跡

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	追加指定の理由	理由の要点
須玖岡本遺跡 【福岡県春日市】 (平成12年5月19日)	「後漢書」や「魏志倭人伝」に記されている、弥生時代における北部九州の中核である「奴国」を構成する重要な遺跡の一つ。王墓や王族墓と考えられる多量の副葬品をもつ甕棺墓で構成される広大な墓域であり、今回、 <u>王墓の一部を追加指定し、名称を変更する。</u>	既指定部と一体をなす遺跡
曾根遺跡群 平原遺跡、ワレ塚古墳、銭瓶塚古墳、狐塚古墳 【福岡県前原市】 (平成12年5月19日)	前原市曾根丘陵上にある平原遺跡と3つの古墳となり、平原遺跡は「魏志倭人伝」に記された「伊都国」の王墓を含む弥生時代を中心とする墳墓群である。今回は「伊都国」の王墓にともなう建物跡や弥生時代後期初頭の墓や木棺墓などが新たに発見されたため、 <u>必要な範囲を追加指定する。</u>	既指定部の周辺部で新たに確認された遺跡 既指定部と密接な関連を有するもの
難波宮跡附法円坂遺跡(なになのみやあとつけたりほうえんざかいせき) 【大阪府大阪市】 (平成12年11月17日)	<u>法円坂遺跡は飛鳥・奈良時代の難波宮跡の北西に位置し、難波宮跡に先行する古墳時代中期の大規模な倉庫群</u> である。16棟の高床式建物が東西2群に分かれ、東西2列に計画的に配置される。当時の大和政権に係る施設の可能性が考えられ、古墳時代中期の政治・社会を考える上で重要であることから、 <u>史跡難波宮跡に追加指定し、名称を変更する。</u>	既指定部に関連する遺跡 既指定部に比べ古い時期に建築されたもの
四ツ池遺跡 【大阪府堺市】 (平成12年11月17日)	弥生時代前期から後期の集落跡。多数の居住跡と方形周濠墓群、土器・石器・木器等の遺物が数多く検出され、畿内地域の弥生社会を考える上で重要なことから史跡に指定された。今回、 <u>集落跡と方形周溝墓群の一部を追加指定する。</u>	既指定部と一体をなす遺跡
三ツ城遺跡 【広島県東広島市】 (平成12年11月17日)	広島県の西条盆地に所在し、5世紀前半の全長92mの前方後円墳等3基の古墳からなる。当地域の古墳社会を考える上で重要であることから史跡に指定された。 <u>指定後の調査で古墳の規模が新たに判明したため追加指定する。</u>	既指定部の周辺部で新たに確認された遺跡 既指定部と一体をなすもの
川尻石器時代遺跡 【神奈川県津久井郡城山町】 (平成12年11月17日)	相模川流域に所在する縄文時代中・後期の敷石住居跡が多数埋没していることで著名な史跡。 <u>確認調査が終了し、遺跡の範囲と内容が把握されたことから追加指定し、橋新設事業による毀損範囲を指定解除する。</u>	既指定部の周辺部で新たに確認された遺跡 既指定部と一体をなすもの

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	追加指定の理由	理由の要点
小牧野遺跡 【青森県青森市】 (平成13年5月16日)	青森市南部に所在する大規模で特異な環状列石をもつ縄文時代後期の遺跡。 <u>史跡指定後の調査により、環状列石周辺に土坑、道路状遺構、湧水遺構などが検出されたため、必要な範囲を追加指定し、保護を図ろうとするものである。</u>	既指定部分の周辺部で新たに確認された遺跡 既指定部と一体をなすもの
堂ノ上遺跡 【滋賀県大津市】 (平成13年11月16日)	近江国庁跡から700m離れた瀬田川東岸の丘陵上に立地する館衛遺跡。8世紀後半から10世紀前半のもので瀬田駅家など近江国の行政機関に関わる遺跡と推測される。 <u>遺跡が北側指定地域外にまで広がることが確認されたため、追加指定するものである。</u>	既指定部の周辺部で新たに確認された遺跡 既指定部と一体をなすもの
常呂遺跡 【北海道常呂郡常呂町】 (平成14年6月21日)	北海道東部の常呂川流域・サロマ湖周辺は、旧石器時代からアイヌ文化期までの遺跡が濃密に分布し、北海道東部の考古学的変遷を一つの地域で捉えることができる。 <u>これまでに指定している縄文文化・続縄文文化・擦文文化の遺構に加え、オホーツク文化・アイヌ文化の遺構を追加指定。</u>	既指定部と密接な関連を有する遺跡
唐古・鍵遺跡 【奈良県磯城郡田原本町】 (平成14年11月15日)	奈良盆地のほぼ中央部を流れる初瀬川が形成した沖積低地に営まれた面積約30haに及ぶ弥生時代の代表的な大規模環濠集落跡。 <u>遺跡南西部で発見された弥生時代中期初頭の大型建物を追加指定する。</u>	既指定部の周辺部で新たに確認された遺跡 既指定部と密接な関連を有するもの
津島遺跡 【岡山県岡山市】 (平成14年11月15日)	岡山市南部の岡山平野に所在する弥生時代前期の集落跡と水田跡であり、水田稲作受容期の様相を知る上で重要な遺跡。 <u>調査によって確認された、集落域と水田域を追加指定する。</u>	既指定部の周辺部で新たに確認された遺跡 既指定部と一体をなすもの
近江大津宮錦織遺跡 【滋賀県大津市】 (平成14年11月15日)	天智天皇が天智6年(667)、飛鳥から近江に遷都して造営した近江大津宮の中枢部の遺跡。これまでに天皇の居所である内裏の遺構などがみついている。今回、 <u>内裏正殿の東側に接する地と、内裏南門の中央部の部分を追加指定する。</u>	既指定部と一体をなす遺跡
須玖岡本遺跡 【福岡県春日市】 (平成14年11月15日)	福岡平野の南部、春日丘陵に所在する遺跡。中国の歴史書『魏志倭人伝』に記された奴国の王墓や王族墓を含む甕棺墓群や、青銅器やガラス製品の工房跡などが確認されている。 <u>王墓・王族墓に近接した遺跡の中心部分で、条件の整った地域を追加指定する。</u>	既指定部と一体をなす遺跡

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	追加指定の理由	理由の要点
板付遺跡 【福岡県福岡市】 (平成14年11月15日)	福岡市の南部に所在する、弥生文化形成期の様相が分かる、弥生時代初期の環濠集落跡と水田跡。 <u>既指定地に接する、用水路を兼ねた外環濠と推定されている部分を追加指定する。</u>	既指定部に接する遺跡で既指定部と一体をなすもの
21 今山遺跡 【福岡県福岡市】 (平成14年11月15日)	福岡市の北西部の丘陵上に所在する、弥生時代の磨製石斧の製作跡。この遺跡の製品が北九州から中九州にかけての集落に供給されており、弥生時代の社会を知る上で重要な遺跡。 <u>既指定地に接する製作跡のうち、条件の整った部分を追加指定する。</u>	既指定部と一体をなす遺跡
22 西沼田遺跡 【山形県天童市】 (平成15年5月16日)	山形盆地の最上川右岸低地上に位置する古墳時代後期の集落跡で、東北地方における陸奥国成立以前の農村集落を知る上で極めて重要。 <u>調査によって確認された水田に伴う畦畔状遺構、溝、井堰などの生産域を追加指定する。</u>	既指定部の周辺部で新たに確認された遺跡 既指定部と一体をなすもの
23 出雲国山代郷遺跡群 正倉跡、北新造院跡 【島根県松江市】 (平成14年11月15日)	奈良時代に編纂された『出雲国風土記』に記された意宇郡山代郷正倉跡に加えて、 <u>同じ郷に所在する「新造院」に比定される廃寺跡を追加指定する。</u> 古代の地方寺院に関する文献史料が残っている例は稀少であり、また、それに比定できる遺跡が確定できる例は極めて貴重。	既指定部の周辺部で新たに確認された遺跡 文献史料が残っている古代寺院に比定できるもの

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「追加指定の理由」欄の記載内容は、重要文化財等として指定したものについて、あらかじめ、報道発表を行った際に使用した資料に記載されている「文化財の概要」等から抜粋したものであり、下線部は、追加指定の理由の主要部分である。

3 「理由の要点」欄の記載内容は、「追加指定の理由」欄の下線部分を要約したものである。

(5) その他史跡(11件)

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	追加指定の理由	理由の要点
入江・高砂貝塚 【北海道虻田郡虻田町】 (平成11年11月19日)	北海道噴火湾東部沿岸に所在する縄文時代後・晩期を代表する貝塚。両貝塚は、 <u>ともに縄文後期における貝塚、墓、住居の形成がみられ、一体的に形成されたと考えられる。</u> 豊富で多様な遺構、遺物を包含し、周辺の自然環境、縄文人の生業や形質、葬法などを知る上で極めて重要である。	既指定部と一体をなすもの
清滝寺京極家墓所 【滋賀県坂田郡山東町】 (平成11年11月19日)	上下二段に画された墓所内に35基の宝篋印塔と3基の五輪塔が並ぶ。そのうち中世守護大名部分が指定されているが、 <u>今回近世大名家部分を追加指定するものである。</u>	既指定部と一体をなすもの
月ノ木貝塚 【千葉県千葉市】 (平成13年11月16日)	千葉市の南東部に所在する、縄文中・後期の貝塚である。 <u>大規模な馬蹄形の貝層の南端部を追加指定するものである。</u>	既指定部と一体をなすもの
鹿毛馬神籠石 【福岡県嘉穂郡穎田町】 (平成13年11月16日)	馬蹄形の丘陵上に7世紀頃に築かれた古代山城で、花岡岩切石を用いた全長約2kmに及び列石を持つ。列石上には土塁が築かれ、丘陵西側の谷には、暗渠を設け水門とした。昭和20年に保存状態が良好なことから、列石の周辺が带状に史跡指定されたが、 <u>山城を構成する重要な要素である列石内部や斜面が未指定であったため、今回追加指定するものである。</u>	既指定部と一体をなすもの
金剛峯寺境内 【和歌山県伊都郡高野町】 (平成14年6月21日)	空海が9世紀初めに真言密教の根本道場として開創した金剛峯寺は、昭和52年に指定。今回、徳川家康・秀忠の霊屋のある「徳川家霊台」と北条政子が源頼朝・実朝の菩提を弔うために創建した金剛三昧院を追加指定。	既指定部と一体をなすもの
入江・高砂貝塚 【北海道虻田郡虻田町】 (平成14年11月15日)	噴火湾に位置する縄文時代前期から後期、近世アイヌ期の貝塚。縄文時代晩期の土坑墓も多数見つかり、当時の自然環境、生業、縄文人の形質や埋葬方法を知る上で極めて重要。 <u>調査の結果新たに確認された竪穴住居跡、貝塚等を追加指定する。</u>	既指定部の周辺部で新たに確認されたもの 既指定部と密接な関連を有するもの
真福寺貝塚 【埼玉県岩槻市】 (平成14年11月15日)	岩槻丘陵上に所在する縄文時代後期から晩期にかけて営まれた貝塚を伴う集落跡。直径150mの環状貝塚を中心とし、台地西側に入り込んだ綾瀬川の小支谷の沖積低湿地まで広がる。 <u>開発要望に伴う調査の結果発見された竪穴住居跡等を追加指定する。</u>	既指定部の周辺部で新たに確認されたもの 既指定部と密接な関連を有するもの

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	追加指定の理由	理由の要点
熊野三山 【和歌山県新宮市等】 (平成 14 年 11 月 15 日)	熊野三山は、熊野本宮大社、熊野速玉大社、熊野那智大社のことを示し、それぞれが神道による固有の祭祀起源を持つが、10 世紀後半には祭神を相互に合祀し、「熊野三山」の信仰体系が成立した。11 世紀には日本第一の霊験所として、多くの参詣者が訪れることとなり、我が国の信仰の歴史を考える上で貴重。 今回、「 <u>史跡熊野参詣道</u> 」のうち熊野本宮大社旧社地の <u>大斎原と熊野那智大社境内、青岸渡寺境内、補陀洛山寺境内を分離し、「熊野三山」と名称変更し、新たに熊野本宮大社現社地と熊野速玉大社境内を追加して指定する。</u>	既指定部の分割に伴うもの
熊野参詣道 中辺路、大辺路、小辺路、伊勢路等 【和歌山県新宮市等】 (平成 14 年 11 月 15 日)	古代末期から近世・近代に至るまで、貴顕のみならず一般庶民までが熊野三山への信仰と憧憬によって歩んだ道であり、我が国の歴史ならびに社会・文化を考える上で欠くことの出来ない交通遺跡。 今回、「 <u>史跡熊野参詣道</u> 」のうち熊野本宮大社旧社地の <u>大斎原と熊野那智大社境内、青岸渡寺境内、補陀洛山寺境内を「熊野三山」として分離し、参詣道として良好に保存されている地域を追加して指定する。</u>	既指定部の分割に伴うもの
見沼通船堀 【埼玉県川口市、さいたま市】 (平成 14 年 11 月 15 日)	享保 16 年(1731)に開通した、我が国最古の閘門(こうもん)式運河であり、江戸期の土木技術を知る上で、かつ地域の流通経済を考える上で貴重。通船の安全祈願のために勧請した水神社と、江戸文化の流入により通船関係者が中心となって築造した富士塚、通船堀と一体となった堀部分を追加指定する。	既指定部と一体をなすもの
朝夷奈切通 【神奈川県鎌倉市、横浜市】 (平成 15 年 5 月 16 日)	鎌倉と外港の六浦を結ぶ鎌倉時代の重要な交通路で、鎌倉市と横浜市の境の峠道が史跡指定されている。既指定地の西側で発掘調査によって確認された、14 世紀から <u>15 世紀の納骨堂跡等を追加指定する。</u>	既指定部の周辺部で新たに確認されたもの 既指定部と一体をなすもの

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「追加指定の理由」欄の記載内容は、重要文化財等として指定したものについて、あらかじめ、報道発表を行った際に使用した資料に記載されている「文化財の概要」等から抜粋したものであり、下線部は、追加指定の理由の主要部分である。

3 「理由の要点」欄の記載内容は、「追加指定の理由」欄の下線部分を要約したものである。

6 名勝

【新規指定】

(1) 庭園 (20 件)

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	新規指定の理由	理由の要点
楽山園 (らくさんえん) 【群馬県甘楽郡甘楽町】 (平成 11 年 11 月 19 日)	織田信長の次男信雄から始まる上州小幡藩邸の庭園。城下町の西端、雄川が造り出した段丘上に造られている。荒廃、埋没していたが、発掘調査により、 <u>藩邸建物の南に池庭を造り、川水を滝石組に導き入れ、池、中島、遣水を造り、池脇の段丘地形を巧みに利用し築山として</u> いることが判明した。また、南方の連山を借景としている。 <u>近世初期の地方武家の作庭として価値が高い。</u>	特定の時代の地方武家の作庭造園技術からみて価値が高いもの
深田氏庭園 (ふかだしていえん) 【鳥取県米子市】 (平成 11 年 11 月 19 日)	伯耆国の開拓に関わった豪族深田氏が、江戸時代前期に住宅書院南面に築いた庭園。書院から展開する正面景観を重視した構成をとり、小規模な園池の背後に築山を擁することや、池中に鶴や亀を象徴した島を配置することなど、江戸時代に定形化した庭園様式の意匠や技法を基本としている。しかし、 <u>築山頂部の滝石組は3本の石柱が独立する独得の形状をなしていることなど、豊かな独創性が認められる。</u> また、 <u>庭園の全体的な景観はよくまとまっており、作庭時の様相をよく残している。</u>	独特な作庭技法の庭園 個性ある景観で保存状態が良好なもの
常德寺庭園 (じょうとくしていえん) 【山口県阿武郡阿東町】 (平成 11 年 11 月 19 日)	島根県境に近いこの地域は蔵目喜(ぞうめき)鉾山として古くから知られており、常德寺も鉾山の発展と共に歴史を刻んできた。山間の溪流沿いの狭隘な所に造られ、本堂の南に、中島をもつ池庭が造られている。荒廃埋没していたが、発掘調査により室町時代に遡る作庭であること、 <u>他に例のない岩盤削り出しの滝石組や築山の独特な作庭技法、鍾乳洞の霊水の取り入れ等が判明した。</u> <u>近世初頭の優れた作庭として価値が高い。</u>	独特な作庭技法の庭園 特定の時代を代表するもの
上時国氏庭園 【石川県輪島市】 (平成 12 年 11 月 17 日)	輪島市東北部の町野川右岸に、江戸時代後期に建造された上時国氏の住宅のうち、書院から観賞できるように <u>主屋の三方に造られた庭園。</u> 南、東の庭園は、池と築山、豪快な石組みからなる立体的な意匠であるのに対し、西の庭園は景石のみを配した平面的な構成をとる。 <u>江戸時代における奥能登地方の豪農の文化的水準の高さを示す庭園として、観賞上、学術上の価値は高い。</u>	特定の時代の豪農の庭園 観賞上、学術上価値の高いもの
時国氏庭園 【石川県輪島市】 (平成 12 年 11 月 17 日)	輪島市東北部の町野川右岸に、江戸時代初期に建造された時国氏の住宅の書院に面する庭園。書院南西に細長い池と、その背後に枯滝の石組を配した築山がある。明	特定の時代の豪農の庭園 観賞上、学術上価値

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	新規指定の理由	理由の要点
	るさの中に深い溪谷を象徴して造られた入り江と滝石組には、遠近感や高低感のある意匠がみられる。江戸時代における奥能登地方の豪農の文化的水準の高さを示す庭園として、 <u>観賞上、学術上の価値は高い。</u>	の高いもの
大角氏庭園 【滋賀県栗太郡栗東町】 (平成12年11月17日)	東海道草津石部の間の宿を兼ねた大角氏の庭園である。江戸時代前期末(元禄前後)頃の作庭で、築山と池を伴う書院から見る庭園である。築山右手に枯滝組を施し、左手に三重宝篋印塔と石組を配する。和中断を販売することで著名になった <u>商家の庭園で、観賞上、学術上の価値が高い。</u>	特定の時代の地方の豪商が築造した庭園 観賞上、学術上価値の高いもの
法華寺庭園 【奈良県奈良市】 (平成12年11月17日)	法華寺は奈良時代総国分尼寺として創建された法華滅罪之寺の法灯を引く尼門跡寺院であり、法華寺庭園は江戸時代前期に、後水尾上皇の皇女高慶尼が入寺したときに併せて作庭された御所の雰囲気を感じさせる庭園である。庭園は三区に区分され切石指敷き参道の格式のある前庭・壺庭風の瀟洒な内庭・池泉ののびやかな主庭からなる。 <u>その構成手法は江戸時代前期の特徴をよく表しており、貴重である。</u>	特定の時代の構成手法の特徴を表すもの 御所の雰囲気を感じさせる庭園
旧岩船氏庭園 (香雪園)きゅう いわふねしていえん (こうせつえん)) [北海道函館市] (平成13年5月16日)	明治31年頃、函館市在住の呉服商が築造した庭園で、約13haの広大な敷地にアカマツを中心に植栽し、園亭を設けて池を掘り、溪を形成して石塔を置き、石組み流れを造っている。藤棚を設け、煉瓦造温室、沈床式花壇や芝生広場が設けられている。明治期に作庭された庭園の特徴のひとつである和風洋風織り交ぜた構造であることと、北海道らしい広大な敷地に造成された庭園になっていることを兼ね備えた稀有な風景式庭園を形成しており貴重である。	特定の時代の特徴を取り入れた構造 希有な特定形式の庭園
高梨氏庭園 (たかなししていえん) [千葉県野田市] (平成13年5月16日)	江戸時代後期における千葉県下総地方の豪農の住宅庭園に起源をもち、醤油製造による財力を背景として近代に完成した庭園。芝生地に飛石のみを配した単純で平明な書院の前庭部をはじめ、敷地を構成する外部空間全体の景観構成は勝れており、 <u>観賞上、学術上の価値は高い。</u>	特定の形式の庭園として貴重
旧諸戸氏庭園 (きゅうもろとしていえん)	明治末から大正初期にかけて築造された庭園で、三重県桑名市北東部を南東に流れる揖斐川右岸に位置し、洋館と和館が一体となった主屋に南面する庭園を主要部	特定の形式の庭園として貴重

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	新規指定の理由	理由の要点
【三重県桑名市】 (平成 13 年 5 月 16 日)	分とする。和館正面を中心として東西に広がり有し、洋館前の芝生広場、東西に長い園池、緩やかな高まりを持つ築山が奥行きをなして、開放的な印象を与える。近代桑名の豪商が築造した庭園で、時代的特徴を反映している事例として貴重である。	
旧彦根藩松原下屋敷(お浜御殿)庭園 【滋賀県彦根市】 (平成 13 年 11 月 16 日)	彦根藩 11 代藩主井伊直中が造営した江戸時代の大名庭園である。琵琶湖の水を直接取り入れる数少ない汐入形式の庭園である。江戸期を代表する大名庭園として貴重である。	特定の時代、地方を代表する大名庭園 数少ない形式のもの
旧赤穂城庭園 (きゅうあこうじょうていえん) 本丸庭園、二之丸庭園 【兵庫県赤穂市】 (平成 14 年 6 月 21 日)	旧赤穂城庭園は、本丸の池泉庭園・中奥坪庭・西北池泉、二之丸の大石頼母助(おおいしたのものすけ)庭園・錦帯池から成る。本丸庭園は遺構を露出展示する整備がされ、公開されている。二之丸庭園は石敷・礫敷の池底を持つ「流れの庭」と船遊びのできる大池泉で構成。城郭庭園として極めて貴重。	特定の形式の庭園として貴重
旧津山藩別邸庭園(きゅうつやまはんべつていていえん)(衆楽園) 【岡山県津山市】 (平成 14 年 6 月 21 日)	江戸初期に津山藩主森氏によって築造され、後に松平氏によって整備された岡山県北部を代表する回遊式大名庭園。南北に長い敷地の中に、水の流れや池の水面、庭外の山並みの眺望など変化のある景がうまくまとめられている。	特定の時代、地方を代表する大名庭園 変化のある景観に特徴があるもの
旧万徳院庭園 【広島県山県郡千代田町】 (平成 14 年 6 月 21 日)	吉川元長が 16 世紀後半に建立した万徳院本堂の西と北に所在する庭園。西庭園では旧谷川の地形を生かした大振りな池と中島を造成し、中島を船に見立てている。北庭園は本堂 8 畳間に付属した小規模な坪庭で、小滝と小池がある。戦国大名による寺院付属庭園として貴重。	特定の形式の庭園として貴重
吉川元春(きっかわもとほる)館跡庭園 【広島県山県郡豊平町】 (平成 14 年 6 月 21 日)	吉川元春の隠居館の庭園。垂直の石組護岸と扁平な石敷池底による極めて人工的な池庭。建物北縁が池護岸、池の北に築山、その東に滝組。築山頂部に立石を据え、三尊石(さんぞんせき)風石組を配する。遺構の残りは極めて良好。中世末期の庭園として朝倉館跡庭園と並び秀逸。	保存状態が良好 特定の時代の庭園として秀逸しているもの
旧熊本藩八代城主浜御茶屋(松浜軒(しょうひ	八代城主松井直之が元禄元年(1688)、母崇芳院尼のために築造した江戸時代初期の大名庭園。球磨川の水を導水した池の北側に築山を築き、築山越しに雲仙を望ん	特定の時代の大名庭園 造園当時の景観が

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	新規指定の理由	理由の要点
んけん)庭園 【熊本県八代市】 (平成 14 年 11 月 15 日)	だ雄大な構成の庭であった。 <u>座敷から見る庭園は、方向によって変化があり、当時の庭園景観をよく今に伝える。</u>	残存しているもの
諸戸氏庭園 【三重県桑名市】 (平成 14 年 11 月 15 日)	江戸時代の庭園をもととしながら近代桑名の豪商が拡張・整備した庭園。近世より伝わる旧山田氏林泉とこれに隣接して新たに作られた汐入形式の池庭とが一つの庭園として構成されており、 <u>明治時代後半に地方の豪商が築造した庭園として優秀。</u>	特定の時代の地方の豪商が築造した庭園 構成が優秀なもの
旧新発田藩下屋敷(清水谷御殿)庭園および五十公野御茶屋庭園 【新潟県新発田市】 (平成 15 年 5 月 16 日)	幕府茶道方縣宗知(あがたそうち)を新発田に度々招き、 <u>作庭の指導を受け、元禄年間に清水谷・五十公野などの庭園が完成</u> それぞれに異なった趣の庭園が良好に保存されている越後を代表する大名庭園である。	造園者が著名な庭園 保存状態が良好 地方を代表する大名庭園
白沙村莊庭園 【京都府京都市】 (平成 15 年 5 月 16 日)	白沙村莊庭園は日本画家、橋本関雪(はしもとかんせつ)(1883~1945)により築造された庭園 瀟洒な回遊式庭園を構成している。庭園の北西隅には、竹林の築山に羅漢石仏群を配して個性ある景観を造り出している。 近代の日本画家の芸術観を反映した庭園であり、 <u>保存状態もよく、観賞上・学術上の価値がきわめて高い。</u>	造園者が著名な庭園 保存状態が良好 観賞上・学術上価値が高い庭園
飛鳥京跡苑池 【奈良県高市郡明日香村】 (平成 15 年 5 月 16 日)	飛鳥京跡苑池は、飛鳥川右岸、史跡伝飛鳥板蓋宮跡の西北に接する飛鳥時代の園池遺跡で、南北約 280m、東西約 100mの範囲に及び、周囲に石積み護岸をめぐるせた南北 2 つの池と、北に延びる排水路からなる。 飛鳥地域の苑池や方形池の中でも、最も規模が大きく構造も複雑で、宮殿に付属する公的な施設である可能性が高い。 <u>特に鑑賞性の高い南池の構造と意匠は、当時の庭園の状景をよく示している点で貴重である。飛鳥京跡苑池は飛鳥時代の政治、文化を知る上できわめて重要な遺跡であるとともに、我が国における庭園の発展を知る上でも重要である。</u>	保存状態が良好 特定の時代の政治、文化及び我が国の庭園の発展を知る上で重要なもの

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「新規指定の理由」欄の記載内容は、重要文化財等として指定したものについて、あらかじめ、報道発表を行った際に使用した資料に記載されている「文化財の概要」等から抜粋したものであり、下線部は、新規指定の理由の主要部分である。

3 「理由の要点」欄の記載内容は、「新規指定の理由」欄の下線部分を要約したものである。

(2) その他名勝（2件）

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	新規指定の理由	理由の要点
白米の千枚田 (しろよねのせんまいだ) 【石川県輪島市】 (平成12年11月17日)	輪島市街地の東方約8km付近の白米地区において、北の日本海岸に向かって下がる急傾斜面に展開する面積1.8haの棚田地域。現状に見る千枚田の景観は、17世紀から19世紀半ばにかけて完成した。畦畔を伝い歩くことによって得られる水田と海浜の変化ある展望風景に特徴がある。近世以来の豪農である両時国氏の建造物・庭園などの資産とともに近世奥能登地方を代表する資産群であり、 <u>この地方の生業と密接に結びついて形成されてきた顕著な文化的景観として貴重である。</u>	特定の地方の生業と結びついて形成された文化的景観として貴重なもの
坊津(ぼうつ) 【鹿児島県川辺郡坊津町】 (平成12年11月17日)	薩摩半島の西南隅に発達したりアス式海岸。古くは検遣唐使の寄港地であったが、近世以降は美しい海岸の景勝地として有名となった。文禄3年(1594)に坊津に配流された近衛信輔は、坊津海岸の八つの景勝地からなる「坊津八景」を選んで和歌を残した。そのうちのひとつが屹立する巨大な二石からなる双剣石で、歌川広重の「六十余州名所図会」にも主景として描かれている。坊津は近世を通じて薩摩地方独特の海岸風景として喧伝され、 <u>その文化的背景を有する風景の価値は極めて高い。</u>	文化的背景を有する風景として価値の高いもの

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「新規指定の理由」欄の記載内容は、重要文化財等として指定したものについて、あらかじめ、報道発表を行った際に使用した資料に記載されている「文化財の概要」等から抜粋したものであり、下線部は、新規指定の理由の主要部分である。

3 「理由の要点」欄の記載内容は、「新規指定の理由」欄の下線部分を要約したものである。

【追加指定】(4件)

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	追加指定の理由	理由の要点
入野松原 【高知県幡多郡大 方町】 (平成11年11月19日)	現指定地の海側砂丘に広がっている松原は、「小松原」と呼ばれており、 <u>既指定地の古松を継承するものとして優れた景観を造り出している。</u> この範囲を追加指定するものである。	既指定地区と一体をなす地区
伊江殿内庭園 (いえどうんちていえ ん) 【沖縄県那覇市】 (平成12年11月17日)	那覇市の東部に位置する伊江氏邸の庭園で、19世紀末期の築造と考えられている。珊瑚性石灰岩の岩盤を掘りくぼめて池や橋を造り、岩盤に漢詩文字を陽刻するなど、琉球独特の庭園の景観構成をとり、この地方における上流階級の庭園として価値が高いため名勝に指定された。現在の指定地に隣接する土地が、 <u>発掘調査によってもとの邸宅の敷地内にあたる</u> ことが判明したため、 <u>追加指定する。</u>	既指定地区の周辺で新たに確認された部分
盛美園 【青森県津軽郡尾 上町】 (平成14年11月15日)	青森地方を中心とした地方色豊かな大石武学流の庭園であり、明治を代表する住宅庭園。池に導水していた取水堰跡と、周囲に植栽され、 <u>庭園の広がり</u> を構成する <u>樹林部</u> を追加指定する。	既指定地区と一体をなす地区
旧大乘院庭園 【奈良県奈良市】 (平成15年5月16日)	室町時代、門跡尋尊(じんそん)が、足利義政の同朋善阿弥(ぜんあみ)に作らせた庭園。江戸末期の門跡隆温の描いた「四季真景図(しきしんけいず)」により当時の状況を知ることが出来る。 <u>発掘調査により、資料に見られる江戸期の状況が確認された部分</u> を追加指定する。	既指定地区の周辺で新たに確認された部分

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「追加指定の理由」欄の記載内容は、重要文化財等として指定したものについて、あらかじめ、報道発表を行った際に使用した資料に記載されている「文化財の概要」等から抜粋したものであり、下線部は、追加指定の理由の主要部分である。

3 「理由の要点」欄の記載内容は、「追加指定の理由」欄の下線部分を要約したものである。

7 天然記念物

【新規指定】

(1) 植物(3件)

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	新規指定の理由	理由の要点
大朝のテングシデ群落(おおあさのてんぐしでぐんらく) 【広島県山県郡大朝町】 (平成12年5月19日)	テングシデは枝條の屈曲が著しいイヌシデの変種であり、近年の調査により、突然変異による形質が遺伝的に固定されたもので、種子による世代交代が行われていることが明らかにされた。テングシデに対する畏敬の想いや木を損なう行為に対するタブーなどから群落が残されてきたと考えられる。このような <u>特異な遺伝形質をもった樹木の群落が残されたことは、学術的にも貴重である。</u>	特異な遺伝形質をもった樹木の群落が残存しているもの
鳥海山獅子ヶ鼻湿原植物群落及び新山溶岩流末端崖と湧水群 【秋田県由利郡象潟町】 (平成12年11月17日)	鳥海山北麓の標高約550mには、鳥海山からの新山溶岩の末端部分がよく発達し、その下部から豊富な湧水が溢出している。獅子ヶ鼻湿原植物群落は、この湧水に滋養された湿地帯と、周囲のブナ林により構成される。 <u>湧水は低温、強酸性等の特異な性質を持ち、独特の植物相を持つ蘚苔類群落を発達させている。また、周囲の森林には、雪上伐採によって形成された「あがりこ」と呼ばれる奇形ブナが生育している。これらの学術的価値は高く貴重である。</u>	特異な地質的・気候的条件のため、日本では希少かつ多様な植物が群生しているもの
伊吹山頂草原植物群落(いぶきさんちょうそうげんしょくぶつぐんらく) 【滋賀県坂田郡伊吹町】 (平成14年11月15日)	伊吹山は、日本海型気候と太平洋型気候の境界にあたり、中腹以上に石灰岩が広く分布する。このような <u>特異な地質的・気候的条件のため、日本では希少な山地草原が発達し、伊吹山固有植物、北方系植物等、多様な植物が群生しており、学術的価値が極めて高い地域である。</u>	特異な地質的・気候的条件のため、日本では希少かつ多様な植物が群生しているもの

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「新規指定の理由」欄の記載内容は、重要文化財等として指定したものについて、あらかじめ、報道発表を行った際に使用した資料に記載されている「文化財の概要」等から抜粋したものであり、下線部は、新規指定の理由の主要部分である。

3 「理由の要点」欄の記載内容は、「新規指定の理由」欄の下線部分を要約したものである。

(2) 地質鉱物(6件)

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	新規指定の理由	理由の要点
<p>オンネトー湯の滝マンガン酸化物生成地 【北海道足寄郡足寄町】 (平成12年5月19日)</p>	<p>オンネトー湯の滝は、活火山である雌阿寒岳の麓の原生林内に存在し、滝を流れ下る温泉水からは、微生物の作用によりマンガン酸化物が沈殿を続けている。オンネトー湯の滝は、<u>陸上で観察できる最大のマンガン酸化物の生成場所であり、世界的にも注目されている。</u>微生物によるマンガン酸化物の生成は、35億年前の地球上で始まった海洋や大気の形成過程を示唆しており、<u>地球や生命の歴史を解明する上でもたいへん貴重な現象である。</u></p>	<p>陸上で観察できる最大のマンガン酸生成場所、世界的にも注目されているものであって、かつ、地史を解明する上で重要なもの</p>
<p>新倉の糸魚川静岡構造線 【山梨県南巨摩郡早川町】 (平成13年5月16日)</p>	<p>糸魚川 静岡構造線は、新潟県糸魚川市から長野県諏訪市、山梨県早川町を経て静岡市に達する。日本列島中央部を横断し、東北日本と西南日本を分ける延長250kmにも及ぶ大断層である。山梨県早川町新倉の内河内川左岸には、<u>糸魚川 静岡構造線の逆断層が見事に露出している。</u>断層の西側は、先新第三系瀬戸川層群の黒色粘板岩、東側は、新第三系中新統の凝灰岩類からなり、西側の古い地層が東側の新しい地層の上にのし上がっているのが明瞭である。<u>我が国でも第一級の断層である糸魚川 静岡構造線が典型的に見られる場所として貴重である。</u></p>	<p>日本を代表する活断層 活断層が目視できるもの</p>
<p>木下貝層(きおろしかいそう) 【千葉県印西市】 (平成13年11月16日)</p>	<p>約12万5千年前に関東平野一円に広がっていた内湾の浅海に堆積した地層(成田層)は、関東平野一円に広く分布している。木下貝層は、<u>当時の浅海に堆積した様々な堆積構造や化石を含むのみならず、成田層研究の端緒となった地層で、地質学的に重要である。</u></p>	<p>堆積構造や化石などが豊富な地層 特定の地層研究の端緒となった地質学的に重要なもの</p>
<p>犬吠埼の白亜紀浅海堆積物 (いぬぼうさきのはくあきせんかいたいせきぶつ) 【千葉県銚子市】 (平成13年11月16日)</p>	<p>関東より西に連続的に分布している<u>白亜紀地層の東端で、地史を考える上で重要である。</u>浅海特有の堆積構造や化石などが豊富で地層の標識的な場所として貴重である。房総半島の大部分は新第三紀以降の新しい柔らかな地層で構成されており、銚子にのみ古く堅い地層が露出している。</p>	<p>地史を考察する上で重要なもの 堆積構造や化石などが豊富な地層</p>
<p>真川(まかわ)の跡津川断層(あつがわだんそう) 【富山県上新川郡】</p>	<p>岐阜県から富山県にかけて伸びる右横ずれの活断層で、総延長は60kmに達する。安政5年(1858)に飛騨地方に大きな被害を出した飛越地震の震源となつたといわれ、<u>日本を代表する活断層のひとつ。</u>通常は岩盤が</p>	<p>日本を代表する活断層 活断層が目視できるもの</p>

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	新規指定の理由	理由の要点
大山町】 (平成 14 年 11 月 15 日)	脆く観察が難しい活断層を目の当たりにすることができる。	
月出(つきで)の 中央構造線(ちゅうおうこうぞうせん) 【三重県飯南郡飯高町】 (平成 14 年 11 月 15 日)	中央構造線は、関東から中部・近畿・四国を経て九州に達し、延長 1,000 km に及ぶ、 <u>第一級の大断層</u> 。活動は約 1 億年前の中生代白亜紀に遡るとされ、 <u>日本列島の成り立ちを語る上で欠かせない</u> 。月出の中央構造線では、中央構造線が明瞭に認められるとともに、断層を容易に観察できる。	日本を代表する大断層 日本列島の成り立ち等地史を解明する上で重要なもの

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「新規指定の理由」欄の記載内容は、重要文化財等として指定したものについて、あらかじめ、報道発表を行った際に使用した資料に記載されている「文化財の概要」等から抜粋したものであり、下線部は、新規指定の理由の主要部分である。

3 「理由の要点」欄の記載内容は、「新規指定の理由」欄の下線部分を要約したものである。

【追加指定】(3件)

重要文化財等名 【所在地】 (答申年月日)	追加指定の理由	理由の要点
<p>駒止湿原 【福島県南会津郡 田島町、大沼郡昭 和村】 (平成11年11月19日)</p>	<p>湿原からブナ林までの連続した良好な植生が見られる現指定地に隣接する、湿原とブナ林を含む集水域を追加して指定するものである。</p>	<p>既指定地区に隣接する地区で良好な植生がみられるもの</p>
<p>川内川チスジノリ発生地 【鹿児島県伊佐郡 菱刈町】 (平成12年5月19日)</p>	<p>チスジノリは数少ない淡水産の紅藻植物の一つで、古くは食用に供された。近年の調査により、良好な発生のみられる現指定地より下流域を追加指定し、生育環境が悪化した上流部の一部を解除するものである。</p>	<p>既指定地区に近隣する地区で良好な植生がみられるもの</p>
<p>新宮藺沢浮島植物群落 【和歌山県新宮市】 (平成15年5月16日)</p>	<p>沼沢の泥炭から出来た浮島に成立した森林植物群落で、温暖な地でありながら寒地性植物が遺存して混生する希少な群落。隣接地の追加指定によりかつての池敷を復元し浮島と植物群落の保存に資そうとするもの。一部解除は追加指定時の錯誤を訂正するものである。</p>	<p>既指定地区と隣接した地区を指定し、既指定地区の保全を図る必要があるもの</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「追加指定の理由」欄の記載内容は、重要文化財等として指定したものについて、あらかじめ、報道発表を行った際に使用した資料に記載されている「文化財の概要」等から抜粋したものであり、下線部は、追加指定の理由の主要部分である。

3 「理由の要点」欄の記載内容は、「追加指定の理由」欄の下線部分を要約したものである。

4 追加指定は、本表のほか、平成12年11月17日に文化審議会から答申を受けて追加指定が行われた「青海川の硬玉産地及び硬玉岩塊」があるが、追加指定の理由が「指定地域内の硬玉岩塊の保存のための移動」であり、追加指定の理由を類型化するものになじまないものであることから、本表に記載していない。

事例 1 - 重要文化財(建造物)の新規指定又は追加指定の理由の類型に相当する可能性があると考えられる文化財の例

文化財の名称 [所在地]	文化財の概要 [出典]	相当する可能性があると考えられる重要文化財等の新規指定又は追加指定の理由の類型 [相当する重要文化財等の理由の類型の例]	指定に関する都道府県教育委員会等の意見等
G01 住宅 [大阪府 G a市]	<p>G a市G a重要伝統的建造物群保存地区内にある G01 住宅は、1782 年に建築されたもので同地方の商家建築の歴史を考察する上で貴重であるとともに、母屋は表屋造りで、出格子に竹格子入り丸窓があるなど凝った建築様式となっている。</p> <p>ちなみに、同住宅は、現在、府指定有形文化財に指定されている。</p> <p>[G a市資料]</p>	<p>特定の地方における「地方特有の町家建築」であって、かつ、「建築様式に特定の時代の特徴を示すもの」であること</p> <p>（表 1 - -重要文化財(建造物) - 【新規指定】 - [住宅] 欄の に該当</p>	<p>府教育委員会では、国指定に値する建造物として、文化庁に要請しており、今後も要請を行っていきたいとしている。</p>
D01 住宅 [神奈川県 D a市]	<p>D01 住宅は、昭和初期(昭和5年)に建築され、現存する数少ない木造洋風住宅であり、D a市の場合、昭和初期以前の明治・大正期の木造洋風住宅は、関東大震災で倒壊し、ほとんど残っていない。</p> <p>また、同住宅は、D aで貿易商を営んでいた者が米国人建築家に依頼して設計させたもので、外観にはスペインを思わせる開放感と多彩な装飾があり、内部は、リビングルームの暖炉などに中世的な雰囲気漂わせており、神奈川県教育委員会が昭和 57、58 年度に実施した近代洋風建築総合調査の対象建築物になっている。</p> <p>なお、D a市では、昭和 63 年度から D aらしい景観をつくりだしている歴史的建造物を「D a市認定歴史的建造物」とし、その保全を図っており、同ホールは「D a市認定歴史的建造物」として認定されている。</p> <p>[D a市資料]</p>	<p>「外観構成や内部空間など意匠的に優れている建物」であって、かつ、「特定の地方を代表する建物で建築当初の姿がよく残るもの」であること</p> <p>（表 1 - -重要文化財(建造物) - 【新規指定】 - [住宅] 欄の に該当</p>	<p>市教育委員会では、同住宅が現存する数少ない木造洋風住宅であることから、重要文化財として指定されることを望んでいる。</p>

文化財の名称 [所在地]	文化財の概要 [出典]	相当する可能性があると考えられる重要文化財等の新規指定又は追加指定の理由の類型 [相当する重要文化財等の理由の類型の例]	指定に関する都道府県教育委員会等の意見等
C01 [埼玉県 Ca市等]	<p>埼玉県内には、Cb市にレンガを製造する工場が明治時代に設置されたことから、28か所のレンガ造りのC011が、明治中期から大正初期に建設されている。</p> <p>C011自体は全国でつくられているが、その多くは木造であり、煉瓦を用いて造られているものは、全国的にみて珍しく、同県における明治期の土木遺産を代表するものである。</p> <p>さらに、これらのC011のデザインについては、上端に塔が付属しているアーチ型のレンガ施工で豪華なものや簡素なものもあり、C011の変遷を示している。</p> <p>なお、28か所のうち1か所は、県の有形文化財（建造物）の指定を受けている。</p> <p>[「近代化遺産総合調査報告書」埼玉県、平成8年]</p>	<p>特定の地方における「特定分野の遺構」であって、かつ、「特定分野の変遷を知る上で重要なもの」であること</p> <p>（表1 - - 重要文化財（建造物） - 【新規指定】 - [その他建造物]欄の に該当</p>	<p>県教育委員会では、C011のうち、所有者等の承諾が得られたものから順次、県有形文化財（建造物）に指定しており、今後、文化庁にC01として指定を要望したいとしている。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「文化財の概要[出典]」欄は、当該文化財の関係県、市が当該文化財に関して作成している資料及び当省の調査により作成したものであり、[出典]内は、その資料を示す。

3 「文化財の概要[出典]」欄の下線部は、「相当する可能性があると考えられる重要文化財等の新規指定又は追加指定の理由の類型 [相当する重要文化財等の理由の類型の例]」欄に記載している類型に該当する部分である。

事例 1 - 史跡の新規指定又は追加指定の理由の類型に相当する可能性があると考えられる文化財の例

文化財の名称 [所在地]	文化財の概要 [出典]	相当する可能性がある と考えられる重要 文化財等の新規指定 又は追加指定の理由 の類型 [相当する重要文 化財等の理由の類型の例]	指定に関する都道府 県教育委員会等の意 見等
E01 館跡 [新潟県 E a町]	<p>平成6年度に、同館跡について、埋蔵文化財の確認調査を実施した際に出土した遺物からみて、昭和59年10月に国の史跡に指定された奥山莊城館遺跡<small>おくやまのしょうじょうかんいせき</small>のうちの江上館跡と同時期の16世紀初頭以前に同館が廃絶されたと予想される。</p> <p>また、「皇国地誌」によれば、同館には鎌倉時代E011一族が在籍したとされており、禅宗常光寺の過去帳表紙裏には、同館について「堀近江守一万石の館なり」と記載されている。</p> <p>なお、当省が現地調査したところ、郭、土塁から構成されている遺構は、一部寺院地内にあり、土塁の一部が寺院の入口として使用されているため、破壊されているものの、保存状態は良い。</p> <p>ちなみに、同館跡は、現在、町指定史跡に指定されている。</p> <p>[E a町資料]</p>	<p>「保存状況が良好」であって、かつ、「有力大名の城跡」であること</p> <p>（表1 - - 史跡 - 【新規指定】 - [城跡等] 欄の に該当</p>	<p>県教育委員会・町教育委員会では、国指定の価値があるのではないかとしている。</p>
H01 (H011内) [京都府 H a市]	<p>H01は、都市の発達の歴史を考察する上で重要な遺構である。</p> <p>H a市内の8か所の「H01」が国史跡に指定され、さらにはH012境内地部分1か所が追加指定されている。</p> <p>H011内にある同H01は、当省が現地調査したところ、金網のフェンスで囲まれ、保存管理状態は良好であり、残存状況は既指定のものと同程度である。</p> <p>[H a市資料]</p>	<p>特定の時代における「現存する貴重な遺跡」であって、かつ、「特定分野の歴史を考察する上で重要なもの」であること</p> <p>（表1 - - 史跡 - 【新規指定】 - [その他史跡] 欄の に該当</p>	<p>市教育委員会では、指定の価値はあると思われるとしている。</p>

文化財の名称 [所在地]	文化財の概要 [出典]	相当する可能性があると考えられる重要文化財等の新規指定又は追加指定の理由の類型 [相当する重要文化財等の理由の類型の例]	指定に関する都道府県教育委員会等の意見等
E02(史跡)に隣接したE03館跡 [新潟県Ea町]	<p>E03館跡は、国の史跡として指定されたE02のうちのE031跡の麓の居館群に隣接しており、E031跡と密接に連携した戦国期の根小屋を形成したものと考えられる。</p> <p>なお、当省が現地調査したところ、郭、空堀から構成されている遺構の保存状態は良い。</p> <p>[Ea町資料]</p>	<p>「既指定部に隣接する遺跡」であって、かつ、「既指定部と密接な関連を有するもの」であること</p> <p>(表1 - - 史跡 - 【追加指定】 - [城跡等] 欄の に該当)</p>	<p>県教育委員会・町教育委員会では、国指定の価値があるのではないかとしている。</p>
L01(史跡)の周濠 [鹿児島県La町]	<p>L01は、国の史跡に指定された全長約129mの大型前方後円墳である。</p> <p>昭和52年から53年にかけて県教育委員会が実施した発掘調査により、この古墳を取り囲む形で幅約10mから20mの周濠が巡らされていたことが確認されたものの、周濠部分については、現在まで追加指定等を行われていない。</p> <p>このため、現在、同古墳の周濠部分は耕作地や町道敷となっており、今後、破壊が進むおそれがある。</p> <p>また、有識者等からも、同古墳の周濠部分について追加指定を行って保護を行うべきと指摘する意見がみられた。</p> <p>[]</p>	<p>「既指定部の周辺部で新たに確認されたもの」であって、かつ、「既指定部と一体をなすもの」であること</p> <p>(表1 - - 史跡 - 【追加指定】 - [古墳] 欄の に該当)</p>	<p>町教育委員会では、追加指定を行う必要性については認識しているとしている。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「文化財の概要[出典]」欄は、当該文化財の関係市、町が当該文化財に関して作成している資料及び当省の調査により作成したものであり、[出典]内は、その資料を示す。

ただし、[出典]内に「-」を付しているものについては、当省の調査により作成したものである。

3 「文化財の概要[出典]」欄の下線部は、「相当する可能性があると考えられる重要文化財等の新規指定又は追加指定の理由の類型 [相当する重要文化財等の理由の類型の例]」欄に記載している類型に該当する部分である。

表 1 -

史跡名勝天然記念物の指定解除の理由の類型

重要文化財等の種類	指定解除の理由の類型
史跡名勝天然記念物	<p>「史跡名勝天然記念物が滅失しているもの」であること。 (理由の類型の基となった解除の具体例については、表 1 - - 【指定解除】 - 史跡名勝天然記念物の 、 、 計 3 件参照)</p> <p>「史跡名勝天然記念物の一部が原状回復困難な程度に毀損、破損しているもの」 であること。 (理由の類型の基となった解除の具体例については、表 1 - - 【指定解除】 - 史跡名勝天然記念物の 、 計 2 件参照)</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「指定解除の理由の類型」欄の記載事項は、表 1 - の「理由の要点」欄の記載事項を類型化したものである。

表1 -

史跡名勝天然記念物の指定解除の理由及び理由の要点の一覧

平成11年5月から16年1月までに、文化審議会の答申を受けて史跡名勝天然記念物から指定解除又は一部解除された5件

【指定解除】

史跡名勝天然記念物（5件）

史跡名勝天然記念物 【所在地】 (答申年月日)	指定解除の理由	理由の要点
川内川チスジノリ発 生地 【鹿児島県伊佐郡菱刈 町】 (平成12年5月19日)	チスジノリは数少ない淡水産の紅藻植物の一つで、古くは食用に供された。近年の調査により、良好な発生のみられる現指定地より下流域を追加指定し、 <u>生育環境が悪化した上流部の一部を解除するものである。</u>	史跡名勝天然記念物の一部が原状回復困難な程度に毀損、破損
手野のスギ 【熊本県阿蘇郡一の宮 町】 (平成12年5月19日)	阿蘇の東北外輪山麓の国造神社境内に所在する、祭神のお手植えに由来するとの故事をもつスギの巨木。平成3年の台風により樹幹が折損したため、腐朽防止や土壌改良などの措置を講じてきたが、 <u>樹勢は回復せず、枯死に至ったことから解除するものである。</u>	史跡名勝天然記念物が滅失
鳴門の根上りマツ 【徳島県鳴門市】 (平成12年5月19日)	渦潮で著名な名勝鳴門に近く、3mもの根上がりを呈するクロマツ8本が近接する奇観は、古くから広く世に知られる。台風による倒伏や虫害による枯損で減少し、昭和55年には残り1本となった。薬剤散布を施すなど保護措置を講じたが、 <u>平成11年に至って枯死したため解除するものである。</u>	史跡名勝天然記念物が滅失
川尻石器時代遺跡 【神奈川県津久井郡城山 町】 (平成12年11月17日)	相模川流域に所在する縄文時代中・後期の敷石住居跡が多数埋没していることで著名な史跡。確認調査が終了し、 <u>遺跡の範囲と内容が把握されたことから追加指定し、橋新設事業による毀損範囲を指定解除する。</u>	史跡名勝天然記念物の一部が原状回復困難な程度に毀損、破損
妙見の大ケヤキ 【熊本県益城郡谷部町】 (平成15年5月16日)	幹周9m、樹高30mに達するケヤキの巨樹であったが、平成15年1月12日、 <u>樹幹基部から倒壊したため解除する。</u> 内部で腐食が進み、元々幹が斜上し傾いていたため、幹の強度が樹体の重さに耐えきれず倒壊したものと考えられる。	史跡名勝天然記念物が滅失

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「指定解除の理由」欄の記載内容は、重要文化財等の指定を解除したのものについて、あらかじめ、報道発表を行った際に使用した資料に記載されている「文化財の概要」等から抜粋したものであり、下線は、指定解除の理由の主要部分である。

3 「理由の要点」欄の記載内容は、「指定解除の理由」欄の下線部分を要約したものである。

4 指定解除は、本表のほか、平成14年11月15日に文化審議会からの指定解除の答申を受けて指定解除が行われた「座散乱木遺跡」、平成15年5月16日に文化審議会から指定解除の答申を受けて指定解除が行われた「新宮蘭沢浮島植物群」があるが、指定解除の理由が、前者は「ねつ造されたもの」であること、後者が「追加指定時の錯誤を訂正するもの」であることであり、いずれ指定解除の理由を類型化するものになじまないものであることから、本表に記載していない。

事例 1 - 史跡名勝天然記念物の指定解除の理由の類型に該当すると考えられる史跡名勝天然記念物の例

史跡名勝天然記念物の名称(指定年月日) [所在地]	史跡名勝天然記念物の概要 [出典]	該当すると考えられる史跡名勝天然記念物の指定解除の理由の類型[該当する史跡名勝天然記念物の理由の類型の例]	指定の解除に関する都道府県教育委員会等の意見等
B01(天然記念物) [宮城県Ba町]	<p>B01は、指定当時、2時間から5時間おきに雄釜7mから10m、雌釜1mから2m余り噴出して湯柱をつくるわが国唯一の自然B011温泉である。</p> <p>しかし、B01は、昭和23年のアイオン台風等による土砂の流入により、<u>両孔ともに埋没してその後噴出が止まったため</u>、昭和50年から55年に復元工事を実施し、一時回復したものの54年度後半から再び休止し、現在は全く噴出していない。</p> <p>宮城県から委嘱されている文化財保護指導員から、平成3年7月22日付けで県文化財保護課に対し、<u>天然記念物としての価値は全く消滅していることから調査の上、今後の対策について検討して欲しいとの意見が出されている。</u></p> <p>[「緊急復元調査報告書」宮城県、昭和55年度] [「指定文化財保護管理報告書(指導カード)」宮城県、平成3年度]</p>	<p>「史跡名勝天然記念物が滅失しているもの」</p> <p>表1 - - 史跡名勝天然記念物 - 【指定解除の理由の類型】欄の に該当</p>	<p>県教育委員会では、文化財保護指導員の調査結果を文化庁に報告しているとして 町教育委員会では、指定の見直しを要望している。</p>
E04(史跡) [新潟県Eb市]	<p>E04は、北陸自動車道の建設に伴い、新潟県が昭和52、53年度にE041から発掘調査の委託を受け、発掘調査を実施した結果、遺構が発見されたことから、史跡として国指定を受けたものである。</p> <p>新潟県教育委員会によると、遺構が破壊されることのないようE041と協議し、橋脚を設置することとし、昭和54年11月の現状変更等の許可により、橋脚設置工事が実施されたものであるが、<u>遺構が発見された地点に橋脚8本が設置され、遺構の一部が破壊されている。</u></p> <p>[]</p>	<p>「史跡名勝天然記念物の一部が原状回復困難な程度に毀損、破損しているもの」</p> <p>表1 - - 史跡名勝天然記念物 - 【指定解除の理由の類型】欄の に該当</p>	

史跡名勝天然記念物の名称(指定年月日) [所在地]	史跡名勝天然記念物の概要 [出典]	該当すると考えられる史跡名勝天然記念物の指定解除の理由の類型[該当する史跡名勝天然記念物の理由の類型の例]	指定の解除に関する都道府県教育委員会等の意見等
F01(史跡) [愛知県F a市]	F01は、指定地域1万3,725㎡のうち、市有地である史跡公園を除く約93%が民有地である。 しかし、昭和45年11月に同遺跡の地域全体が市街化区域に編入されたことから市街化が進行し、 <u>指定地域内には、平成15年6月末現在、住宅15軒を含む40棟の建築物が建っており、史跡としての体裁が損なわれている。</u> []	「史跡名勝天然記念物の一部が原状回復困難な程度に毀損、破損しているもの」 (表1 - - 史跡名勝天然記念物 - 【指定解除の理由の類型】欄の に該当)	
H01(H013地区)(史跡) [京都府H a市]	H01(H013地区)は、国の史跡に指定されているが、 <u>指定地域のうち、市有地ではない北側の3分の1の部分では既に26軒の住宅やアパートが立ち並んでおり、原状回復は困難な状況となっている。</u> []	「史跡名勝天然記念物の一部が原状回復困難な程度に毀損、破損しているもの」 (表1 - - 史跡名勝天然記念物 - 【指定解除の理由の類型】欄の に該当)	市教育委員会では、原状回復が困難であることから当該地域の指定解除を文化庁に要請しているが、文化庁からの指示・回答はないとしている。

<p>史跡名勝天然記念物の名称(指定年月日) [所在地]</p>	<p>史跡名勝天然記念物の概要 [出典]</p>	<p>該当すると考えられる史跡名勝天然記念物の指定解除の理由の類型[該当する史跡名勝天然記念物の理由の類型の例]</p>	<p>指定の解除に関する都道府県教育委員会等の意見等</p>
<p>L02(史跡) [鹿児島県Lb町]</p>	<p>L02は、国の史跡に指定されて以降、約70年間にわたり、指定地域の見直しは行われていない。また、同古墳群は、144の墳墓が広範囲に散在しており、各墳墓は、農地や山林等に囲まれているため、農耕等による侵食を受けやすい状況にある。</p> <p>このため、<u>Lb町教育委員会が作成している資料によると、これら144の古墳のうち、「壊滅」や「わずかに残るもの」等、損壊状態を示すものが33基となっている。</u></p> <p><u>当省が現地調査したところ、周囲の耕作のため墳丘の破損が進み、古墳としての原形をとどめていないものが5基や墳墓があったと思われる場所に、防火用水槽が設置されているものが1基みられた。</u></p> <p>[Lb町資料]</p>	<p>「史跡名勝天然記念物の一部が原状回復困難な程度に毀損、破損しているもの」</p> <p>表1 - - 史跡名勝天然記念物 - 【指定解除の理由の類型】欄の に該当</p>	<p>町教育委員会では、同史跡の指定地域の95%が私有地で、耕作地であることから、毀損、破損の防止は困難であるとしている。</p>
<p>F02(名勝) [愛知県Fb市、岐阜県Da市、Db市、Dc町]</p>	<p>F02は、愛知県Fb市から岐阜県のDa市、Db市及びDc町にわたり計511haが指定され、これら指定地の3市1町が管理団体に指定されている。</p> <p><u>指定後、岐阜県側において開発が進行し、Da市の指定地域のうち約15haが住宅団地として造成されるなど名勝としての価値が低下している部分があり、指定当時の原状回復までは困難な状況がみられることから、岐阜県教育委員会は指定地域を現状に沿って適切に管理するための指針や基準の再検討が必要と認識している。</u></p> <p>[]</p>	<p>「史跡名勝天然記念物の一部が原状回復困難な程度に毀損、破損しているもの」</p> <p>表1 - - 史跡名勝天然記念物 - 【指定解除の理由の類型】欄の に該当</p>	

史跡名勝天然記念物の名称(指定年月日) [所在地]	史跡名勝天然記念物の概要 [出典]	該当すると考えられる史跡名勝天然記念物の指定解除の理由の類型[該当する史跡名勝天然記念物の理由の類型の例]	指定の解除に関する都道府県教育委員会等の意見等
L03(天然記念物) [鹿児島県 Lc市]	<p>L03は、国の天然記念物に指定されて以降、現在まで、約80年にわたって指定地域の見直しは行われていない。当省の調査結果によると、<u>現在の繁殖域は全指定地域(約77,514㎡)のわずか5%程度の範囲でしか確認できず、他の指定地域では平成5年8月の豪雨に伴う災害復旧工事で法面がコンクリートで固められている部分やホテル用敷地、民家等が多くみられ、これらの地域では、今後、L031の繁殖は望めない状況となっている。</u></p> <p>また、指定地域内の土地所有者の中には、指定地域内であるため開発行為が制限されていることから、財産権の制約を受けている者もいると市教委では説明している。</p> <p>[]</p>	<p>「史跡名勝天然記念物の一部が原状回復困難な程度に毀損、破損しているもの」</p> <p>表1 - - 史跡名勝天然記念物 - 【指定解除の理由の類型】欄の に該当</p>	<p>市教育委員会では、地域の見直しの必要性は認めている。</p>

(注)1 当省の調査結果による。

2 「史跡天然記念物の概要[出典]」欄は、当該史跡天然記念物の関係県、町が当該史跡天然記念物に関して作成している資料及び当省の調査により作成したものであり、[出典]内は、その資料を示す。

ただし、[出典]に「-」を付しているものについては、当省の調査により作成したものである。

3 「史跡名勝天然記念物の概要[出典]」欄の下線部は、「該当すると考えられる史跡名勝天然記念物の指定解除の理由の類型」欄に記載している類型に該当する部分である。

2 重要文化財等の管理の適切化

通 知 事 項	説明図表番号
<p>重要文化財等の所有者、所有者が選任する管理責任者又は文化庁長官が指定する管理団体（以下「所有者等」という。）は、保護法において、重要文化財等を適切に管理しなければならないとされている。</p> <p>文化庁長官は、保護法において、重要文化財の現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況及び史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況について、各々、所有者等に対し、報告を求めることができるとされており、また、「管理が適当でないため重要文化財等が滅失等のおそれがあると認めるときは、所有者等に対し、管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる」とされている。</p> <p>都道府県教委（ただし、政令指定都市教育委員会（以下「政令指定都市教委」という。）及び中核市教育委員会を含む。）は、保護法において、現状変更等の許可を行った重要文化財の現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況について、都道府県教委又は市教育委員会（政令指定都市教委、中核市教育委員会及びその他の市教育委員会。以下、これらを総称して「市教委」という。）は、同様に、現状変更等の許可を行った史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況について、各々、所有者等に対し、報告を求めることができるとされている。</p> <p>また、都道府県教委は、保護法において、文化財について、随時、巡視を行い並びに所有者等に対し、文化財の保護に関する指導や助言等を行う文化財保護指導委員を置くことができるとされており、政令指定都市教委の中にも、同様の業務を行う文化財保護指導委員を置いている教育委員会がある。</p> <p>なお、これら文化財保護指導委員を置いている都道府県教委、政令指定都市教委に対し、「指定文化財管理費補助要項」（昭和54年5月1日文化庁長官裁定）に基づき、国庫補助が行われている。</p> <p>さらに、重要文化財等の所有者等は、保護法において、所有者等を変更したときや所在の場所を変更しようとするときは、文化庁長官に届け出なければならないとされている。</p> <p>今回、12道府県において、重要文化財5,516件（美術工芸品4,559件、建造物957件）のうち691件（美術工芸品307件、建造物384件）、重要有形民俗文化財48件のうち2件及び史跡名勝天然記念物946件のうち169件の計6,510件のうち862件を抽出し、重要文化財等の管理の状況を調査した結果、次のとおり、適切に管理されていないものが、68件みられる。</p> <p>史跡の中には、史跡に指定されている城跡内に土地を有する者が、現状変更等の許可を得ず、指定地域内を掘削し住宅を建設している、市教育委</p>	<p>図2 表2 -</p> <p>表2 -</p> <p>表2 -</p> <p>表2 -</p> <p>事例2 -</p>

通 知 事 項	説明図表番号
<p>員会の職員の立会いが現状変更等の許可条件となっているにもかかわらず、市教育委員会に工事着手の連絡をしないまま、許可を受けた場所とは別の史跡内の土地に墓地や車庫を造成しているなどにより、史跡の一部が毀損、破損しているものがみられる（４件）。また、史跡又は名勝の中には、毀損、破損には至っていないものの、指定地域内の山林を伐採するなど所有者等が無許可で現状変更等を行っているものがみられる（４件）。</p> <p>しかし、文化庁は、これらのうち史跡の１件についてのみ、所有者等に原状回復の命令を発出しているにとどまっている。</p> <p>重要文化財又は史跡名勝天然記念物の中には、（ ）所有者等の維持管理が適切に行われていないことから、その一部が毀損、破損しているもの（１０件）（ ）史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識や境界標等が設置されていないもの（２８件）がみられる。</p> <p>重要文化財に指定された建造物の中には、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）において、防火対象物に設置することとされている自動火災報知設備等が設置されていないものがみられる（１０件）。</p> <p>重要文化財の中には、所有者等や所在の場所が変更されているにもかかわらず、文化庁長官への変更届出が行われていないことから、重要文化財に指定されている太刀などの所在が不明となっているものがみられる（１２件）。</p> <p>一方、都道府県教委又は市教委に対し、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の管理の状況に関して積極的に情報収集を行うこと、情報収集の結果得られた不適切な管理の状況に係る情報を文化庁に提供することについての要請を徹底していないことから、管理が適切に行われていない状況を的確に把握していない。</p> <p>したがって、文部科学省は、重要文化財等の管理の適切化を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>都道府県教委又は市教委に対し、文化財保護指導委員制度を活用するなどにより重要文化財等の管理の状況について積極的に情報収集を行い、情報収集の結果得られた不適切な管理の状況に係る情報を文化庁に提供するよう要請を徹底すること。</p> <p>提供された不適切な管理に係る情報に基づき、重要文化財等の所有者等に対し、管理に関し必要な指示等を行うこと。所有者等がこの指示に従わず、重要文化財等が滅失等の危険を生じている場合は、管理に関する命令又は勧告を行うなど、厳正な措置を講ずること。</p>	<p>事例 2 -</p>

図 2

重要文化財等の管理に関する文化庁長官、都道府県教育委員会、市教育委員会と所有者等との主な関係



(注) 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

表 2 -

重要文化財等の管理に関する保護法の主な規定内容の概要

区分 実施主体	規 定 内 容	根 拠 条 文
所有者等	<p>法令等に基づいた重要文化財の管理</p> <p>重要文化財の所有者が変更した場合、新所有者の文化庁長官への届出</p> <p>重要文化財の所在の場所を変更しようとする場合の文化庁長官への届出</p> <p>重要文化財の修理</p> <p>重要文化財の現状変更等の場合、文化庁長官又は都道府県教委等の許可を受けること</p> <p>重要文化財を修理しようとするときの届出</p> <p>重要有形民俗文化財の管理</p> <p>重要有形民俗文化財の現状変更等をしようとする場合の届出</p> <p>重要有形民俗文化財の修理</p> <p>史跡名勝天然記念物の管理及び復旧</p> <p>史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設の設置</p> <p>史跡名勝天然記念物の所有者が変更した場合、新所有者の文化庁長官への届出</p> <p>史跡名勝天然記念物の現状変更等の場合、文化庁長官又は都道府県教委等の許可を受けること</p> <p>史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときの届出</p> <p>国宝又は重要文化財の現状変更等の許可を受けた者の終了報告</p> <p>特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可を受けた者の終了報告</p>	<p>保護法第31条第1項</p> <p>保護法第32条第1項</p> <p>保護法第34条</p> <p>保護法第34条の2</p> <p>保護法第43条第1項</p> <p>保護法第43条の2第1項</p> <p>保護法第56条の12 (第31条第1項及び第32条の2第1項を準用)</p> <p>保護法第56条の13第1項</p> <p>保護法第56条の14 (第34条の2及び第34条の3第1項を準用)</p> <p>保護法第71条の2第1項</p> <p>保護法第74条第1項</p> <p>保護法第72条第1項</p> <p>保護法第75条 (第32条第2項を準用)</p> <p>保護法第80条第1項</p> <p>保護法第80条の3第1項</p> <p>国宝又は重要文化財の現状変更等及び輸出並びに重要有形民俗文化財の輸出の許可申請等に関する規則第7条</p> <p>特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第3条</p>

区分 実施主体	規 定 内 容	根 拠 条 文
文化庁長 官	<p>重要文化財の所有者に対する管理に関する必要な指示</p> <p>重要文化財の所有者が変更した場合の新所有者からの届出の受理</p> <p>重要文化財の所在場所を変更しようとする場合の所有者等からの届出の受理</p> <p>重要文化財の管理が適当でないなどのため重要文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られる虞があると認める場合、所有者等に対し、重要文化財の管理方法の改善、防火施設その他の保存施設の設置その他管理に関し必要な措置の命令又は勧告</p> <p>国宝がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときの、所有者等に対する修理についての必要な命令又は勧告</p> <p>国宝以外の重要文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときの、所有者等に対する修理についての必要な勧告</p> <p>重要文化財の現状変更等（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為）の許可</p> <p>の許可を行う場合の許可の条件として現状変更等に関し必要な指示</p> <p>の許可条件に従わなかった場合における許可の取り消し</p> <p>重要文化財の所有者等に対する重要文化財の現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況についての報告の徴収</p> <p>の報告によっても重要文化財に関する状況を確認することができない場合における立入調査</p> <p>国宝又は重要文化財の現状変更等の許可を受けた者からの終了報告受理</p> <p>重要有形民俗文化財の現状変更等をしようとする所有者等からの届出受理</p> <p>重要有形民俗文化財の現状変更等をしようとする所有者等からの届出に係る現状変更等に関する必要な事項を指示</p> <p>重要有形民俗文化財の管理が適当でないなどのため重要有形民俗文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られる虞があると認めるとき、所有者等に対し、重要有形民俗文化財の管理方法の改善、防火施設その他の保存施設の設置その他管理に関し必要な措置の命令又は勧告</p>	<p>保護法第30条</p> <p>保護法第32条第1項</p> <p>保護法第34条</p> <p>保護法第36条第1項</p> <p>保護法第37条第1項</p> <p>保護法第37条第2項</p> <p>保護法第43条第1項</p> <p>保護法第43条第3項</p> <p>保護法第43条第4項</p> <p>保護法第54条</p> <p>保護法第55条</p> <p>国宝又は重要文化財の現状変更等及び輸出並びに重要有形民俗文化財の輸出の許可申請等に関する規則第7条</p> <p>保護法第56条の13第1項</p> <p>保護法第56条の13第2項</p> <p>保護法第56条の14 (第36条第1項を準用)</p>

区分 実施主体	規 定 内 容	根 拠 条 文
文化庁長官	<p>重要有形民俗文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるとき、所有者等に対する修理についての必要な勧告</p> <p>史跡名勝天然記念物の所有者に対する管理に関する指示</p> <p>管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られる虞があると認めるとき、所有者等に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置の命令又は勧告</p> <p>特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるとき、所有者等に対し、その復旧について必要な命令又は勧告</p> <p>特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときの所有者等に対する復旧について必要な勧告</p> <p>21 史跡名勝天然記念物の現状変更等（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為）の許可</p> <p>22 21の許可を行う場合の許可の条件として現状変更等に関し必要な指示</p> <p>23 22の許可条件に従わなかった場合における許可の取消し</p> <p>24 許可を受けず又は許可の条件に従わないで現状変更等をした者に対する原状回復の命令及び原状回復に関する必要な指示</p> <p>25 所有者等に対する史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況についての報告の徴収</p> <p>26 25の報告によっても史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができない場合の立入調査及び調査のための必要な措置の施行</p> <p>27 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可を受けた者からの終了報告受理</p>	<p>保護法第56条の14 （第37条第2項を準用）</p> <p>保護法第75条 （保護法第30条を準用）</p> <p>保護法第76条第1項</p> <p>保護法第77条第1項</p> <p>保護法第77条第2項</p> <p>保護法第80条第1項</p> <p>保護法第80条第3項 （第43条第3項を準用）</p> <p>保護法第80条第3項 （第43条第4項を準用）</p> <p>保護法第80条第7項</p> <p>保護法第82条</p> <p>保護法第83条</p> <p>特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第3条</p>

区分 実施主体	規定内容	根拠条文
都道府県 教委 (法定受託 事務)	<p>重要文化財の現状変更等（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為を除く。（注1））に対する許可 の許可を行う場合の許可の条件として現状変更等に関し必要な指示 の許可条件に従わなかった場合における許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止命令又は許可の取消し 重要文化財の現状変更等の停止命令（文化庁長官が許可したもの） 重要文化財の所有者等に対する重要文化財の現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況についての報告の徴収（自ら現状変更等の許可を行ったものに限る。） の報告によっても重要文化財に関する状況を確認することができない場合における立入調査（自ら現状変更等の許可を行ったものに限る。） 史跡名勝天然記念物の現状変更等（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為を除く。（注2））に対する許可 の許可を行う場合の許可の条件として現状変更等に関し必要な指示 の許可条件に従わなかった場合における許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止命令又は許可の取消し 史跡名勝天然記念物の現状変更等の停止命令（文化庁長官が許可したもの） 所有者等に対する史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況についての報告の徴収（自ら現状変更等の許可を行ったものに限る。） の報告によっても史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができない場合の立入調査及び調査のため必要な措置の施行（自ら現状変更等の許可を行ったものに限る。）</p> <p>(注1) 次のイ、ロに掲げる現状変更等 イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等 ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り (注2) 小規模建築物の増改築等の現状変更等</p>	<p>保護法第43条第1項 施行令第5条第3項第1号 保護法第43条第3項 施行令第5条第3項第1号 保護法第43条第4項 施行令第5条第3項第1号 保護法第43条第4項 施行令第5条第1項第2号 保護法第54条 施行令第5条第3項第3号 保護法第55条 施行令第5条第3項第3号 保護法第80条第1項 施行令第5条第4項第1号 保護法第80条第3項 （第43条第3項を準用） 施行令第5条第4項第1号 保護法第80条第3項 （第43条第4項を準用） 施行令第5条第4項第1号 保護法第80条第3項 施行令第5条第1項第2号 保護法第82条 施行令第5条第4項第2号 保護法第83条 施行令第5条第4項第2号 法施行令第5条第3項第1号 法施行令第5条第4項第1号</p>

区分 実施主体	規 定 内 容	根 拠 条 文
<p>政令指定 都市教委 (法定受託 事務)</p>	<p>重要文化財の現状変更等（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為を除く。（注1））に対する許可 の許可を行う場合の許可の条件として現状変更等に関し必要な指示 の許可条件に従わなかった場合における許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止命令又は許可の取消し 重要文化財の所有者等に対する重要文化財の現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況についての報告の徴収（自ら現状変更等の許可を行ったものに限る。） の報告によっても重要文化財に関する状況を確認することができない場合における立入調査（自ら現状変更等の許可を行ったものに限る。） 史跡名勝天然記念物の現状変更等（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為を除く。（注2））に対する許可 の許可を行う場合の許可の条件として現状変更等に関し必要な指示 の許可条件に従わなかった場合における許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止命令又は許可の取消し 所有者等に対する史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況についての報告の徴収（自ら現状変更等の許可を行ったものに限る。） の報告によっても史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができない場合の立入調査及び調査のため必要な措置の施行（自ら現状変更等の許可を行ったものに限る。）</p> <p>(注1) 次のイ、ロに掲げる現状変更等 イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等 ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り (注2) 小規模建築物の増改築等の現状変更等</p>	<p>保護法第43条第1項 施行令第5条第3項第1号 保護法第43条第3項 施行令第5条第3項第1号 保護法第43条第4項 施行令第5条第3項第1号 保護法第54条 施行令第5条第3項第3号 保護法第55条 施行令第5条第3項第3号 保護法第80条第1項 施行令第5条第4項第1号 保護法第80条第3項 （第43条第3項を準用） 施行令第5条第4項第1号 保護法第80条第3項 （第43条第4項を準用） 施行令第5条第4項第1号 保護法第82条 施行令第5条第4項第2号 保護法第83条 施行令第5条第4項第2号 法施行令第5条第3項第1号 法施行令第5条第4項第1号</p>
<p>中核市教育委員会 (法定受託 事務)</p>	<p>重要文化財の現状変更等（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為を除く。（注1））に対する許可 の許可を行う場合の許可の条件として現状変更等に関し必要な指示 の許可条件に従わなかった場合における許可に係る現状の</p>	<p>保護法第43条第1項 施行令第5条第3項第1号 保護法第43条第3項 施行令第5条第3項第1号 保護法第43条第4項</p>

区分 実施主体	規 定 内 容	根 拠 条 文
<p>中核市教育委員会 (法定受託事務)</p>	<p>変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止命令又は許可の取消し</p> <p>重要文化財の所有者等に対する重要文化財の現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況についての報告の徴収（自ら現状変更等の許可を行ったものに限る。）</p> <p>の報告によっても重要文化財に関する状況を確認することができない場合における立入調査（自ら現状変更等の許可を行ったものに限る。）</p> <p>史跡名勝天然記念物の現状変更等（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為を除く。（注2））に対する許可</p> <p>の許可を行う場合の許可の条件として現状変更等に関し必要な指示</p> <p>の許可条件に従わなかった場合における許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止命令又は許可の取消し</p> <p>所有者等に対する史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況についての報告の徴収（自ら現状変更等の許可を行ったものに限る。）</p> <p>の報告によっても史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができない場合の立入調査及び調査のため必要な措置の施行（自ら現状変更等の許可を行ったものに限る。）</p> <p>(注1) 次のイ、ロに掲げる現状変更等 イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等 ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り (注2) 小規模建築物の増改築等の現状変更等</p>	<p>施行令第5条第3項第1号 保護法第54条 施行令第5条第3項第3号</p> <p>保護法第55条 施行令第5条第3項第3号</p> <p>保護法第80条第1項 施行令第5条第4項第1号 保護法第80条第3項 （第43条第4項を準用） 施行令第5条第3項第3号</p> <p>保護法第80条第3項 （第43条第3項を準用） 施行令第5条第4項第1号</p> <p>保護法第82条 施行令第5条第4項第2号</p> <p>保護法第83条 施行令第5条第4項第2号</p> <p>法施行令第5条第3項第1号</p> <p>法施行令第5条第4項第1号</p>
<p>その他の市教育委員会 (法定受託事務)</p>	<p>史跡名勝天然記念物の現状変更等（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為を除く。（注））に対する許可</p> <p>の許可を行う場合の許可の条件として現状変更等に関し必要な指示</p> <p>の許可条件に従わなかった場合における許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止命令又は許可の取消し</p> <p>所有者等に対する史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況についての報告の徴収（自ら現状変更等の</p>	<p>保護法第80条第1項 施行令第5条第4項第1号 保護法第80条第3項 （第43条第3項を準用） 施行令第5条第4項第1号</p> <p>保護法第80条第3項 （第43条第4項を準用） 施行令第5条第4項第1号</p> <p>保護法第82条 施行令第5条第4項第2号</p>

区分 実施主体	規 定 内 容	根 拠 条 文
	<p>許可を行ったものに限る。)</p> <p>の報告によっても史跡名勝天然記念物に関する状況を確認 することができない場合の立入調査及び調査のため必要な措置 の施行（自ら現状変更等の許可を行ったものに限る。）</p> <p>(注) 小規模建築物の増改築等の現状変更等</p>	<p>保護法第83条 施行令第5条第4項第2号</p> <p>法施行令第5条第4項</p>

(注) 保護法、法施行令、国宝又は重要文化財の現状変更等及び輸出並びに重要有形民俗文化財の輸出の許可申請等に関する規則及び特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則に基づき、当省で作成した。

表 2 - 文化財保護指導委員の設置状況

(単位：人)

都道府県・ 政令指定都市別		区 分	名 称	人 員	国庫補助額
調 査 対 象 都 道 府 県 教 育 委 員 会	北 海 道		文化財調査員	34	各都道府県の面積及び指定文化財等の件数等を基準とし、1教育委員会当たり 150 万円、120 万円又は 100 万円
	宮 城 県		文化財保護地区指導員	78	
	埼 玉 県		(未設置)		
	神 奈 川 県		調査員	26	
	新 潟 県		文化財保護指導委員	23	
	愛 知 県		文化財保護指導委員	58	
	大 阪 府		(未設置)		
	京 都 府		文化財保護指導委員	69	
	奈 良 県		文化財保護指導委員	29	
	広 島 県		(未設置)		
	福 岡 県		文化財保護指導委員	18	
	鹿 児 島 県		文化財保護指導委員	30	
調 査 対 象 政 令 指 定 都 市 教 育 委 員 会	札 幌 市		(未設置)		1 教育委員会当たり、100 万円
	仙 台 市		(未設置)		
	さ い た ま 市		(未設置)		
	横 浜 市		(未設置)		
	名 古 屋 市		(未設置)		
	京 都 市		(未設置)		
	広 島 市		文化財保護指導委員	6	
福 岡 市		(未設置)			

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 人員は、平成 16 年 4 月 1 日現在の数値である。
 3 広島市教育委員会は、国庫補助を受けていない。

表 2 - 重要文化財等の所有者等の変更届出等が必要な主な事項

重要文化財等の種類	届出事項	根拠条文	届け出者
重要文化財	所有者の変更	保護法第 32 条第 1 項	新所有者
	管理責任者の変更	保護法第 32 条第 2 項	所有者（新管理責任者と連署）
	所有者又は管理責任者の 氏名・名称、住所の変更	保護法第 32 条第 3 項	所有者又は管理責任者
	所在の変更	保護法第 34 条	所有者、管理責任者又は管理団体
重要有形民俗文化財	所有者の変更	保護法第 56 条の 12	新所有者
	管理責任者の変更	保護法第 56 条の 12	所有者（新管理責任者と連署）
	所有者又は管理責任者の 氏名・名称、住所の変更	保護法第 56 条の 12	所有者又は管理責任者
	所在の変更	保護法第 56 条の 12	所有者、管理責任者又は管理団体
史跡名勝天然記念物	所有者の変更	保護法第 75 条	新所有者
	管理責任者の変更	保護法第 75 条	所有者（新管理責任者と連署）
	所有者又は管理責任者の 氏名・名称、住所の変更	保護法第 75 条	所有者又は管理責任者
	所在の変更	保護法第 72 条第 2 項	管理団体、所有者又は管理責任者

（注）保護法に基づき当省で作成した。

表 2 - 調査対象道府県における重要文化財、重要有形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物の件数（平成 15 年 4 月 1 日現在）

（単位：件）

道府県名	重要文化財			重要有形民俗文化財	史跡名勝天然記念物			計	
	美術工芸品	建造物			史跡	名勝	天然記念物		
北海道	38	15	23	4	98	49	2	47	140
宮城県	55	36	19	-	62	32	3	27	117
埼玉県	70	48	22	6	34	17	2	15	110
神奈川県	340	290	50	2	57	48	3	6	399
新潟県	78	46	32	14	65	25	6	34	157
愛知県	309	234	75	5	66	35	5	26	380
大阪府	702	608	94	3	79	70	4	5	784
奈良県	1,419	1,158	261	3	145	110	11	24	1,567
京都府	2,043	1,763	280	3	124	76	39	9	2,170
広島県	199	141	58	7	47	24	7	16	253
福岡県	233	199	34	1	112	80	5	27	346
鹿児島県	30	21	9	-	57	18	3	36	87
計	5,516	4,559	957	48	946	584	90	272	6,510

（注）1 当省の調査結果による。

2 重要有形民俗文化財の「生駒十三峠の十三塚」は、大阪府と奈良県の両府県にまたがって所在するため、両府県の件数にそれぞれ計上したが、計欄の件数は 1 件として計上した。

事例 2 - 無許可の現状変更等が行われたため毀損、破損している史跡の例

重要文化財等の名称 (指定年月日) [所在地]	毀損・破損の状況
D02 (史跡) [神奈川県 D b 市]	<p>D02内に土地を有する宗教法人は、平成14年7月に墓地増設に係る現状変更等の許可を受けたが、許可を受けた土地とは別の史跡内の土地に無許可で墓地及び車庫の造成を開始し、史跡の一部を構成する「やぐら(横穴式中世葬送遺構)」を破壊した。</p> <p>許可申請書では、許可後1か月以内に工事に着手・終了予定となっており、また、許可に際して D b 市教育委員会職員の立会条件が付されている。</p> <p>市教育委員会では、通常、立会条件の付された案件については、申請者側から工事着手の連絡を受け、着手当日のみ立ち会うこととしているが、本件については、同法人からの工事着手の連絡が許可後1か月を過ぎても無かったことから、立ち会いは行っていない。</p> <p>なお、同法人は、平成15年4月11日付けの文化庁からの原状回復命令に基づき、同年5月12日に原状回復に着手している。</p>
D03 (史跡) [神奈川県 D c 市]	<p>D03の指定地域内に土地を有する住民が、平成4年7月に建築確認及び現状変更等の許可を得ず、指定地域内を掘削し住宅を建設した。このため、同城跡の大外郭の一部(空堀跡)が破壊されている。</p>
J01 (史跡) [広島県 J a 市]	<p>J01は、J011境内にあり、同寺の本堂入口や本堂内の各所に、無許可で風除けのための白いベニヤ板が打ち付けられたことから景観を損ねている。</p>
K01 (史跡) [福岡県 K a 町]	<p>K01地域内に私有地を有する者が、現状変更等の許可を得ず、指定地域内の私有地に廃車や家電製品等の廃棄物を置き、史跡の景観・環境を損ねている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

**事例 2 - 毀損、破損には至っていないものの無許可の現状変更等が行われている
史跡、名勝の例**

重要文化財等の名称 (指定年月日) [所在地]	毀損・破損の状況
B02(名勝) [宮城県Bb市、Bc町、 Bd町等]	B02指定地域内のBd町の住民が、現状変更等の許可を得ず、指定地域内の自己所有の山林を伐採した。
K02(史跡) [福岡県Kb市]	K02では、史跡地域内の山林に、現状変更等の許可を得ず、農業用倉庫が設置(設置時期不明)されている。 Kb市教育委員会では、農業用倉庫の基礎部分の半分が史跡地域にかかっているのではないかとしている。
K03(史跡) [福岡県Kb市]	平成15年6月に現状変更等の許可を得ず、K03の史跡に指定されている地区内の宅地の一部が約1m切土され、整地されて駐車場になっている。
K04(史跡) [福岡県Kb市]	K04地域内のK041神社所有地に、現状変更等の許可を得ず、K04に関する記念碑が設置されている。 Kb市教育委員会では、記念碑建立について事前に地元から相談があった際に、現状変更等の許可の手続きを指導したが、勝手に工事を実施したものであるとしている。

(注) 当省の調査結果による。

**事例 2 - 所有者等による維持管理が不適切なため毀損、破損している重要文化財、史跡名勝
天然記念物の例**

重要文化財等の名称 (指定年月日) [所在地]	毀損・破損の状況
A01 (史跡) [北海道 A a 市]	A01 の土塁については、人の歩行及び降雨等により一部崩壊している。 また、土塁法面の保護用の張芝が剥離している箇所も多くみられる。
A02 (重要文化財 (建造物)) [北海道 A b 町]	A02 では、本堂正面庇の支柱及び向拝の柱の傾斜等による本堂隅柱の変形、小屋組各部材の経年劣化による乾燥亀裂の発生、正面外壁漆喰剥離及び側面下見板押縁脱落、外陣格天井板に隙間など毀損、破損の状況がみられる。 なお、昭和 59 年の大規模修理後、修理は行われておらず、現在も修理の計画はない。
B03 (重要文化財 (建造物)) [宮城県 B c 町]	B03 の屋根下の飾り金具が破損し、剥がれかかっている。
B04 (史跡) [宮城県 B e 村]	B04 内の建物の正面下部土台の横板部分が破損しているとともに、建物の裏側支柱木も破損している。
B05 (天然記念物) [宮城県 B e 村]	B05 では、遊歩道等がないため、B051 の一部が根元から踏みつけられている。
D04 (史跡) [神奈川県 D a 市]	D04 では、昭和 47 年度に国庫補助事業により整備した境内の D041 廟の石垣正面右側の石柵が 9 本倒壊し、左側には石片が放置されている。 また、同年度に国庫補助事業により整備した園路 (参道) が雨水等により削られ、歩行に支障を来している。 さらに、同寺が設置した高さ約 1.7m のコンクリート塀の一部に破損、亀裂があり、全体的に傾いていることから倒壊の危険がある。 なお、これらの状況について、市教育委員会及び管理団体である D a 市は把握していなかった。

重要文化財等の名称 (指定年月日) [所在地]	毀損・破損の状況
E 05 (天然記念物) [新潟県 E c 市]	<p>E 05 は、所有者である寺と檀家が藪内の清掃・管理等を実施してきたが、檀家の高齢化や敷地が広大であるため、昭和末頃から清掃等の維持・管理が行われていない。所有者は、管理もままならないので、天然記念物の指定を解除するよう文化庁、新潟県、E c 市と協議を繰り返したが、指定解除はされず、管理もそのまま所有者が実施することとなっている。</p> <p>しかし、所有者が修理費を捻出できないため、囲さくの破損、枯竹の放置による藪の荒廃の状況が続き、県の文化財保護指導委員からも囲さく破損につき、毎年指摘がなされている。</p>
G 02 (重要文化財(建造物)) [大阪府 G b 市]	<p>G 02 では、米蔵の垂木が腐朽により欠損し、屋根瓦が落下しており、平成 9 年 12 月及び 10 年 3 月に毀損届が提出されているが、本格的な復旧工事は行われていない。</p>
G 03 (史跡) [大阪府 G c 市]	<p>G 03 では、金堂の北側及び南側の築垣並びに宝物殿北東の土塀の一部が崩壊している。</p> <p>なお、平成 12 年度に毀損届が提出されている。</p>
J 02 (史跡) [広島県 J a 市]	<p>J 02 では、石垣の一部崩落や樹木の根により石垣の一部破壊等の状況がみられる。</p>

(注) 当省の調査結果による。

事例 2 -

標識、境界標等が未設置の史跡名勝天然記念物の例

未設置の内容等	史跡名勝天然記念物の名称（指定の区分）[所在地] 【未設置による支障等】
標識が未設置	A03（史跡）[北海道 A c 町] B06（史跡）[宮城県 B f 市] G04（史跡）[大阪府 G b 市] E04（史跡）[新潟県 E b 市] E02（史跡）[新潟県 E a 町] E06（天然記念物）[新潟県 E b 市] B07（天然記念物）[宮城県 B g 市]
説明板が未設置	A04（史跡）[北海道 A d 市] C02（史跡）[埼玉県 C c 町] C03（史跡）[埼玉県 C d 市] B08（天然記念物）[宮城県 B h 市]
境界標が未設置	G05（名勝）[大阪府 G d 市] G06（史跡）[大阪府 G e 市] K05（史跡）[福岡県 K c 市] 【広告板等設置業者が、無許可で史跡内の民有地付近に大型の広告塔を設置している。】 L01（史跡）[鹿児島県 L a 町] L04（史跡）[鹿児島県 L d 市] L02（史跡）[鹿児島県 L b 町]
囲さくが未設置（一部未設置を含む）	A05（史跡）[北海道 A c 町] 【史跡指定地域の一部が、無許可で隣地住人の花樹植栽地として占有されている。】 A06（史跡）[北海道 A a 市] 【史跡指定地域の一部が、無許可で隣地住人の車の乗入れ場所に使用されている。】
標識、説明板が未設置	B09（史跡）[宮城県 B d 町] B10（天然記念物）[宮城県 B i 町]
標識、境界標が未設置	G07（史跡）[大阪府 G d 市] G08（史跡）[大阪府 G d 市] K06（史跡）[福岡県 K d 市] 【近所の住民が、無許可で指定地域内の公有地で野菜を栽培したり、公有地を駐車場として使用している。】
境界標、囲さくが未設置	J03（史跡）[広島県 J c 市]

未設置の内容等	史跡名勝天然記念物の名称（指定の区分）[所在地] 【未設置による支障等】
標識、説明板、境界標 が未設置	G09（史跡）[大阪府 G d 市] K07（天然記念物）[福岡県 K e 市] K08（史跡）[福岡県 K d 市]

（注）当省の調査結果による。

事例 2 - 消防用設備が未設置の重要文化財の例

未設置の内容	重要文化財の名称 [所在地]
消火器及び自動火災報知設備 が未設置	J 04 [広島県 J d 市] J 05 [広島県 J e 市]
自動火災報知設備が未設置	I 01 [奈良県 I a 市] I 02 [奈良県 I b 村] I 03 [奈良県 I c 市] I 04 [奈良県 I d 町] I 05 [奈良県 I a 市] I 06 [奈良県 I a 市] I 07 [奈良県 I e 村] I 08 [奈良県 I e 村]

（注）1 当省の調査結果による。

- 2 「自動火災報知設備が未設置」欄の I01 は、当省の調査時において未設置であったが、国庫補助事業により平成 15 年度末までに設置されている。

**事例 2 - 所有者等の変更届出等が提出されておらず所在が不明となっている
重要文化財の例**

重要文化財の名称 [道府県名]	所在が不明となっている重要文化財の状況
A07 [北海道]	A07 は、所有者の死亡（平成元年3月8日）に伴う所有者等の変更届出が未届となっていることから、平成7年に当省が勧告した「芸術文化の振興に関する行政監察」において、所在不明とした指摘事例であり、後日、文化庁の追跡調査等により所在が判明したものとされている。しかし、今回、北海道教育委員会がこれまでの経緯を調査・確認した結果、本鐔は、依然として所有者等が不明のままとなっている。
太刀 E 07 [新潟県]	太刀 E 07 の所有者は、すでに死亡しており、平成6年当時、地元市町村教育委員会が遺族から現状把握したところ、昭和47年12月29日に東京在住の個人に譲渡し、現在は、東京国立博物館もしくは東京都の刀剣博物館にあるのではないかとしている。
太刀 E 08 他 4 件 [新潟県]	太刀 E 08 等の所有者は、関東方面に居住し、地元市町村には、代理人が居住しているのみであり、地元市町村教育委員会は、代理人に対し重要文化財の所有者・所在変更の有無を確認したが、正確な所在は把握できなかった。
太刀 F 03 他 2 件 [愛知県]	太刀 F 03 等の所有者の所在が不明で、同太刀の確認がとれない状況となっている。
太刀 F 04 [愛知県]	太刀 F 04 の所有者は死亡したが、相続人が同太刀の所在を承知しておらず、所在が不明となっている。
太刀 J 06 [広島県]	<p>広島県内の重要文化財（美術工芸品）について、文化庁の「国指定文化財等検索システム」に記載されているものと県教委が把握しているものとを照合した結果、県教委において、太刀 J 06 が把握漏れとなっている。</p> <p>これについて、県教育委員会は、所有者の死亡後、所有者変更届が適切に行われなかったため、所在不明となっているものとみられるとしている。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 なお、本事例のほか、G f 市教育委員会が実施した国宝及び重要文化財のうち個人所有の美術工芸品 44 件についての実態調査結果によれば、所有者の移転先が不明となっているものが 21 件、所有者の死亡によりその所在が不明となっているものが 4 件、その他不明のものが 16 件で、所在が明らかなものは 3 件にとどまっている。